

事記	合 計										
	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九
(甲) 海軍創設より、明治維新に至るまで、諸藩の船籍に入りたる艦船の數、 (乙) 同期間に於て風波座礁、若しくは戦争の爲めに廢船となりて、其船籍を 脱したるもの數、 (丙) 前二數の差、即幕末に於て現在せしもの數、	名古屋	小城	秋田	南部	小倉	莊内	津輕	福山	松山	大野	大洲
	(尾張、徳川)	(肥前、鍋島)	(羽後、佐竹)	(陸中、南部)	(豊前、小笠原)	(羽前、酒井)	(陸奥、津輕)	(備後、阿部)	(備中、板倉)	(越前、土井)	(伊豫、加藤)
	六										
	二										
	四										
	七										
	二										
	六										
	九										
	三										
八											

明治元年〔西曆千八百六十八年〕四月十一日、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜はり、尋で静岡藩有に歸したる艦船は、軍艦四隻、運輸船十八隻、合計二十二隻なりとす、但し函館戦役中、脱走軍は秋田藩所有の高雄艦を捕獲し、之を第二回天と名づけたるにより、静岡藩艦船表中には、軍艦の數は五隻となれり、

爾餘の諸藩艦船の數は、維新後、戦役天災等に因り、多少の變動を來したれば、新に艦船表を作り、左に掲げ、一覽の便に供すべし、而して此艦船表は、各藩より、明治維新の際及版籍奉還の時、政府に提供したる報告書類に基き、調製したるものなれども、當時のこと、固より騷擾に際し、申牒に洩れたるもの、又數字に誤謬等なきを保すべからず、其等は偏に後日の訂補を待たんとす、

大船製造解禁令發布以來、軍艦を外國に命じ製造せしめたるものは、佐賀藩を以て最初とす、該藩の軍艦電流〔幕府の威臨及朝陽の姉妹艦〕を和蘭ロッテルダム市に於て製造せしめたるは、幕府の威臨及朝陽と同時代なりとす、其後山口藩の第一及第二丁卯雲揚鳳翔、熊本藩の龍驤等の如きは、皆藩命に由り、特に製造し

佐				岡
孟春	皐月	甲子	電流	第二回天
鐵骨木、皮 鐵、螺、汽 橋、ト、ス ナ、ス、ク、 砲艦	鐵、螺、汽	鐵、螺、汽 三橋、ト ツブスル スグーナ	木、螺、汽 三橋、ト ベツト	木、螺、汽 三橋、ト ツブスル 砲艦
一三一 二二 七、七	一七一 二七	二二八 二七	一五〇 二六	
三四七 一九一 一四、二	三六〇 八〇	五〇〇 一四〇	三〇〇 一〇〇	
原名「イクセニ」、英國倫敦府にて製造、慶應四年一月「西曆千八百六十八年」、長崎に於て購入、	原名「エド」、文久二年「西曆千八百六十二年」、英國倫敦府に於て製造、慶應二年五月二十八日「同六十二年」、長崎に於てチールドコロウエルより購入、	原名「カテイツ」、安政四年「西曆千八百五十七年」、英國ダニバートン市に於て製造、元治元年九月三日「同六十四年」、長崎に於てチールドコロウエルより購入、	原名「ナガサキ」、安政三年「西曆千八百五十六年」、和蘭ロツテルダム市に於て、藩主の特命に由り製造、安政五年「同五十八年」、長崎に於て授受、	原名「アシロット」、秋田藩の軍艦高雄號、明治元年十月二十八日「西曆千八百六十八年」、鷲の木に於て之を捕獲し、第二回天と呼べり、後宮古沖に於て、官艦東に迫られ、終に自焼したり、

山		賀	
雲揚	第二丁卯	第一丁卯	日進
木、螺、汽 二橋、ト 砲艦	木、螺、汽 三橋、ト スグーナ	木、螺、汽 三橋、ト スグーナ	木、螺、汽 三橋、ト スグーナ
一一九 二四 七、七	一一六 二二 七、七	一一六 二二	二〇三 三一 二〇
二四五 一〇六	一二五 六〇	一二五 六〇	一四六 七一 〇
慶應二年「西曆千八百六十六年」、藩主の特命に因り、英國に於て製造、明治二年四月「同六十九年」、長崎に於て授受、		慶應二年「西曆千八百六十六年」、藩主の特命に由り、英國に於て製造、明治元年「六十八年」、長崎に於て授受、	和蘭に於て製造、明治三年「西曆千八百七十一年」、長崎に於て蘭人より購入、

静	別藩	運輸船	
船名	船種	江松	田秋
咸臨	木、帆	第一八雲	陽春
ナ「三木、帆」 「スク」 「ク」	深幅長 時時時	鐵、螺、汽 二橋「ト」 ツブスル スクーナ	木、螺、汽
一六七 二四	噸馬力	一八〇 二七	一八〇 三〇
	力力數	四四三 八〇	五三〇 二八〇
記 事			
<p>明治元年四月十一日（西曆千八百六十八年）、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦船表の記事欄に掲ぐ、同年八月十九日、徳川の臣榎本兼次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、清水港に難を避け、こゝに於て官軍に捕獲せられたり。</p> <p>原名「ガノカミ」、元治元年（西曆千八百六十四年）、米國に於て製造、慶應三年（同六十七年）、江戸に於てウチテイルスより購入、</p> <p>原名「ガークセク」、文久二年（西曆千八百六十二年）、英國サンダランドに於て製造、文久三年十月（同六十二年）、長崎に於て、「ボウルハンボー」組合より購入、</p>			

本	熊	島	鹿	口
龍驤	萬里	乾行	春日	鳳翔
木製鐵帶、螺、汽、三橋「シツブ」 「グ」 「コレベ」 「ット」	木、螺、汽 三橋	木、螺、汽 三橋「パ」 艦「ク」 砲	木、外、汽 三橋「ト」 ツブスル スクーナ 報知艦	木、螺、汽 三橋「パ」 艦「ク」 砲
二二一 四一	二二二 三五	一七七 二三 一〇	二四二 二九 一八、一	三二六 二四 八
二五三 八〇	六〇〇 一三〇	五二三 一五〇	二二六 二〇〇	一一一 二一三
記 事				
<p>慶應元年（西曆千八百六十五年）、藩主の命に由り、英國に於て製造、明治三年三月（同七十年）、カヒテンセームスに依りて、長崎に同航せられ、茲に英人クラバより購入、</p> <p>原名「コスモホワイト」、天保十年（西曆千八百三十九年）、佛國に於て製造、元治元年九月（同六十四年）、長崎に於て購入、</p> <p>原名「ストルルク」、英國リバプール市に於て製造、元治元年（西曆千八百六十四年）、長崎に於て購入、</p> <p>原名「キヤンヌー」、文久三年（西曆千八百六十三年）、英國カウに於て船體、同國サフヘントに於て機關製造、慶應三年十一月（同六十七年）、長崎に於て授受、</p> <p>慶應二年（西曆千八百六十六年）、藩主の特命に因り、雲揚と共に英國に於て製造、明治三年（同七十年）、長崎に於て授受、</p>				

神速	美加保	長鯨	大江	鳳凰丸
木、螺、汽	木、帆	鐵、外、汽	木、螺、汽	木、帆
一三〇 一六	一七四 三三三 二七	二五〇 三六 二二	一六〇 二六 一八	一三二 三〇
二五〇 九〇	八〇〇	九九六 三〇〇	一二〇	
明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦表の記事欄に掲ぐ、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、同年八月十九日、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、房州館山沖に於て觸礁破壊、函館脱走の途次、大風に會ひ、房州館山沖に於て觸礁破壊、	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦表の記事欄に掲ぐ、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、同年八月十九日、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、房州館山沖に於て觸礁破壊、	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦表の記事欄に掲ぐ、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、同年八月十九日、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦表の記事欄に掲ぐ、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、同年八月十九日、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦表の記事欄に掲ぐ、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、同年八月十九日、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、

佐	岡			
凌風	龍翔	健順	行速	千秋
木、外、汽	奇捷	順動	木、外、汽	木、帆
六〇 一一	千歳	大平	一八七 二五 一四	三 一 橋
一〇	不明 二隻	黒龍	二五〇	二六〇
慶應元年(西曆千八百六十五年)、佐賀に於て製造、	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦表の記事欄に掲ぐ、此九隻の船は、脱走船隊に附随せず、亦諸藩版籍奉還の際、静岡藩より獻納せしもの中に加はらざれば、老朽使用に堪へずして、廢船となりたるものならん、	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦表の記事欄に掲ぐ、	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦表の記事欄に掲ぐ、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、同年八月十九日、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、朝廷、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、其以前の船歴は、幕府海軍艦表の記事欄に掲ぐ、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、同年八月十九日、徳川の臣榎本釜次郎等の率ゐる艦隊に編入せられ、品海を脱し、函館に向ひたり、

山		賀		
乙丑	癸亥	金花	秋芳	晨風
木、螺、汽	木、帆 「ブリック」		鐵、螺、汽	木、帆 カッタ
一五二 二二 一一	一一八 二九		一七八 一七	七二 一九 一四
二六〇 七〇	二七七		五〇	五〇
原名「ユニオン」、英國ロツテルヒラ市に於て製造、慶應元年（西曆千八百六十五年）、薩州より購入、（櫻島丸）於て購入、				安政五年四月（西曆千八百五十八年）、長崎に於て製造、

鹿		口		
三邦	豊瑞	丙寅	華陽	丙辰
鐵、螺、汽	鐵、螺、汽	鐵、螺、汽	鐵、汽	木、帆 「ブリック」
一七七 二五	一九四 二四	一二二 一五	一七〇 三〇	六九 一八
二〇〇 一一〇	三〇〇 一五〇	九四 三〇	四一三	四七
原名「セラール」、文久二年（西曆千八百六十二年）、英國リバープール市に於て製造、慶應元年十月（同六十五年）、長崎に於て購入、	原名「ノアルマン」、英國に於て製造、元治元年十月十七日（西曆千八百六十四年）、長崎に於て購入、	慶應二年（西曆千八百六十六年）、長州征伐中、英人より購入、之に依りて、曾て幕府が占領せし大島郡を逆襲し、之を回復す、	山口藩は、松山に於て捕拿し、明治元年四月（西曆千八百六十八年）、四國より乘歸りて、該藩の保管に付せられたり、	嘉永三年（西曆千八百五十年）、長州に於て製造、

留		久		本
翔鳳	遼鶴	玄鳥	雄飛	神風
木、帆 「ナースク」	木、帆 「ナースク」	木、帆 「ナースク」	鐵、螺、汽	木、帆 「パーク」
八八 二六	八三 二九	八二 一九	一五〇 二二	一二〇 二七
二〇〇	一九〇	一〇七	二五〇 六〇	三九四
原名「メリシエン」、文久三年（西曆千八百六十三年）、新嘉坡に於て製造、慶應二年九月（同六十六年）、長崎に於て購入。	原名「ダイシヤン」、米國に於て製造、慶應二年九月（西曆千八百六十六年）、長崎に於て購入。	原名「スツルロー」、文久三年（西曆千八百六十三年）、米國に於て製造、慶應二年八月（同六十六年）、長崎に於て購入。	原名「サトウ」、萬延元年（西曆千八百六十年）、英國グラスゴウ市に於て製造、元治元年（同六十四年）、長崎に於てトマスゴロウエルより購入。	原名「カゴシマ」、慶應二年（西曆千八百六十六年）、英國アムステルダムに於て製造、慶應三年（同六十七年）、長崎に於て購入。

熊			島	
泰運	凌雲	舊迅	平運	龍田
木、帆 「パーク」	木、螺、汽	鐵、螺、汽	鐵、螺、汽	木、帆 「パーク」
一一〇 二七	一八〇 一八	八六 一三	二一六 三三	一〇五 一八
三八四	一六〇 三五〇	六〇 八三	七五〇 一五〇	三八三
原名「コレア」、文久三年（西曆千八百六十三年）、英國倫敦に於て製造、慶應三年四月（同六十七年）、長崎に於て購入。	原名「ガラナード」、安政五年（西曆千八百五十八年）、英國に於て製造、慶應二年六月（同六十六年）、長崎に於て購入。	原名「フェーリーム」、慶應元年（西曆千八百六十五年）、英國に於て製造、慶應二年七月（同六十六年）、長崎に於て購入。	原名「スコットランド」、英國に於て製造、元治元年一月三日（西曆千八百六十四年）、長崎に於て購入、明治元年一月三日（同六十八年）、淡路島に於て自ら擱洲焼失。	原名「ハントルス」、安政二年（西曆千八百五十五年）、米國ホストン市に於て製造、慶應元年六月（同六十五年）、長崎に於て購入。

高			澤	
羽衣	蜻蛉	夕顔	起業	駿相
木、螺、汽	鐵、螺、汽	鐵、螺、汽	木、帆	木、帆
一一四 二〇		二〇四 二四	一一〇 二四	一〇三 二三
一八六		六〇〇 一五〇	三〇九	一五八
原名「カフヒルチーフ」、萬延元年（西曆千八百六十年）、英國に於て製造、慶應三年三月（同六十七年）、長崎に於て購入。	原名「スパンキ」、英國製、慶應二年十一月（西曆千八百六十六年）、長崎に於て、米商ウナルスより購入。	原名「スライリン」、文久三年（西曆千八百六十三年）、英國に於て製造、慶應三年六月（同六十七年）、長崎に於てチールドより購入。	廢藩の際大藏省に獻納。	原名「ウツエルダリア」、慶應三年五月（西曆千八百六十七年）、長崎に於て、英商クラバより購入、廢藩の際大藏省に獻納。

金			米	
李百里	猶龍	錫懷	千歲	晨風
鐵、螺、汽	鐵、螺、汽	鐵、螺、汽 ナ 「スター」	木、螺、汽	木、螺、汽
二〇四 三〇	一九五 二六	一六二 二四	一八六 二六	一〇八 二三
五〇〇 一一〇	三九八 一〇〇	二五〇 七五	四五九 九〇	一〇〇
原名「サールラールバルク」、文久二年（西曆千八百六十二年）、英國に於て製造、慶應元年十月（同六十五年）、長崎に於て葡萄牙商ロレロより購入、明治元年（同六十八年）、東北戦争中、風濤の災に罹り破砕。	—	—	—	原名「マルチンウアイト」、元治元年（西曆千八百六十四年）ホストンに於て製造、慶應二年九月（同六十六年）、長崎に於てロビネットより購入。

島		徳		岡	
戊辰	通濟	乾元	洋春	蒼隼	
木、螺、汽	木、帆 ナ 「二 「スク 橋	木、螺、汽 三 「バ 「ク 橋		鐵、外、汽	
一九五 二六	一〇三 二四 一九	二七六 四五 三三		一三一 二三	
三一六 一二〇	八〇	八〇		二〇八 九〇	
	安政四年八月(西曆千八百五十七年)、江月石川島に於て製 造、	原名「セントルイス」、米國セルシルスに於て製造、文久二 年十一月(西曆千八百六十二年)、横濱に於て購入、		原名「エンペロル」、萬延元年(西曆千八百六十年)、英國に於 て製造、慶應三年三月(同六十七年)、長崎に於て購入、	

福		知		
環瀛	大鵬	紅葉賀	空蟬	箒木
鐵、螺、汽	木、外、汽 「二 「ト 「ツ 「ブ 「ス 「ル 「ス 「ク 「ナ			
二〇二 二五	一八八 三八		一三〇 二四	七八 一八
四五四 一二〇	七七〇 二八		一四六 一五〇	六〇 三〇
	原名「エレゲン」、文久二年(西曆千八百六十二年)、英國フ スコカライトに於て製造、慶應元年四月(同六十五年)、長 崎に於て購入、			
	原名「コロンビヤ」、安政二年(西曆千八百五十五年)、米國 ニューヨーク市に於て製造、文久二年九月(同六十二年)、長 崎に於て、テワイツトリードより購入、			

津		島 廣		
—	—	達觀	豐安	萬年
鐵、汽	鐵、螺、汽	木、帆 三橋	鐵、外、汽	鐵、螺、汽
一八三 二七	一五八 二二	一一〇 三〇 二	一八四 二五	一六八 二一
四四七	二五〇 八〇	四七〇	二五六 一二六	二八〇 八〇
原名「チサカ」	原名「ビートルランテルク」、慶應二年（西曆千八百六十六年）英國リパール市に於て製造、慶應三年七月（同六十七年）長崎に於て、蘭人ランテルクより購入、	蘭國に於て製造、長崎に於て購入、	原名「シヤパン」、慶應元年（西曆千八百六十五年）英國に於て製造、慶應二年五月（同六十六年）長崎に於て購入、	原名「キンリン」、英國ラナルクシルに於て製造、慶應二年九月（西曆千八百六十六年）長崎に於て薩州より購入、

島	山 歌 和	岩 田
溫泉	致遠	明光
汽	木、帆 「パーク」	鐵、螺、汽
一六五 一八	一三七 二七	二五二 三六
一五〇 六〇	二六七	八八七 一五〇
—	慶應三年（西曆千八百六十七年）横濱に於て購入、	原名「バハマ」、文久二年（西曆千八百六十二年）英國倫敦に於て製造、元治元年十一月（同六十四年）長崎に於て購入、

城小	岡延	鍋高	前弘	浦豊
大木	顯光	浪華	安濟	滿珠
三木、 「パーク」 檣帆	木、 帆			
一一〇 二四	一一八 二七			
五五〇	四〇〇			
原名「トルピン」、文久元年（西曆千八百六十一年）、米國ボ ストン市に於て製造、慶應二年五月（同六十六年）、長崎に 於て、ゴロアスより購入、				

山岡	屋古名	山	犬	原
鐘山	神力	神護	速鳥	—
鐵、 汽	木、 帆 「ナ スク」		木、 帆	鐵、 汽
一五六 二五	九四 二三		九〇 二八	一八八 二二
一八〇 一〇〇	一七六		四五	二六〇 九〇
	原名「ランデレン」、嘉永六年（西曆千八百五十三年）、米國 バルチモア市に於て製造、文久三年十二月（同六十三年）、 横濱に於て、「エヒールト」商會より購入、			

川柳	原嚴	井福	山福	洲大
千別	祥瑞	富有	順風	洪福
	鐵、汽	木、帆	木、帆 三橋	
汽 一七四 二四	汽 一〇八 二一	帆 一三二 三〇	帆 一三二 二五 二四	
七二	五〇 八〇	二四〇	九〇	
		原名「ベルリン」、安政二年（西暦千八百五十五年）、米國ニ ニューヨーク市に於て製造、慶應元年四月（同六十五年）長 崎に於て、米商ウチールスより購入、	文久元年一月（西暦千八百六十一年）、備後鞆津に於て製造、	

野龍
神龍
汽 一五一 二三
二〇四 六〇

第五節 艦船造修所

嘉永六年〔西暦千八百〕幕府は大船製造の禁を解き、諸藩に令して、海防の充實を期せしめんと欲し、先づ其第一方策として、國內に造船のことを奨励し、自ら率先して、相州浦賀に造船所を開き、茲に鳳凰丸を建造せしに、各藩も亦此例に従ひ、斯業を興し、最初は西洋形帆船に著手し、漸次汽船製造に進まんとしたり、

諸藩中、鹿兒島藩は、幕府と殆ど同時に、造船の事を開始し、大に他を誘導せり、即ち安政元年〔西暦千八百〕には、昌平丸〔三本〕を起工し、尋で、其姉妹船鳳凰丸及太元丸を製造したり、この製造に當り、松本恒菴〔後の伯耆〕は、和蘭の造船書を口譯し、大和形船大工に、其意義を傳へ、以て工事を施行したりといふ、〔たま

當時蘭學の大家なる川本幸民は、夙に汽船の機巧を審にし、遠西奇器述一篇を著して、詳に其構造を説けり、幸民は薩摩藩の學頭なりしが、昌平丸の製造は、幸民のこの著に基きたるも、此三帆船は、一見外國製のものとも異なることなきに似たれども、惜むべし、外板を肋骨に固結する釘は、外方の一端に頭部あるのみにして、内方は俗に所謂打込みとしたるが故に、船體は風波の爲め動搖し、其各部の震動は、自然釘に緩みを生ぜしめ、爲めに、海水は船内に浸入し、復た如何ともするに由なきに至れり、而して、此缺點が致命傷となりて、終に前記三隻中、鳳瑞丸は二年後に廢船となり、大元丸は船體を解かず、單に檣を倒し、四五年間、品海に繫船となりたる後、破毀せられたり、昌平丸の運命は詳かならず、

其後、松本恒菴は、自ら主任となり、小蒸氣船の製造に従事したり、此時も、亦同じく、和蘭の船用機關書を口譯して、煉鐵鑄造等は、職工に先づ機關各部の製法を示し、然る後、旋盤組立等の各工場を経て、機關の船内据付を了せり、かくて將に試運轉を行はんとせしに、機關は少しも動かざりしかば、反覆研究を遂げたれども、其功なく、終に該小蒸氣船を長崎に回航せしめ、機關各部を

開放して、滑瓣に缺くる所あるを發見したるを以て、之を調整して、試運轉を爲し、に、機關は漸く發動するに至りしかど、終に豫定の結果を得ること能はざりしと云ふ、

佐賀藩は、巨額の資金を投じ、完全なる造船用器具器械の一式を、和蘭に購ひ、之を輸入したり、〔佐賀藩の計畫は、其規模、當時我邦に於ける諸般學術進歩の程、莫大の費用と、熟練の技師及職工を要すべく、到底之を活用すること能はざるの感ありしを以て、佐賀藩は、此諸機械一切を擧げて、幕府に獻納したり、幕府は後日横濱製鐵所及横須賀造船所〕又金澤藩は、猶龍丸〔本邦に於て、始めて聯成表〕及李百里丸等を購入し、之れが修繕の必要を慮りて、能登七尾港に一工場を設置したり、其他の諸藩中にも、漸く之に倣ふ者増加して、維新の際には、艦船造修の用に供すべき多少の設備を有する者、十四藩を數ふるに至れり、而して其主なるもの所在地は、鹿兒島・石川島〔江〕・姫路・津・寒風・澤萩・柄津・佐賀・青森・新宮・七尾等なり、又此等工場に於て新造せし艦船は、總計十六隻〔汽船一隻、帆船軍艦三隻、他〕の多きに達せり、其要領は、諸藩艦船表に載せたるが如し、

かくて、我國造船業は、其端緒を開き、將來斯道發達の曙光を見るに當り、世は明治の維新となりて、兵馬倥傯の際、藩費を要すること頗る繁劇となり、爲めに其發展に頓挫を來せり、

維新後、諸藩の版籍を奉還するや、其軍艦の如きも、亦私有すべからざるものとし、之を獻じて海軍興張を資け、また運輸船を納めて、海商發達を促し、以て我皇國富強の基礎を確立せんとしたり、是に於て、藩立造船所は、存立の必要を失し、其多數は、消滅の運命に會せり、唯鹿兒島造船所は、一時海軍省管轄に付せられたるも、終にまた廢止となれり、而して今日に至るも、猶ほ其影を止むるものは、金澤藩の經營に係りし兵庫製鐵所〔現今株式會社〕と、水戸藩が其敷地を卜定したる石川島造船所〔現今株式會社東〕あるのみ、

石川島造船所のこととは、既に第一章〔第七節〕に於て述べたり、兵庫造船所は、源を金澤藩の設立せし七尾工場に發せり、然るに其所在地は、造船業に不適當なりしを以て、該藩は之を放棄せんとせしに、金澤藩士關澤安太郎、遠藤友

次郎及大聖寺藩士石川嶂の三名は、或る條件の下に、七尾工場にありし機械を兵庫に移し、一の工場を開き、之を加州製鐵所と名づけ、先づ大阪市及其附近に使用すべき小蒸氣船等を製造するの外、諸の雜工事を營みたり、然れども、收支相償はざるにより、終に廢藩置縣の際、組合業務擔當人なる石川嶂及遠藤友次郎の請願によりて、工部省の所管に歸せり、是れ現今最も繁榮を極むる株式會社川崎造船所の前身なりとす、

第三章 明治維新以降海軍省特設に至るまでの期間

第一節 軍務官時代

軍務官時代とは、慶應三年〔西暦千八百六十七年〕慶喜の將軍職辭退を勅許せられし日より、明治二年〔同六十九年〕七月、兵部省設置に至るまでの一年八ヶ月の期間を云ふ、

第一項 舊幕府軍艦處分と軍務官兵庫派遣

慶應三年〔西暦千八百六十七年〕將軍慶喜は、大政を奉還し、尋で、將軍職を辭退し、朝廷は未だ其兵權を處分するに至らずして、遽に東征の事起れり、乃ち明治元年〔西暦千八百六十八年〕二月、薩摩長門筑前安藝土佐及久留米等の諸藩より、各軍艦一隻を徴して、變に備へ、同三月、海軍は先鋒となり、海路を鎮し、孟春〔肥前藩軍艦、艦助〕豐瑞〔薩摩藩運輸船〕雄飛〔久留米藩運輸船〕の三隻を率て、兵庫より横濱に航し、更に陸路を

進で、品川に陣す、同四月、舊幕府の軍艦を處分し、開陽蟠龍、回天、千代田形の四艦を徳川氏に賜ひ、觀光富士山、朝陽の三艦と、翔鶴、飛龍の二船を收めたり、是時に當り、奥羽北越追討の事方に般なり、乃ち兵庫に軍務官を派遣し、諸藩の軍艦を徴集し、また外國艦船を購入武装して、之を戦地に差遣し、或は要地を守衛せしめ、又諸藩の汽船を徴發して、兵士及軍需を運送する等、専ら其急需を處辨したり、

第二項 徳川氏艦船八隻の品海脱走

同年八月十九日夜、舊幕臣榎本釜次郎等軍艦開陽〔艦長荒井郁之助〕回天〔艦長賀源吾〕蟠龍〔艦長松岡盤吉〕千代田形〔艦長森本弘策〕運輸船長鯨、美賀保神速、咸臨の八隻を率ゐて、品海を脱し、東北に向へり、〔開陽は美賀保を、回天は咸臨を、長鯨は千代田形を曳けり、又陸兵二千餘人を開陽、回天、長鯨の三隻に分乗せしめたり、〕二十三日、常陸鹿島灘に到る比、颶風に遭ひ、曳綱截れ、衆艦離散す、美賀保は總州銚子の岬に觸礁し、遂に破壊し、〔乗員は辛うじて上岸し、〕咸臨は豆州下田に漂著せり、蟠龍之を救はんとし、追うて清水に赴くや、官軍已に富士山、武藏、飛

雄の三艦を派し警戒せり、因て蟠龍は之を棄て、逃る、官軍終に咸臨を奪ひ品海に歸る、二十四日、曉來風些く和ぐ、長鯨先づ陸奥松島に入て投錨し、千代田形回天相ついで至り、二十七日、開陽颶風の爲舵を失ひて、東名に入港す、九月五日には神速、同十八日には蟠龍來りて投錨せり、是より先き、開陽回天、長鯨より、盡く陸兵を上岸せしめ、各艦東名に集合し、茲に應急修理を營みたり、是時に當りて、奥羽越の連衝破れ、莊内藩は獨り官軍に抗し、急を告げて、援を榎本等に請ふ、是に於て、運輸船長崎號に兵士七十人を搭載し、千代田形を護衛艦として差遣す、〔長崎は徳川の船にして、五月、遊撃隊を乗せ、品海を脱し、こゝに來りしものなり、〕

十月九日、大鳥圭介等數百人、及仙臺、會津等の士にして、榎本等と合同協力再舉の策を俱にせんと請ふもの三千有餘人、開陽回天、蟠龍、神速、長鯨、大江、鳳凰、〔大江、鳳凰の二隻は、先に、仙臺に貸與せしものなり、〕の七隻に分乘し、東名を抜錨して、二十日、鷲木濱第二十二圖に入り投錨す、二十一日、陸兵の一部を上岸せしめ、函館に向て進行す、大鳥圭介之に將たり、翌日、戊兵と衝突して之を走らし、海陸〔陸軍は松岡四郎次郎の一聯〕

圖 二 十 二 第



圖 地 の 近 附 其 及 館 函

隊海軍は回天、蟠龍の二艦、並びに進みて、五稜廓に逼り、二十六日、終に及に叩らずして之を抜けり、回天、蟠龍の二艦は、直に函館に赴く、二十八日、秋田の軍艦高雄は、函館の賊手に落ちたるを知らず、入港せしに、回天、蟠龍の二艦之を捕獲し、第二回天と命名せり、かくて龜田、函館の兩地、全く脱走軍の有に歸せり、

是より先き、松前藩は、脱走軍より派遣せし使者を殺害し、且兵を募つて、之を撃たんとす、是に於て、脱走軍の陸兵は、十月二十八日より、進撃を始め、十一月一日、蟠龍は敵の動靜を偵察せんが爲め、福山灣に進入せしが、浪高くして進退自由ならざるに因り、函館に歸航す、翌日脱走軍の陸軍は、福島を取て、之に據り、益進んで、福山城に逼り、五日、終に福山城を陥る、福山の敗兵は、館及江差の兩砦に退き、固守せしが、終にまた陥る、二十二日、進んで熊石に入り、尋で全軍五稜廓に凱旋す、是より先き、榎本は陸軍と謀る所ありて、開陽に乗り、江差に向ひ、十五日黎明、江差沖に到る、此日寒威最甚し、飛雪又隆なり、夜に入り、猛風凜烈、碇保つ能はず、汽力も亦風濤の爲に效を失ひ、看る看る岸頭に吹

き寄せられ、爲に座礁して復た出づること能はず、乗員の進退殆ど谷まゝ、纒に兵器を携へ、辛うじて岸に上ることを得たり、後ち十餘日にして、全艦悉く破壊す、

是より先き、函館に於ては、開陽の座礁せるを聞き、即時回天神速をして出港せしめたり、二艦は、二十四日を以て、爰に到着せしかど、風浪烈しくして、投錨すること能はず、回天は直に歸航せしも、神速は機關に損所を生じ、進退自由ならず、遂に擱岸して、復た用ふる能はざるに至れり、又曩に莊内藩の應援に赴きたりし千代田形は、十一日、函館に安著せしが、其僚船長崎は、途上飛鳥にて風波の爲めに座礁し、終に破壊せしと云ふ、

開陽、神速、長崎の悲運は、脱走軍の爲めには、一大打撃にして、殊に開陽の廢艦に終りし一事は、其興亡を卜するに足れり、

かくて、脱走軍は假政府を組織し、榎本釜次郎を總裁とし、以下それ〱職掌を定め、五稜廓を本城とし、其他松前江差に鎮臺を置き、石狩等の要所に、兵

員を配置し、且海岸山道の地點に砲臺胸壁を築かしむ、

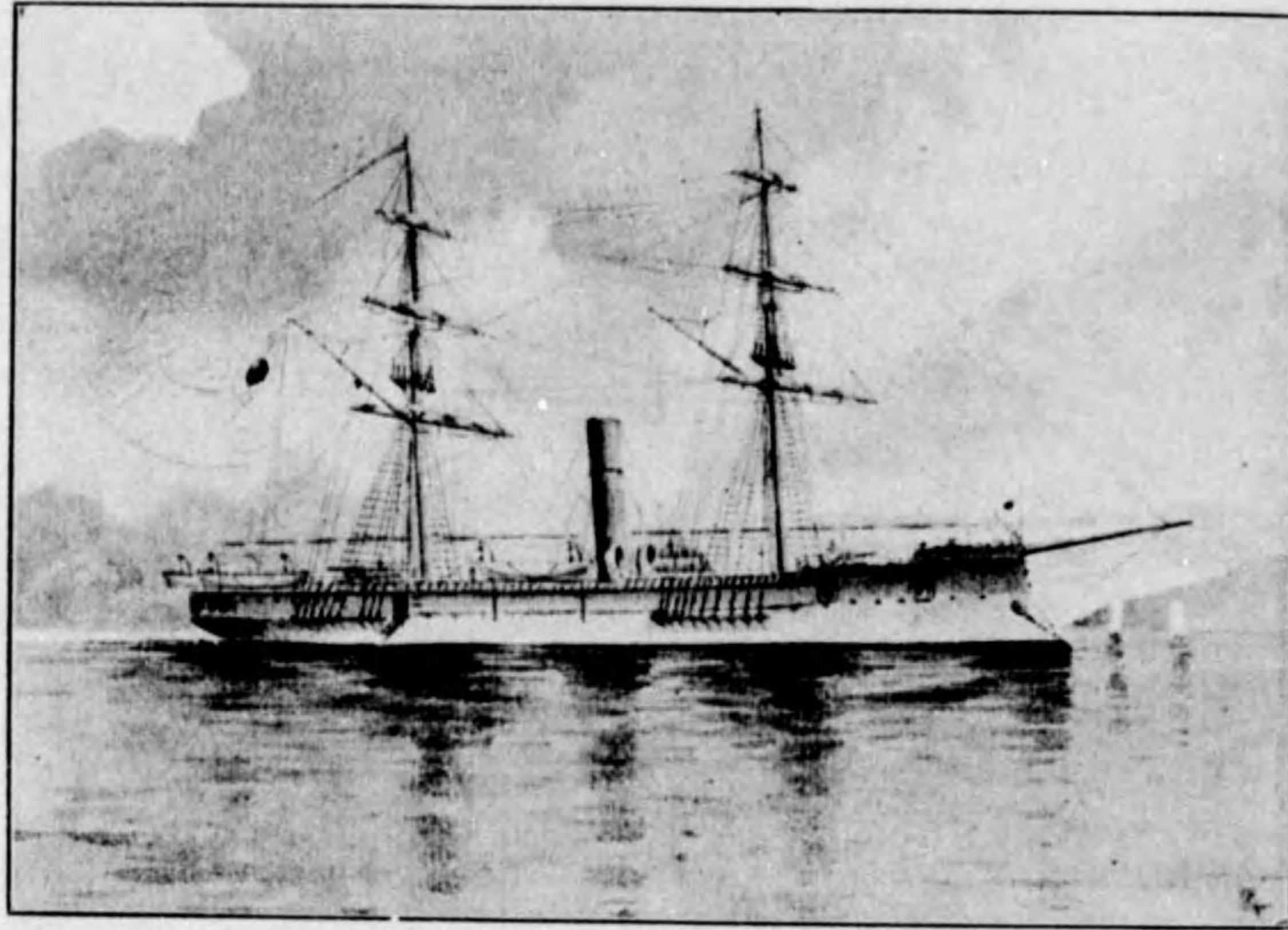
第三項 宮古に於ける官艦東と脱走軍艦回天の接戦

脱走軍の函館を侵し、五稜廓を奪ふに先ち、奥羽北越の諸藩臣、逃れて函館に赴き、脱走軍に投じ、勢頗る猖獗なり、是に於て、朝廷は北征の兵を起すに決し、翌年一二月の交、艦船を品海に召集して、戦備を修めしめ、軍艦東〔官艦、艦長中島佐衛〕、〔第二十三圖〕〔海軍文庫の軍艦帖〕春日〔薩摩藩、艦長赤司源六〕、第二丁卯〔長門藩、艦長山縣久太郎〕、陽春〔秋田藩〕の四隻、運輸船豊安〔廣島藩〕、戊辰〔徳島藩〕、晨風〔久留米藩〕、飛龍〔官船〕の四隻、三月九日を以て品海を發せり、

東等八隻は、途次風波を避けて、宮古に次せり、脱走軍は、間牒の報によりて、官艦出發の事を知り、之を途上に要し、其不意を撃ち、彼の装甲艦東號を奪はんと、衆議一決して、二十一日、海軍奉行荒井郁之助等は、回天〔第二十四圖〕〔雜舊幕府により作製したるもの〕、蟠龍及第二回天を率ゐて出發せしに、翌日に至り、大霧朦朧咫尺を辯せず、霧霽るゝと齊しく、狂風起り、蟠龍及第二回天は、其迹を失ひ、回

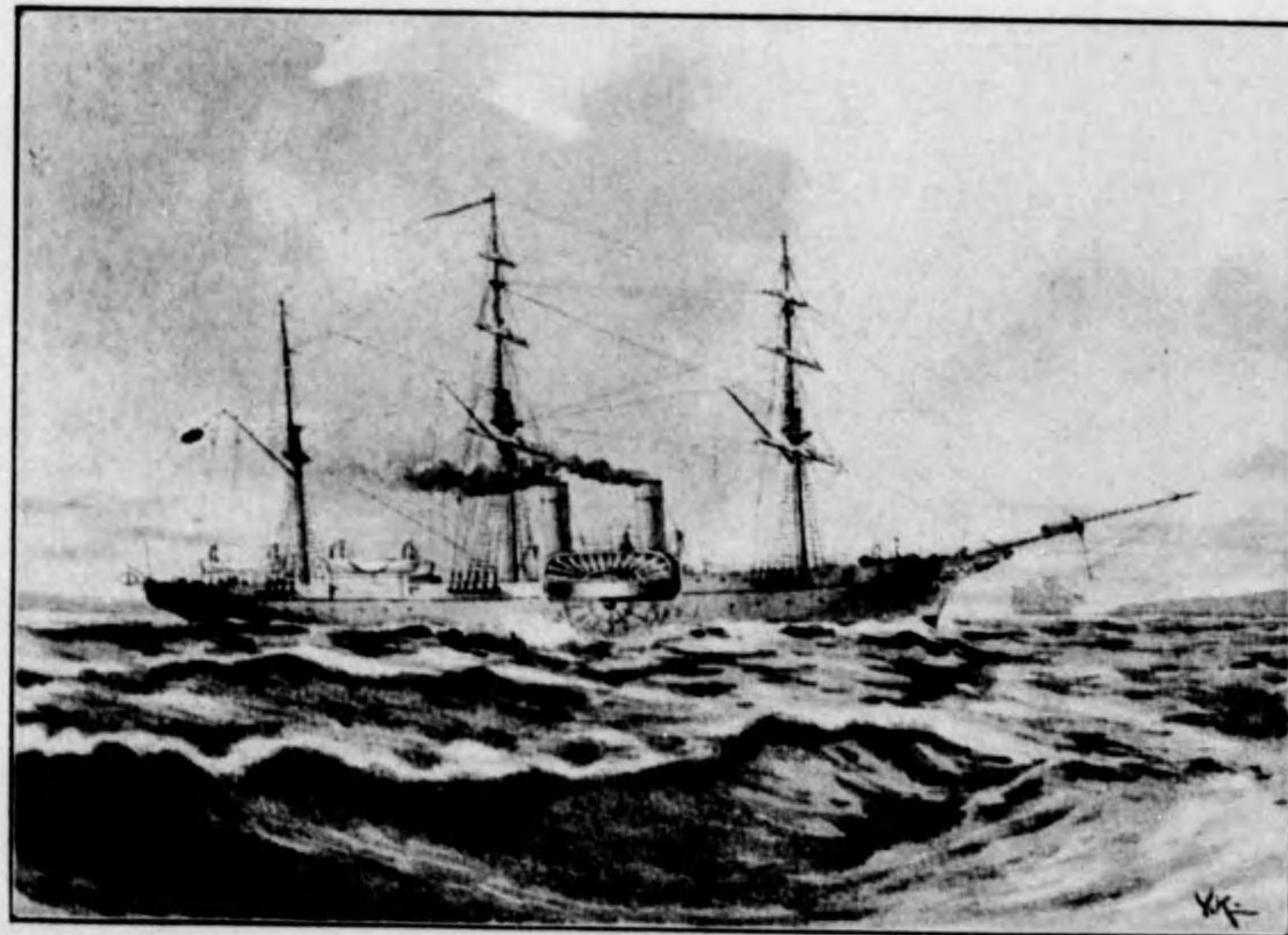
天獨洋中に漂ふ、二十四日、風衰へ、浪亦穩なり、回天大津港〔南部〕に入る、第二回天次で来る、〔時は露國の軍艦旗を掲げたり〕乃ち村長に尋問して、官艦の宮古に集合せるを聞く、因りて蟠龍を待ち、薄暮に及びしが、猶來らず、是に於て議を變じ、第二回天は東に當り、回天は自餘の艦船に當らんと決し、二艦直ちに拔錨して、宮古に向ふ、明二十五日午前四時を期して、襲入の時刻とす、然るに第二回天の航走遲きを以て、相率ゐて走ること能はず、勢已むべからざるを以て、回天獨り進入す、此日天氣麗明、回天は單橋頭〔回天は脱走の途中、八月二十六日、大風波の爲め、前中の二橋を損じ、一橋のみ〕に米國旗を掲げ、艦員各、刀を抜き、白布を右肩に著けて符號とし、戦備大に成る、回天港口を廻り進み、須臾にして二橋の一艦を見る、果して是れ東なり、此時回天直ちに東の左舷に向ひ、稍近づくを見て、艦長甲賀源吾、令して機關の運轉を止め、舵を右にし、旗を代へ、日の丸の旗を掲げしむ、運轉止て舵右に轉ぜず、〔回天の舵に癖あり、左に緩にして、右に速る故に急折に便ならず〕、舳頭直ちに東の舷を離るこ
と數尺許にして、逸して其舳先に出づ、よりてまた後進し、再び前進して、舵を

圖三十二第



東艦官

圖四十二第



天回艦走脱

十分に右折して、東の左舷に接近し、砲銃を連放す。時に抜刀隊は、兩艦の位置動作に便ならず、舷側の高下の差をた甚しきを以て、躊躇して進まず。此時荒井司令官、甲賀艦長大に怒り、刀を抜て、襲入を令せしかば、大塚浪次郎〔海軍士官見習〕先登し、續て笹間金八郎〔彰義隊指圖役〕等襲入すと雖も皆殪る。此時四圍の官艦七隻、艦員盡く甲板にあつて、發する所の銃、恰も花の散るが如し。回天も亦兩舷の砲を連發して、之と戦ふ。甲賀艦長は、其襲入の難きを察し、機關室に後進を令せんとする時、一發の飛丸來て、顛額を貫き、遂に艦橋上に倒る。時に司令官荒井郁之助は、猶舳頭に在つて指揮せしが、艦長に代りて、後進を令し、港を出て北走すること凡數里、時に宮古灣より煤烟陸續來り追ふの狀あるを見る。翌廿六日午後三時、函館に歸港す。

回天の宮古灣を出る時、第二回天漸く灣口に進み來れり、因て回天は、信號を掲げ、之れを北に去らしむ。然れども、第二回天は汽鐘を損じ、洋中に躊躇せしかば、東之に薄り、第二回天は支ふる能はず、乃ち火を放ち上陸遁竄す。

蟠龍は風の爲めに二艦と離れ、二十四日、宮古附近に來り、官艦の模様を聞くに分明ならず、よりて初の約に従ひ、其夜鮫ヶ浦に投じ、翌二十五日黎明に出發し、回天の戦畢て歸航するに逢ひ、前日の狀況を知り、直に楫を轉じて、函館に向て走航し、〔官軍の艦八隻、追來るを見る。〕翌日午後六時、函館に歸港せり。

この後、官軍は、三月三十日に、軍艦朝陽〔官艦、艦長中、幸田倉之助〕を派し、五月五日には、軍艦延年〔佐賀藩、艦長、澤野虎太郎〕を遣せり。

第四項 函館戦争

同年四月七日、函館居留の外國商人等、各々館舎を拂つて去る、是を以て、官軍の襲來近きにあること明かになれり、是時に當り、脱走軍の屯營するもの、本城・五稜廓・函館・松前・江差・室蘭・五稜廓より松前までの海岸、鷺木邊・石崎・湯川邊等に互り、合計三千餘人、官軍は鹿兒島・萩・熊本・高知・福山・松前等諸藩の兵一萬五千餘人なりとす。

四月九日、官軍の艦隊は、陸兵を江差に揚げたる後、艦船を分離して、専ら陸

戦の援助を努め、遂に江差を抜けり、此後脱走軍は、屢、江差を恢復せんことを圖りしかど、終に成功せざりき。

二十二日、官軍二股口を襲ふ、脱走軍死力を盡して防戦し、二十四日、援兵五稜廓より來りて、之れを助く、兩軍激戦すること二晝夜、砲聲山谷に轟き、天日爲めに闇し。

此日、陸上の戦酣なるに當り、海上にては、官艦東陽・春日・卯春日・朝陽の五隻は、早天より函館灣口に入り、敵艦回天・蟠龍・千代田形と大に戦ふ、二十九日、官軍水陸大舉して襲撃す、脱走軍は之と矢不來、有川地方の海岸に於て、烈しく戦ひしも、利あらず、遂に悉く兵を五稜廓及び、函館に還す。

五月二日、官艦來りて、脱走艦と戦ふ、四日午前七時、官艦また來りて、脱走艦を襲ふ、辨天砲臺類に發砲して、脱走艦を援く、一彈東の前橋桁に的中して、之を壊散せしめ、また春日の艦を貫き、數人を殺傷す、此夜、千代田形闇に迷うて、辨天沖に座礁せしに、艦長森本弘策大に狼狽して、機關を碎き、乗員と共に本

艦を棄て去る、頃刻にして千代田形は、漂うて當別海岸官艦の碇泊せし處に到る、官軍之を奪ふ、七日早天より、官艦六隻進み來り、東陽春は進んで辨天壘下に在りて、砲臺と交戦し、春日、丁卯、朝陽、延年等の諸艦も急進し來る、脱走艦回天は、灣中を縦横に運轉し、烈しく戦ふ、官艦東春日の二艦之に接戦す、偶、東の一弾、回天の離心器エキセントリックに中り、回天は運轉すること能はず、纔かに岸頭に乘陸し、連發數十、蟠龍また應戦につとむと雖も、遂に支ふる能はずして去る、是に於て、回天は自ら動くこと能はざるを以て、浮砲臺とし、悉く砲口を片舷に備へて再戦を期す、十一日、官軍水陸大舉して來り攻め、激戦の後、終に函館市を略す、灣内にありては、砲臺及蟠龍より、頻りに發砲して、官軍艦隊と戦ふ、偶、蟠龍の一弾、朝陽の彈藥庫に的中す、朝陽は黒烟數十丈、百雷の一時に轟くが如く、忽にして飛散し、波上に只舳を残せるのみ、此日、回天は應戦最も勗めしが、函館既に官軍の手に落ち、背面より攻撃せられしにより、遂かに大砲を反對舷に移して、奮戦せしが、官軍陽春は大森濱に廻りて、また回天を攻撃す、回天

は三方敵を受け、彈丸雨集し、つひに支へず、司令官荒井郁之助を始め、端舟に乗じ、上陸して、敵を衝いて、五稜廓に入る、蟠龍は朝陽を覆没せしめしより、銳氣益、加はり、頻に奮戦せしが、東より發射せし彈丸の爲め、多大の損害を受けたるのみならず、午後六時頃には、彈丸悉く盡きたるを以て、壘下に戻りしに、偶機關に損所を生じたれば、淺洲に乗上げ、艦員悉く上陸し、函館の敵を横きり、辨天砲臺に入る、須臾にして、回天、蟠龍火起り、官軍來て、火を放つ、夜に入りて、盡く燒亡せり、是に於て、脱走艦隊は全滅したり、

此日、脱走軍は、函館市の恢復を試みしかど、遂に其目的を達せず、是に於て、脱走軍の保つ所僅に五稜廓及辨天千代ヶ岡の兩壘のみとなれり、

十二日拂曉、東より五稜廓に向て、著發彈を放つ、死傷算なし、此日官軍より、和議を勧めしかど、脱走軍は耳を傾けざりき、

十四日、官軍また使を遣し、榎本釜次郎に面して、懇に恭順を勸む、榎本其好意を謝して、之を卻く、

十五日、辨天砲臺彈盡き食竭き、終に出で、降る。
 十六日、官軍千代ヶ岡の壘に突入す、大鳥圭介等遽かに起て之と血戦し、終に五稜廓に退く。

此日、總裁板本釜次郎は、初めて辨天砲臺の約を變じて恭順せしことを聞き、單身軍門に投じ、快く戮に就て、衆命を乞はんと決し、衆を集めて之を諭す、衆皆悲憤涕泣して、板本の言に従ふ。

十七日、總裁板本釜次郎等は、官軍參謀黒田良輔(伯耆黒田清隆)等に會し、其意を述べ、十八日、城を出で、衛兵に圍繞せられて、函館に到り、寺院に禁錮せられ、後東京に護送せらる、是に至て、函館の事全く平ぐ、而して諸艦船の東京に凱旋せしは、實に六月四日なりき。

此戰役に於て、吾人の研究に資すべき材料の乏しからざるを覺ゆ。

一、函館脱走の始終を通じて、吾人の注意を惹きたるものは、則ち天祐の脱走軍に背きたる一事なりとす。

毎年大風期節は、七八月(曆舊)の交なるに、其年には、八月二十一日に始まり、脱走艦隊を常陸鹿島灘に苦しめ、終に美賀保、咸臨の二隻を失はしめたり。

其年の十一月十五日には、當時東洋無比の軍艦にして、脱走軍の干城たり又、頼みとせし開陽は破壊し、之によりて、士氣の沮喪を招きたるは疑ふべからず。

越えて、翌年三月二十五日、脱走軍の官艦東奪取の計畫は、第二回天の速力遅緩の爲め、沮害せられ、終に此計畫をして、全然不成績に終らしめたり。

一、脱走軍の回天は、普國海軍創設の時製造せられしもの、一隻にして、當時其艦齡十有三に及び、頗る老朽に傾きたりしに、宮古戰團の際、彈丸を蒙ること宛然蜂巢の如く、之を修理するの暇なくして、復た函館の海戦に遭ひ、尙ほ幾多の彈丸を受けたる後、終に乗員をして、其艦を棄つるの

已むを得ざるに至らしめたり、此の老艦にして、此弾創に堪へ、而して曾て火災に罹らず、又撃沈の厄を免がれたるものは、蓋し當時砲彈の破壊力微弱なりしに職由するならんか、
 一、數日に互る函館海戦中、雙方相互に交換したる彈丸の數は夥しかりしも、其中確かに奏功せしものは、官軍に一發、脱走軍に一發のみなりしことは、亦我造船界の注意を惹くの事實なりとす、

第五項 艦船

明治元年〔西曆千八百〕二月より、翌年六月までの十六ヶ月間は、東征北伐相繼ぎ、兵馬倥傯、只之に應ずるの準備徵發に急にして、海軍の基礎を成せる兵制、教育、造船等の如きは、之を問ふに遑わらざりしもの、如し、故に、今茲には當時軍務官所管の艦船、及勤王諸藩より徵發せしものを列記し、併せて其使用狀況を示さんとす、而して當時の事、固より記録明確ならざるを以て、誤脱なきを保せず、其等は偏に後日の訂補を待たんとす、

一、軍務官直轄の艦船は、軍艦八隻、運輸船六隻なりしも、函館戦争の結果、軍艦千代田形及運輸船鳳凰、咸臨及長鯨の三隻、官軍に捕獲せられ、朝廷の艦船に、更に四隻を加へたる等に因り、軍艦及運輸船は、各九隻となれり、
 一、勤王討幕を主唱し、朝廷の徵發に應じて、艦船を派したるものは、二十藩にして、其艦船の數は、軍艦十四隻、運輸船二十一隻、合計三十五隻なりき、
 一、故に軍務官の指揮に屬せし艦船は、總計五十隻なりき、其中に戦闘の際、敵弾に中り沈没せしものは、軍艦朝陽一隻のみ、觸礁に因り沈没せしものは、運輸船翔鶴、晨風の二隻、暴風の爲め沈没せしものは、運輸船萬年、又破損せしものは、軍艦甲子、運輸船飛雄、及富有の三隻とす、かくて損害の全數合計七隻に過ぎざりしは、此十六ヶ月に彌る北海の勤務に對し、災厄の程度比較的些少なりしと云ふべし、

軍務官所管艦船表

軍務官	軍務官及諸藩		
	甲	乙	丙
一	佐賀	五	二
二	鹿兒島	二	二
三	山口	二	二
四	熊本	一	一
五	松江	一	一
六	秋田	一	一
七	久留米	一	一
八	廣島	一	一
九	犬山	一	一
一〇	福岡	一	一
一一	高知	一	一
一二	金澤	一	一
合計	一五	加四	一九

事記	軍務官所管艦船表		
	甲	乙	丙
一	和歌山	一	一
二	徳島	一	一
三	徳島	一	一
四	徳島	一	一
五	徳島	一	一
六	福井	一	一
七	柳川	一	一
八	福山	一	一
九	龍野	一	一
一〇	大洲	一	一
合計	三	減二	一九
減	減二	減四	減一
合計	二八	五〇	減二
減	減二	減六	減一
合計	二六	四四	減一

(甲)軍務官派遣の際、朝廷の船籍にありたる艦船及諸藩より徴發したるもの、數、
 (乙)風波座礁若くは戦争の結果、朝廷及諸藩の船籍に入り、或は脱したるもの、數、
 (丙)前二數の差、即ち軍務官を廢し、兵部省を置かれたる時、現在せしもの、數、

軍務官所管艦船表

軍艦		軍務官直轄艦船	
艦名	艦種	長幅 吃水 均平	排水量 馬力 速力
和泉	汽	一三八	
河内	汽	二七	
攝津	木、螺、汽、 三橋ブリッグ 砲艦	一六五 二二八 一四、四	九二〇 三〇〇
<p>記 事</p> <p>明治元年六月(西曆千八百六十八年)、高知藩より購入、翌年七月、久留米藩に管せしむ、</p> <p>原名「カンキナー」、明治元年十二月(西曆千八百六十八年)、米國人より購入、河内丸と名づく、明治二年八月(同六十九年)、岡山縣に管せしむ、</p> <p>明治元年六月(西曆千八百六十八年)、外國人より購入、明治二年九月(同六十九年)、廣島縣に管せしむ、</p>			

武蔵	東	朝陽	富士山	觀光
汽	木、装甲、雙 螺、汽、二橋 ブリッグ 砲艦	木、螺、汽、 「スクーナ」 「コルベット」	木、螺、汽、 三橋 「シッブリッグ」 「スループ」	木、外、汽、 三橋 「スクーナ」 「コルベット」
	一五三 三一 一五、六	一六三 二四	二二四 三三 一一、六	一七〇 三〇
	一三五八 一二〇〇	一〇〇	一〇〇〇 一八〇	一五〇
<p>記 事</p> <p>明治元年(西曆千八百六十八年)、外國人より購入、明治二年二月(同六十九年)、品海砲泊中、火を失して焼く、翌年秋、燼餘の船體を大藏省に付す、</p> <p>原名「ストーンウオールジャクソン」、元治元年(西曆千八百六十四年)、南北戦争中、佛國ホルド市に於て製造、徳川幕府米國より購入の約を爲し、明治元年四月(同六十八年)、本艦品海に來著す、翌年軍務官之を買収す、</p> <p>明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、舊幕府軍艦處分の際上納、翌年函館海戦の時、脱走艦蟻龍の彈に中り沈没、</p> <p>明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、舊幕府軍艦處分の際上納、</p> <p>明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、舊幕府軍艦處分の際上納、</p>				

千代田形	船名	船種	長 幅 深	噸 馬 力	記 事
木、螺、汽、 二橋 「スクーナ」 砲艦	飛龍	木、螺、汽、	長 一七〇 幅 二七 深 九〇	一三八 六〇	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、翌年五月、函館海戦中捕拿、
九七 六六 六八	翔鶴	木、螺、汽、	長 一九八 幅 二四 深 三五〇	三五〇 三五〇	明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、舊幕府軍艦處分の際上納、同年十一月兵隊を乗せ、大阪より廻航の途次、伊豆巖代に於て沈没、
					明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、舊幕府軍艦處分の際上納、其後、山口藩、熊本藩に管せしむ、

鳳凰	咸臨	長鯨	立象	開運	記 事
木、帆、 三橋 「パーク」	木、螺、汽、 三橋 「スクーナ」 「コルベット」	鐵、外、汽、 二五〇 三六 二二	和洋混形	汽、	明治二年(西曆千八百六十九年)、函館戦役中捕拿、翌年九月、大蔵省に付す、
	一六七 二四 一〇〇	九九六 三〇〇			明治元年四月十一日(西曆千八百六十八年)、舊幕府軍艦處分の際、徳川氏に賜ふ、
					明治二年五月(同六十九年)、函館征討の際捕拿、翌年大蔵省に付す、
					明治元年(西曆千八百六十八年)戦争の際、秋田藩津輕港に於て捕獲し、其儘保管使用せしむ、
					原所有者不詳、鹿兒島藩に管せしむ、

鹿	賀			
春日	孟春	甲子	臯月	延年
木、外、汽 三橋、トッ ナ、ス、ル ク、ナ 報知艦	鐵、骨、木、皮 螺、汽、三、橋 ナ、ス、ク ル、ス、ク ナ、ス、ク	鐵、螺、汽 三、橋、トッ ナ、ス、ク ル、ス、ク	鐵、螺、汽 三、橋、トッ ナ、ス、ク	木、螺、汽 三、橋、トッ ナ、ス、ク
一八、一	七、七	二七	二七	二四
二四二 二二九 一一〇〇	一三二 二二二 一九一	二二八 二七	一七一 二七	一三八 二四
二二六 二六九	三三七 一四二	五〇〇 一四〇	三六〇 八〇	二五〇
明治二年三月(西曆千八百六十九年)、賊徒追討として、品海より函館に至る、	明治元年三月(西曆千八百六十八年)、海軍先鋒として横濱に回航す、後奥羽地方に回航、	明治元年八月(西曆千八百六十八年)、兵隊を乗せ、奥州に赴く、途次、秋田港にて難風に遭ひ破壊、	明治元年(西曆千八百六十八年)、五月より七月迄、肥前・武藏・播磨の間航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)、函館に回航、九月より十二月まで、肥前・播磨・越前の間航海、翌年再び函館に行き、戦鬪に與る、

佐	別藩	軍艦		快風	飛隼
雷流	艦名	艦種	吃水	木、帆、	汽、
木、螺、汽、 三橋、トッ ナ、ス、ク ル、ス、ク	長幅 吃水 均下	排水量	馬力	一〇一 二二	二一〇 二四
一五〇 二六	三〇〇 一〇〇	一五五	七〇		
明治元年(西曆千八百六十八年)三月より六月に至る迄、播州紀州の間、三回航海、	記	事	盛岡藩の船、明治元年四月(西曆千八百六十八年)、浦賀に於て捕拿、該藩より未済の代價壹萬兩を以て、所有主外國人より買取、		

島	山	口	本熊	江松
乾行	第一丁卯	第二丁卯	萬里	八雲
木、螺、汽 三橋、 砲艦	木、螺、汽 三橋、 砲艦	木、螺、汽 三橋、 砲艦	木、螺、汽 三橋、 砲艦	鐵、螺、汽 二橋、 砲艦
一七七 一〇三	一二六 二二	一二六 二二	二二二 三五	一八〇 二七
五二二 一五〇	一二五 六〇	一二五 六〇	六〇〇 一三〇	四四三 八〇
明治元年九月(西曆千八百六十八年)、越後海濱に同航、	明治元年四月(西曆千八百六十八年)、賊徒征討の命を受け、北海に至り、八月歸藩、翌年三月、又征討の命を受け、函館に至り、七月歸藩、	明治二年三月(西曆千八百六十九年)、賊徒征討として品海を發し、函館に至る、	明治元年(西曆千八百六十八年)六月より翌年一月まで、大阪・東京・奥州の間航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)七月より八月に至るまで、雲州・長州・越後・能登の間航海、八月、越後鹽津沖にて暗礁に觸れ沈没、

廣	口	山	別藩	田秋
豐安	丙寅	華陽	船名	陽春
鐵、外、汽	鐵、螺、汽	鐵、汽	船種	木、螺、汽
一八四 二五	一二二 一五	一七〇 三〇〇	長幅深 時時時時	一八〇 三〇
二五六 一二六	九四 三〇	四一三	噸馬速 力力數	五三〇 二八〇
明治元年三月(西曆千八百六十八年)函館追討の爲め出發、同年六月より十二月まで、東京・大阪・奥州間四航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)二月より四月に至る迄、周防大阪の間航海、	山口藩にて、松山に於て捕拿、明治元年四月(西曆千八百六十八年)、四國より歸航し、直ちに該藩に管せしめ、同年閏四月より八月に至る迄、馬關・三田尻の間航海、	記事	明治二年(西曆千八百六十九年)二月、徵發せられ、三月九日、品海を發し、函館に航し、函館海戦に與かる、

福	山	犬	知高	島兒鹿
大鵬	神護	速鳥	夕顔	豐瑞
木、外、汽 二橋、 「ト」 ル、ス ナ、ク 「一」		木、帆	鐵、螺、汽	鐵、螺、汽
一八八 三八		九〇 一八	二〇四 二四	一九四 二四
七七〇 二八		四五	六〇〇 一五〇	三〇〇 一五〇
明治元年(西曆千八百六十八年)四月より十一月まで、福岡・大阪・長崎・越前・越後間五航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)八月より翌年一月まで、兵庫・唐津・敦賀間一航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)八月より翌年一月まで、兵庫・東京間一航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)十二月二十日、朝陽を曳き、馬關より長崎に至る、	明治元年(西曆千八百六十八年)三月、海軍先鋒として横濱に回航、

米留久	本熊	島	
千歳	凌雲	達觀	萬年
木、螺、汽	木、螺、汽	木、帆 三橋 パーク	鐵、螺、汽
一八六 二六	一五〇 二一 一八	一一〇 三〇 一二	一六八 二一
四五九 九〇	二五〇 六〇	四七〇	二八〇 八〇
明治元年(西曆千八百六十八年)四月より閏四月まで、又七月より十月まで、播州・相州・長崎・越後間航海、北海道航行中、難風に遭ひ破損、	明治元年(西曆千八百六十八年)六月より九月に至る間、大阪・東京間航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)七月より八月に至る間、北越地方へ航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)二月より八月まで、播州・奥州・東京・北越間三航海、但し北越柏崎に於て、暴風の爲め沈没、

原巖	島德	山歌和	澤金	岡
祥瑞	戊辰	ニポール	錫懷	環瀛
鐵、汽	木、螺、汽	鐵、螺、汽	鐵、螺、汽 スクーナ	鐵、螺、汽
一〇八 二二	一九五 二六	二四四 二九	一六二 二四	二〇二 二五
八〇 五〇	三一六 一二〇	五二五 二〇〇	二五〇 七五	四五四 一二〇
明治元年(西曆千八百六十八年)十月中、大阪・博多間一航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)十月より十一月まで、品海・兵庫間一航海、翌二年三月、函館賊徒追討に赴く、	明治元年(西曆千八百六十八年)五月より十一月まで、兵庫・奥州・阿州・東京・薩州・長州の間四航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)、敦賀に回航し、軍務官の指揮に屬す、	明治元年(西曆千八百六十八年)二月より七月まで、大阪・土州・奥州・越後・福岡・長門間五航海、

洲大	野龍	山福	川柳	井福
洪福	神龍	順風	千別	富有
	汽	木、帆 三橋 パーク	汽	木、帆
	一五一 二三	一三二 二五 二四	一七四 二四	一三二 三〇
	二〇四 六〇	九〇	七二	二四〇
明治元年(西曆千八百六十八年)八月より十一月まで、馬關・越前・越後間航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)六月より八月まで、大阪・長門・東京・奥州・總州等の間數回航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)八月より十二月まで、兵庫・東京間一航海、	明治元年(西曆千八百六十八年)五月より八月まで、柏崎・佐渡・敦賀・七尾・萩・新潟の間二十一航海、但八月七日、柏崎に於て破船、	明治元年(西曆千八百六十八年)六月より九月まで、兵庫・肥前・越前・越後間七航海、但松ヶ崎碇泊中、烈風の爲め破損、

第二節 兵部省時代

兵部省時代とは、明治二年七月〔西曆千八百六十九年〕より、同五年二月〔西曆千八百七十二年〕までの二年八ヶ月、即ち該省設置より其廢止に至るまでの期間を云ふ。

第一項 海軍教育と艦船淘汰

明治二年〔西曆千八百六十九年〕七月、官制改正により、軍務官を廢し、兵部省を置き、海軍陸軍を統べしめたり。

此時内訌始めて平ぎ、漸く大政の規模を定むべきに當り、海軍も亦其紀綱を立つるの必要に際會したり。

先づ海軍の首腦たる士官其人に乏しきを以て、首として海軍操練所を設け、學生を諸藩に徴し、士官の養成を始めたり。〔明治二年九月十八日、海軍操練所を舊幕府軍艦操練所の跡に開設し、大藩より五人、中藩より四人、小藩より三人を徵集す、降て明治三年十一月に至り、海軍操練所を海軍兵學寮と改め、前の貢進生を廢し、更に之を淘汰し、四十四人を選り、拔して入寮せしめたり。〕

又一方に於ては、維新創業の際、承くるに戰餘を以てして、國帑の給せざり

しにも拘らず、海軍は、征討の軍より其萌芽を發し來れるを以て、其給養を要すべき艦船少からず、而も皆一時の修備に出づるを以て、護國の勢力としては、實用に適せざるもの多し、是を以て大に艦船を淘汰し、且徵用の藩船を遣還し、僅に數隻を久留米、岡山、廣島、鹿兒島に分管せしめ、咸臨、鳳凰、長鯨の三隻を民部、大藏二省に分付し、更に大阪丸を購ふ、是に於て、兵部省所管の艦船は七隻となれり、即ち富士、山東、千代田、形三隻は軍艦にして、其他大阪、飛隼、飛龍、快風の四隻は、運輸船なり、今日より之れを觀れば、洵に微弱の勢力たるに過ぎずと雖も、後來海軍起立の鼻祖として、其功勞は没すべからざるなり。

第二項 諸藩艦船獻納

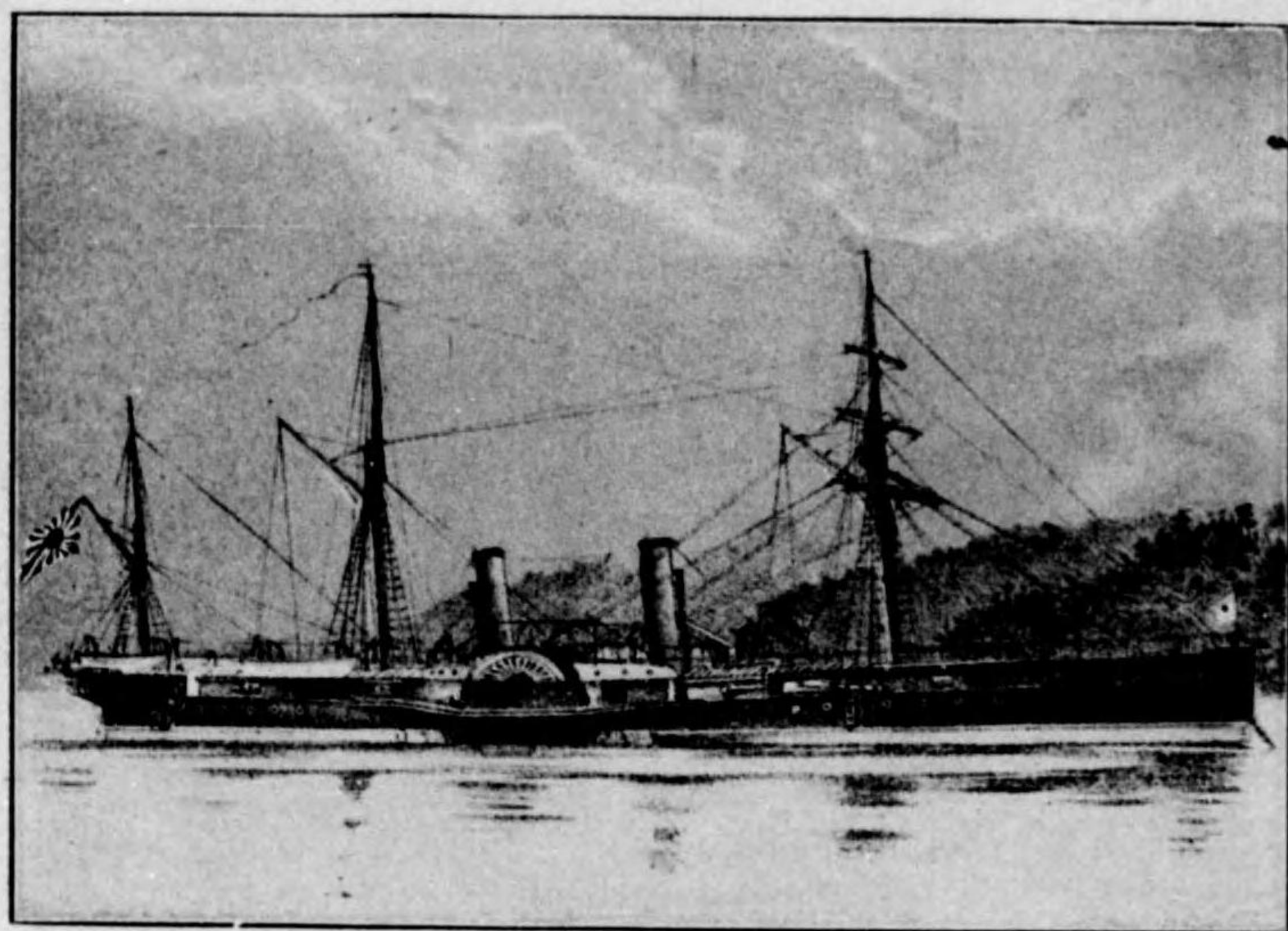
是より先き、諸藩の版籍を奉還するや、其軍艦の如きも、亦私有すべからざるものとし、之を獻じて、海軍興張を資けんと希ひ、或は運輸船を納めて、我海運業發達の用に充てんと請ふに至れり、その後、東北の亂平ぎ、内治の緒に就くに及び、朝廷は、諸藩の版籍を收め、艦船獻納の請を聽せり。

是に於て、明治三年〔西曆千八百七十年〕鹿兒島藩よりは春日〔第二十五圖〕〔本圖以下第
 一は海軍文庫軍艦帖〕乾行〔第二十六圖〕の二艦、山口藩よりは第一及第二丁卯〔第二
 十七圖〕の二艦、佐賀藩よりは日進〔第二十八圖〕熊本藩よりは龍驤〔第二十九圖〕
 静岡藩よりは行速、豊津藩よりは虹橋を納めたり、翌年又山口藩よりは雲揚
 〔第三十圖〕鳳翔〔第三十一圖〕佐賀藩よりは孟春〔第三十二圖〕を獻ぜり、佐賀藩は
 又電流、延年兩艦を納めんと請ひたれども、此兩艦は已に老朽に屬するを以
 て、只其兵器を納めしめたり、是に至りて、諸藩の軍艦は、一に皆兵部省の管理
 に歸し、其隻數の増加に従ひ、諸藩貢納の海軍資金も亦額を増せり、
 是歲、鹿兒島藩より攝津〔第三十三圖〕を返納し、英人より筑波〔第三十四圖〕及
 春風〔第三十五圖〕〔後の〕の二隻を購ひ、更に飛隼、飛龍、行速の三小船を以て、代
 價の若干に充て、東京丸を購へり、

第三項 海軍事業整頓の端緒

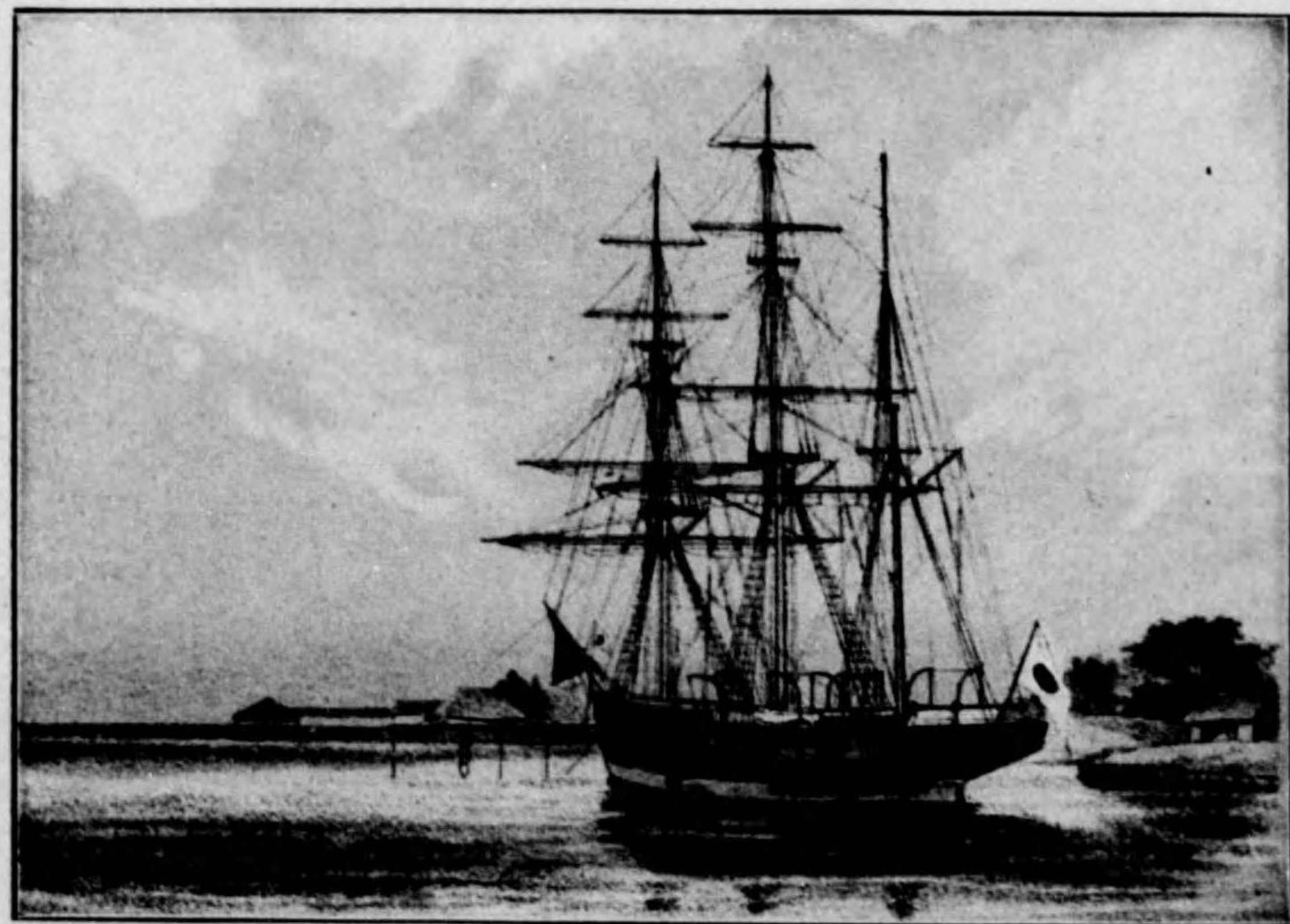
此時代に於て、士官教育と艦船整理の事先づ成り、ついで海軍事業の整頓

圖五十二第



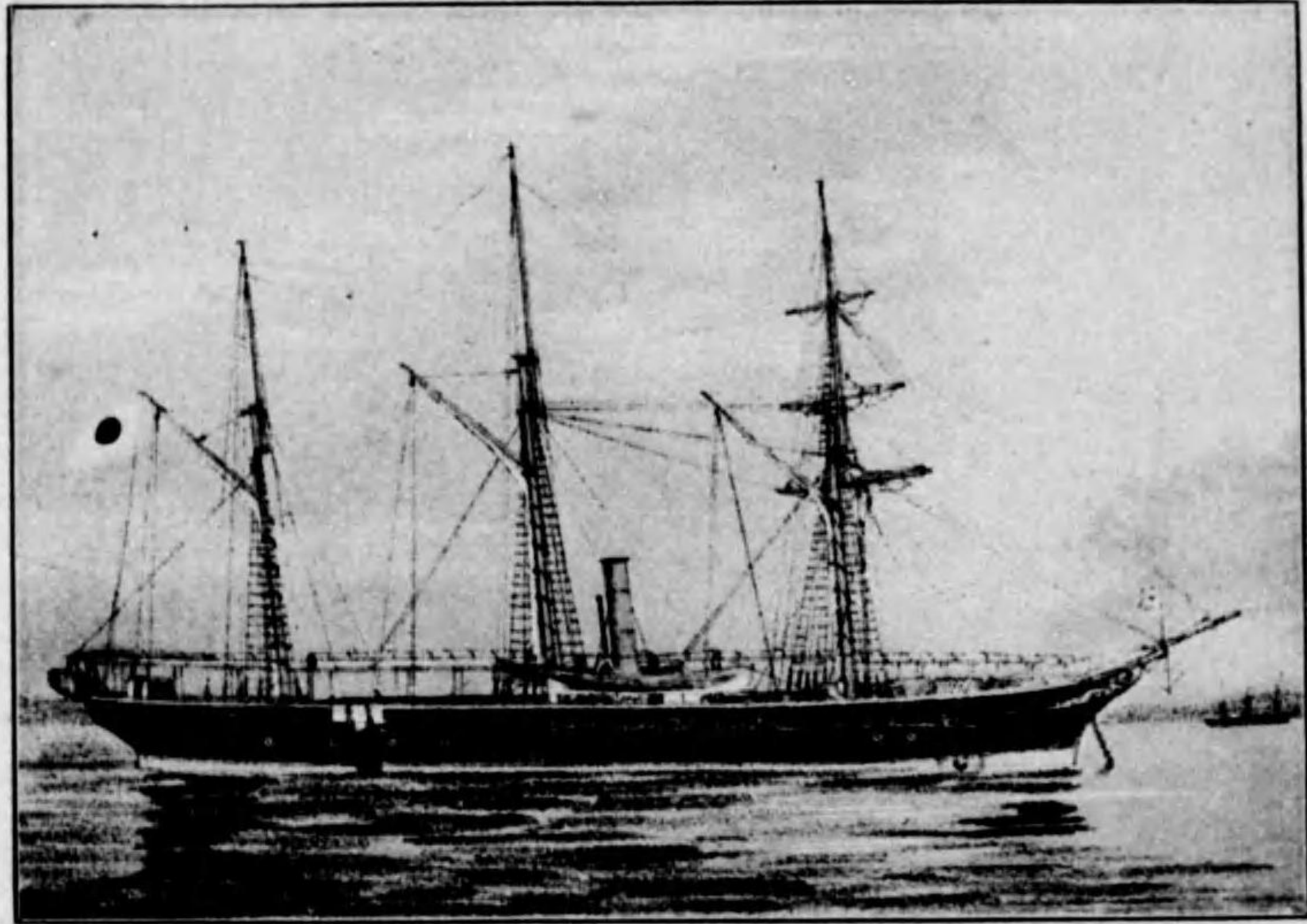
日春艦軍

圖六十二第



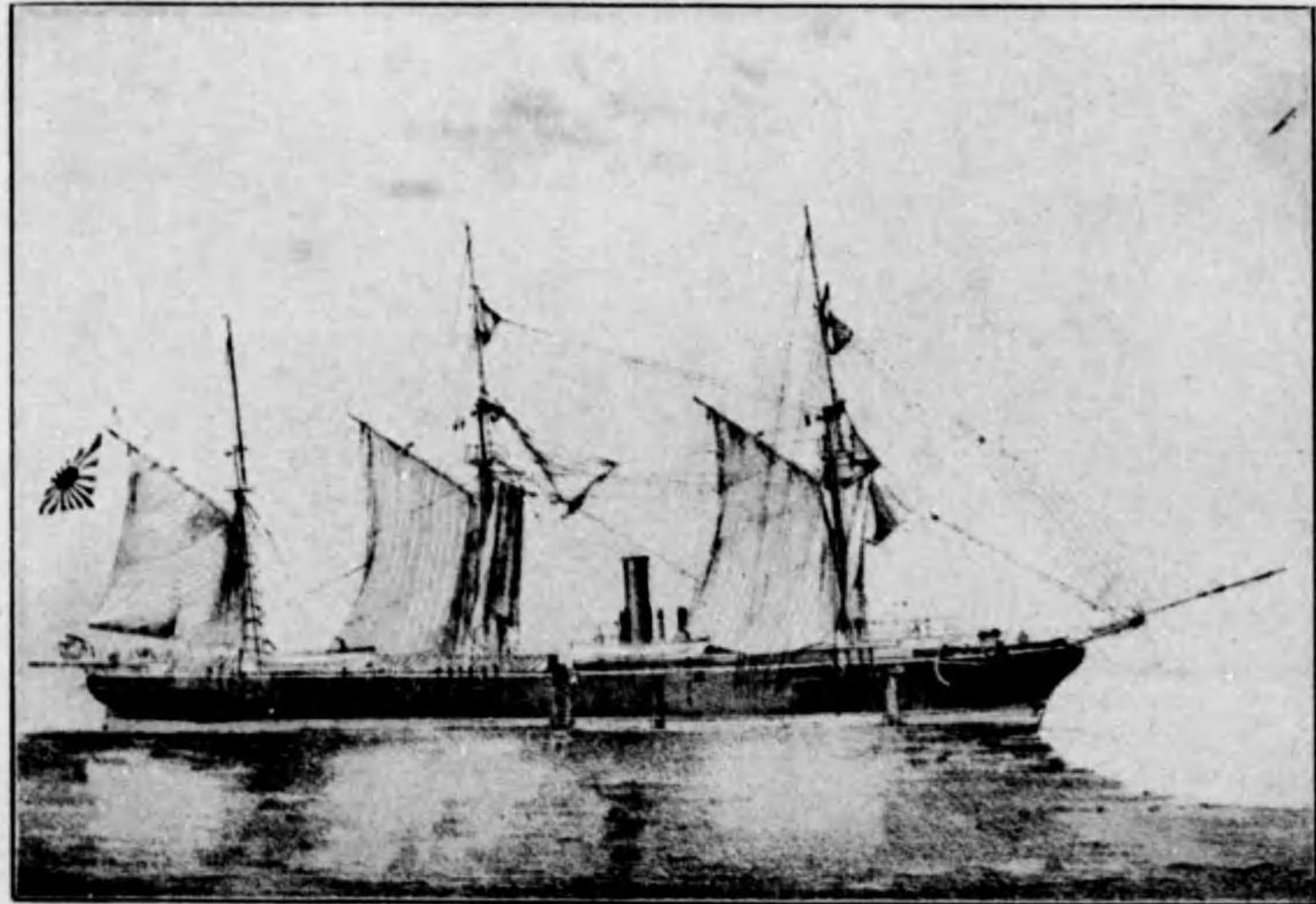
行乾艦軍

圖七十二第



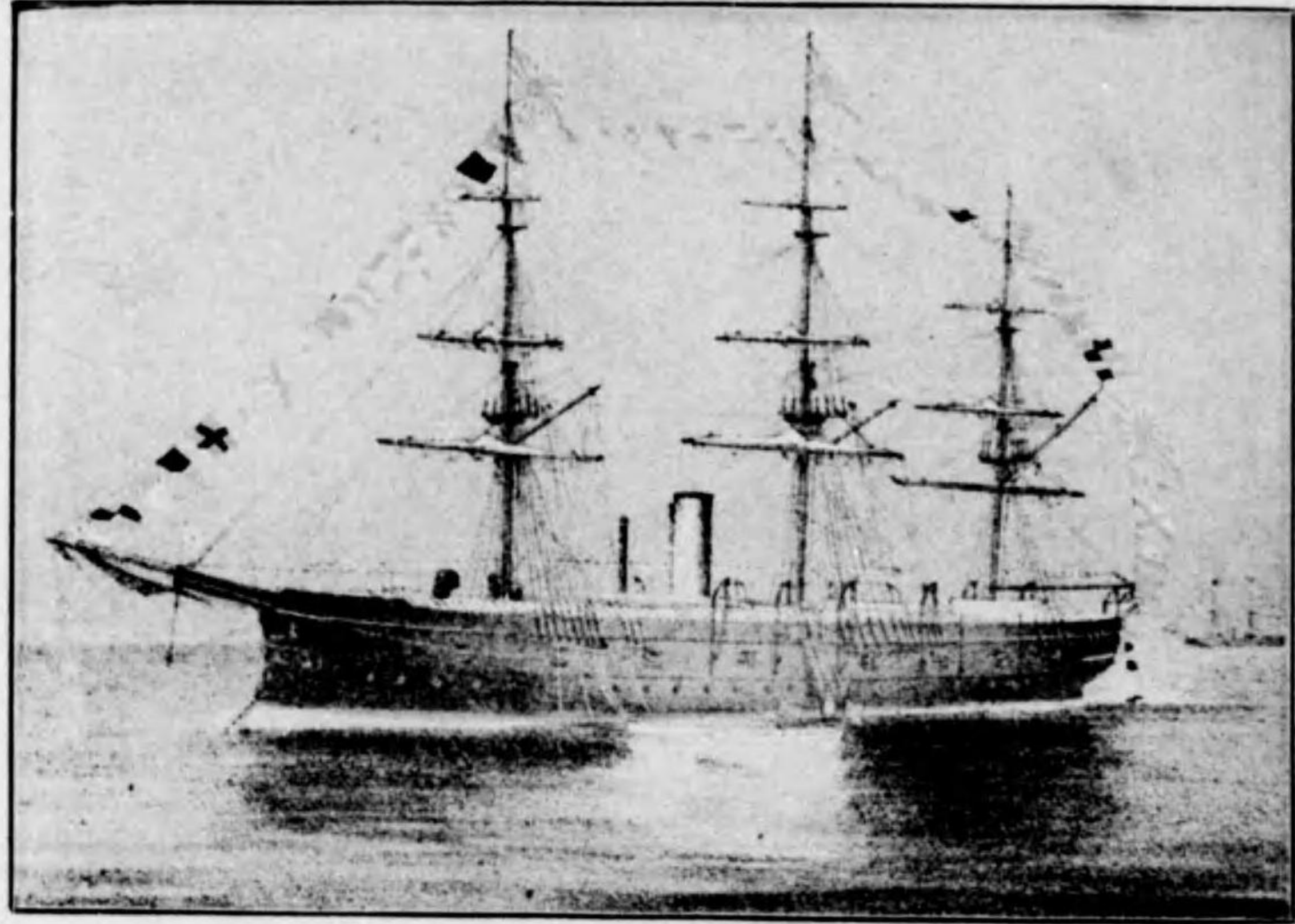
卯丁一第艦軍

圖八十二第



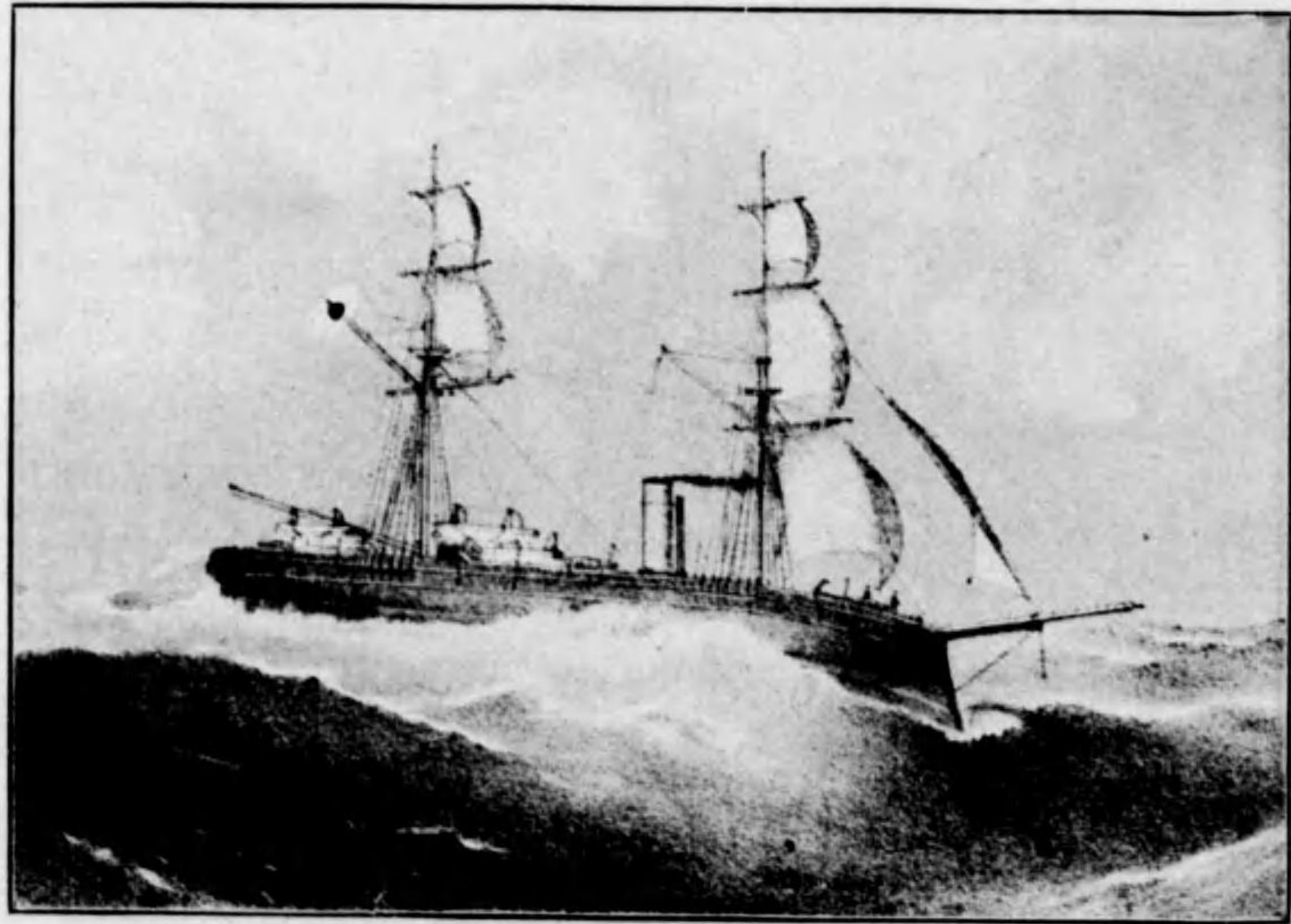
進日艦軍

圖 九 十 二 第



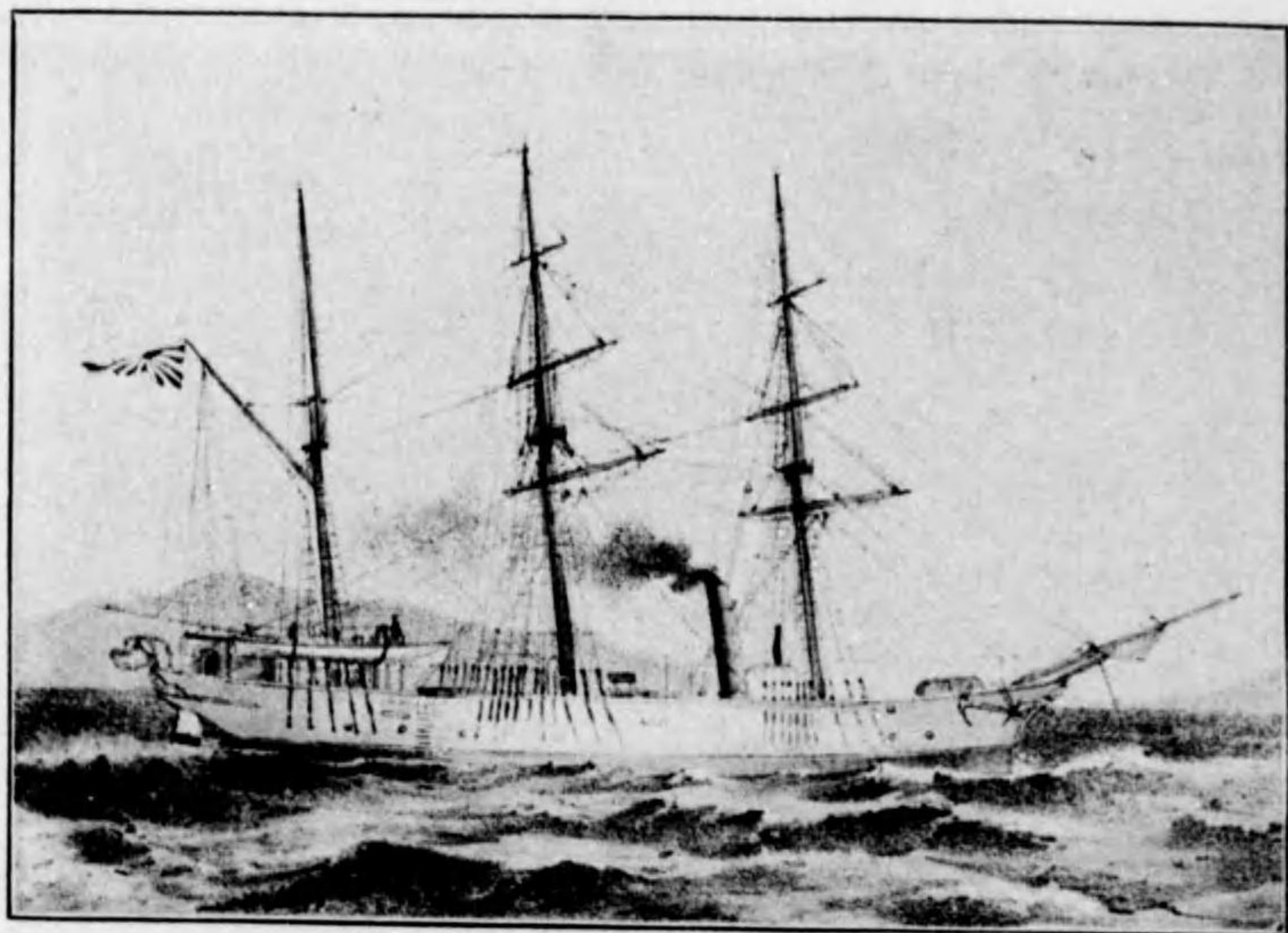
軍 艦 龍 驤

圖 十 三 第



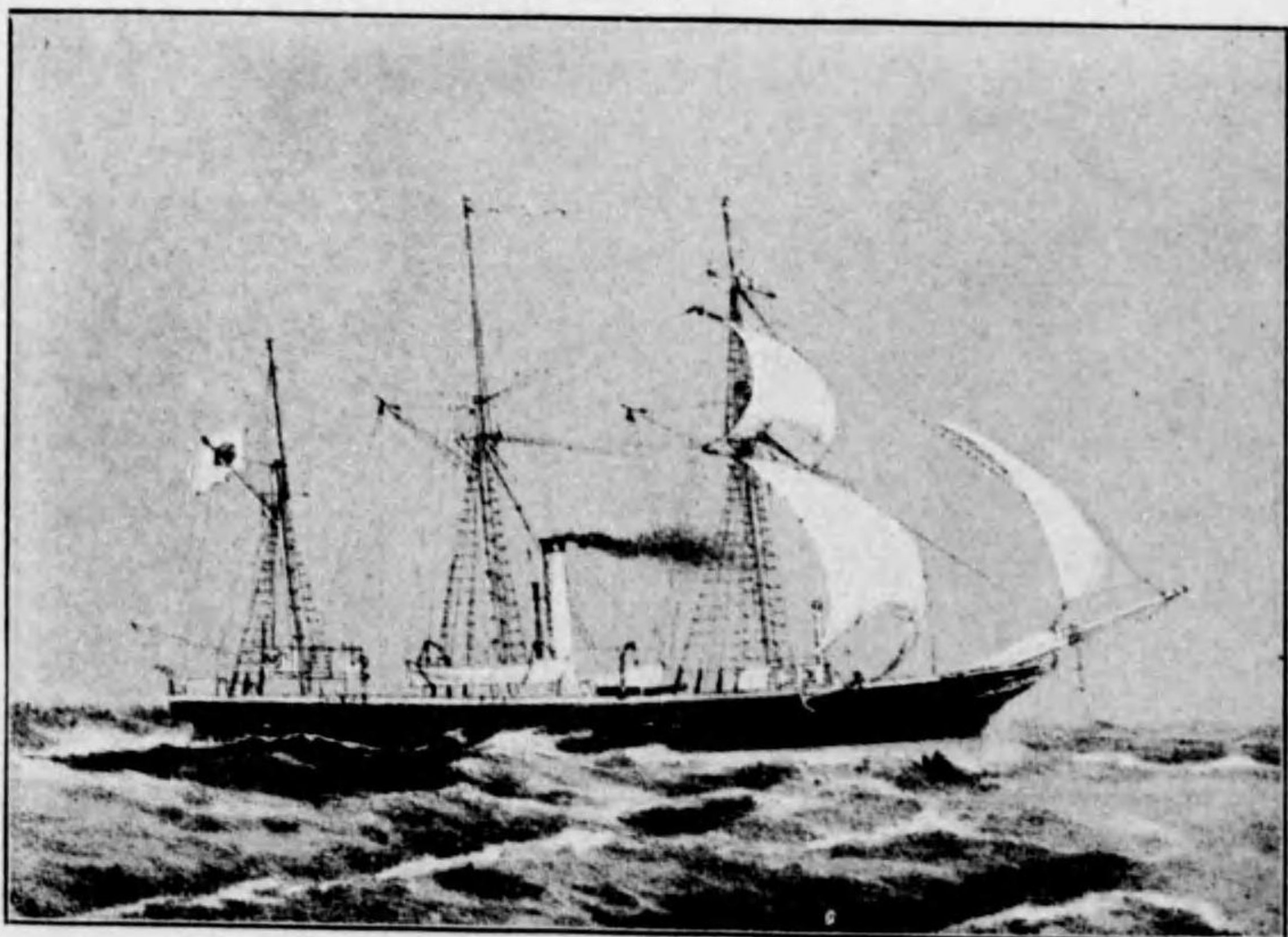
軍 艦 雲 揚

圖 一 十 三 第



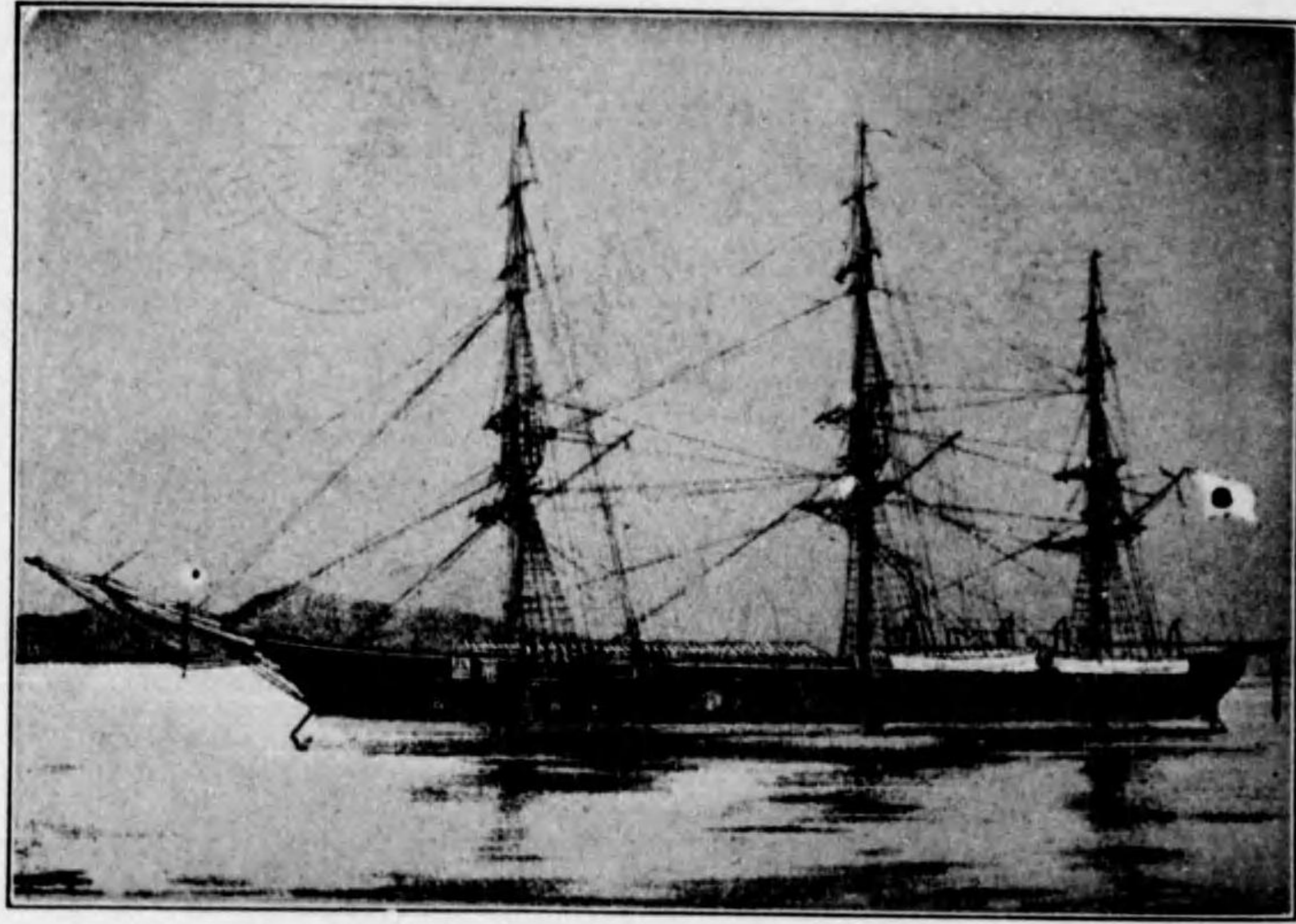
翔 風 艦 軍

圖 二 十 三 第



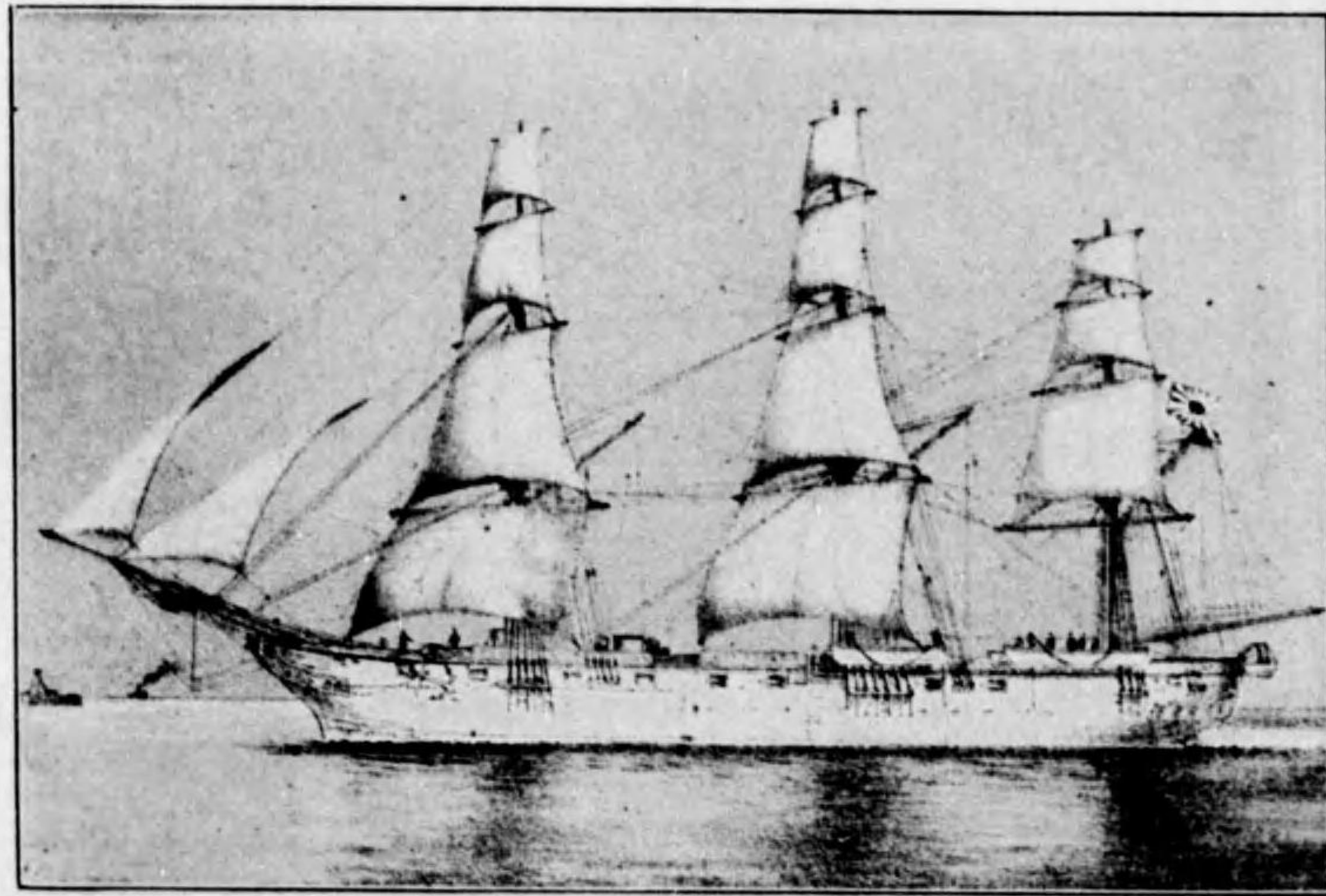
春 孟 艦 軍

圖 三 十 三 第



津 攝 艦 軍

圖 四 十 三 第

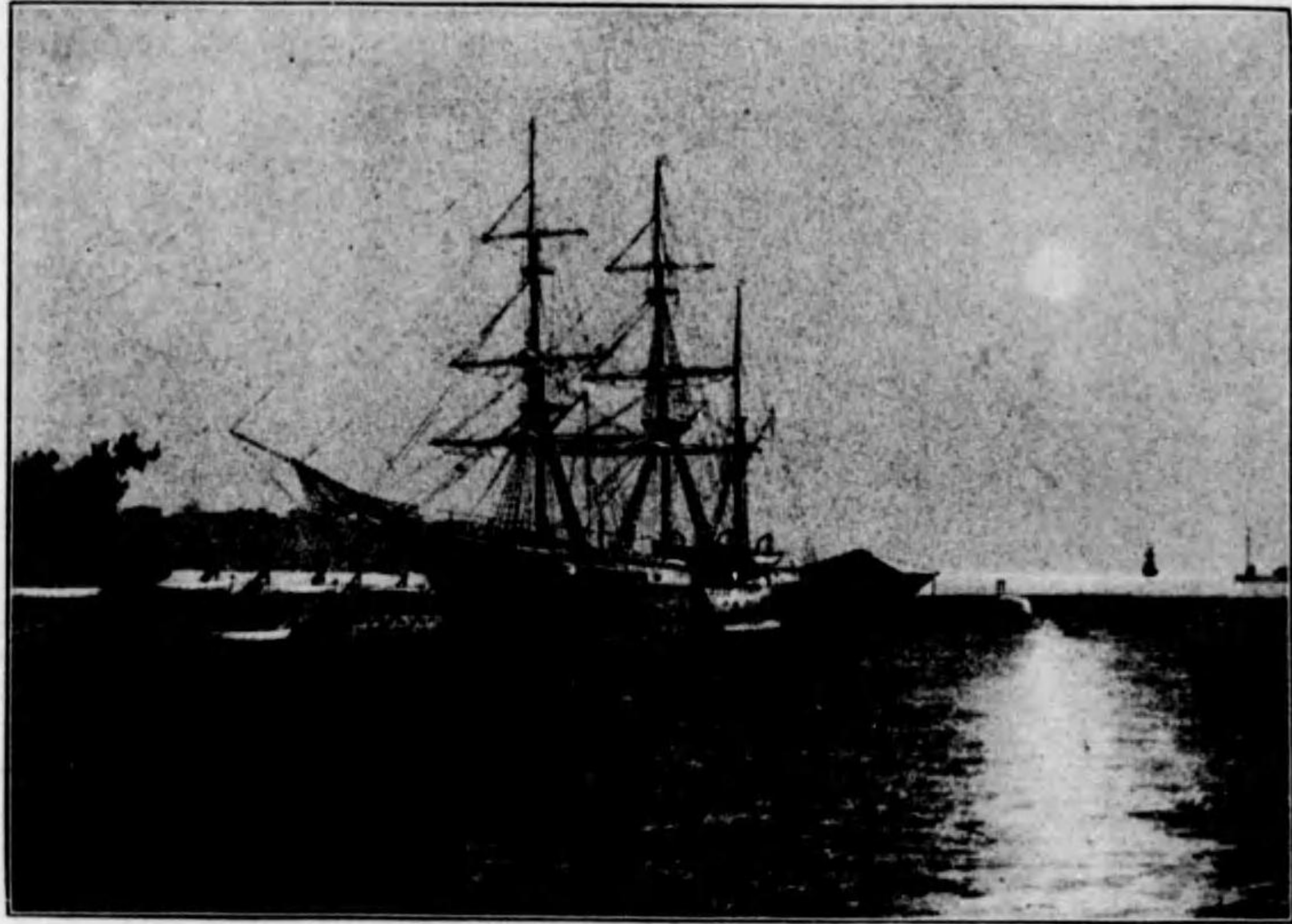


波 筑 艦 軍

圖 三 十 一 第

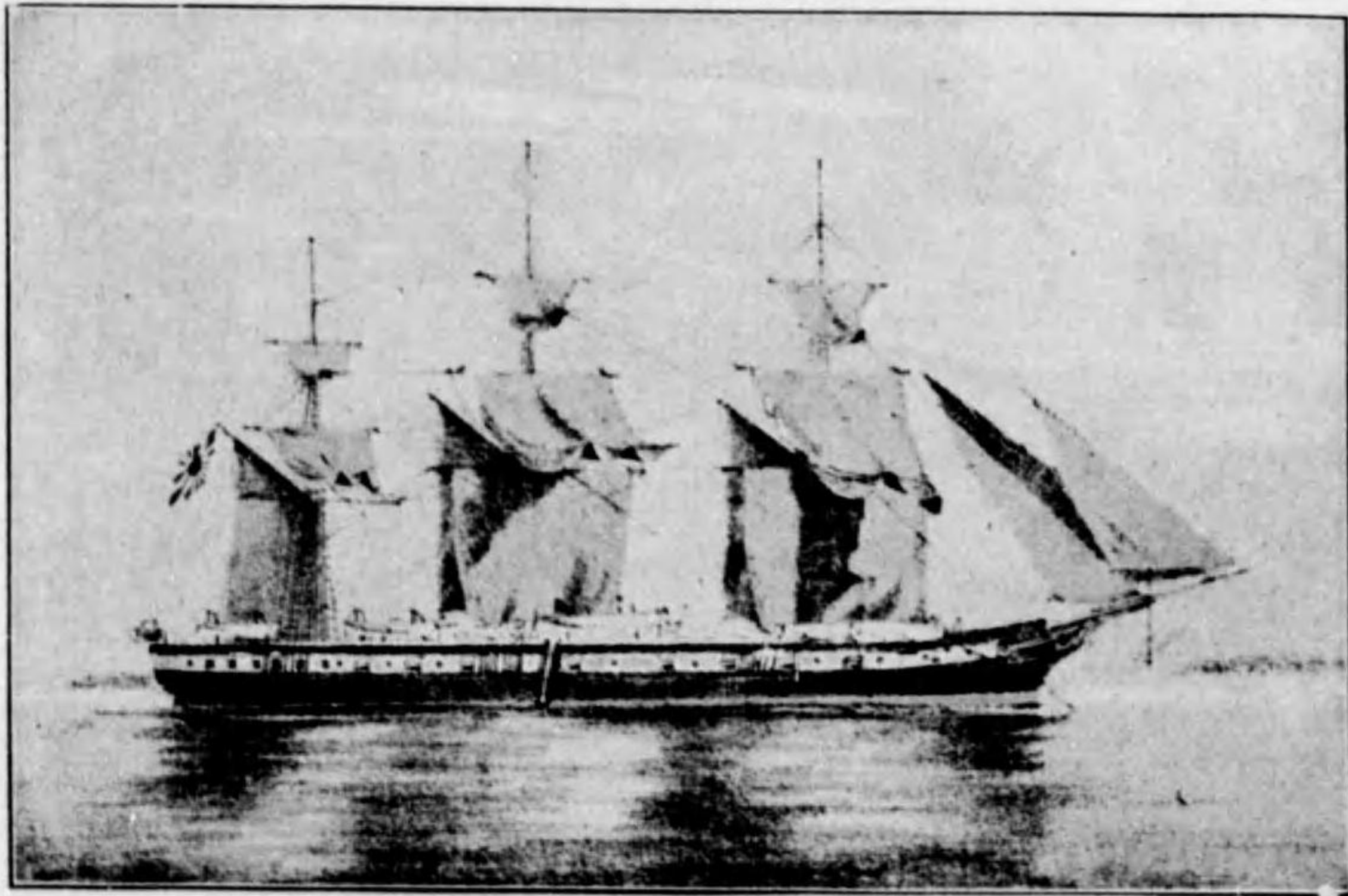
圖 三 十 一 第

圖 五 十 三 第



敏 肇 艦 軍

圖 六 十 三 第



間 淺 艦 軍

は、其端を開けり、今左に其主なるものを陳べんとす、

一明治三年〔西曆一千八百七十年〕五月、第一丁卯をして、英國軍艦と共に、南海を測量せしめたり、

一同年七月、宇佛兵を交へ、本邦局外中立を持するに當り、三小艦隊を編成し、横濱、兵庫、長崎、函館の各港内、及近海を警護せしめたり、而して其發するに際し、始めて軍律日課定則、信號法等を編し、之を各艦に授けて、試行せしめたり、

一又、同年閏十月、英國海軍海兵大尉ホースを備ひ、横濱に於て、龍驤艦内砲術等の教練を始め、尋で諸艦をして、交々就て傳習を受けしめたり、

一明治四年〔西曆一千八百七十一年〕二月、春日を測量艦として、英艦と共に北海を測量せしめたり、〔第一丁卯及春日の實行せし測量は、我海軍航測製圖の權與とす、〕

一是歲三月、諸港解備に及びたる後、龍驤以下七隻の軍艦を以て、二艦隊を編成し、之れを常備艦隊と爲し、又筑波を海軍兵學寮練習艦としたり、

第一 丁卯	乾 行	春 日	千代田形 △	東 △
木、螺、汽 三橋「トッ スル」 ナ 砲艦	木、螺、汽 三橋「バーク 」 砲艦	木、外、汽 三橋「トッ スル」 ナ 報知艦	木、螺、汽 二橋「ス ク」 ナ 砲艦	木、装甲、雙 螺、汽、ブリ 二橋「ブリ 」 戦艦
一二六 二一	一七 二二 一〇	二四 二九 一八、一	九七 一六 六、八	一五 三一
一二五 六〇	五二 一五〇	二六 二〇〇	一三 六〇	一三 二〇〇
經歷は明治維新後諸藩海軍艦船表に載するが如し、 明治三年(西曆千八百七十年)五月八日、山口藩より獻 納、	經歷は明治維新後諸藩海軍艦船表に載するが如し、 明治三年(西曆千八百七十年)六月十三日、鹿児島藩よ り獻納、	經歷は明治維新後諸藩海軍艦船表に載するが如し、 明治三年(西曆千八百七十年)十一月二十七日、鹿児島 藩より獻納、	經歷は軍務官所管艦船表に載するが如し、	經歷は軍務官所管艦船表に載するが如し、

第四項 艦船
兵部省所管に付せられたる艦船は、擧げて左表に掲げ、讀者一覽の便に供
す、

兵部省所管艦船表

艦名	艦種	軍艦		記 事
		長幅吃水 均下	排水馬力	
富士山 △	木、螺、汽 三橋「ブリ 」 スル	二二 三三 一、六	一〇〇〇 一八〇	經歷は軍務官所管艦船表に載するが如し、

□△ 軍務官より引継ぎたる艦船、
版籍奉還の際、諸藩より獻納したる艦船、
兵部省に於て、新に購入したる艦船、

鳳 ○翔	雲 ○揚	龍 ○驤	日 ○進	第 二 丁 卯
木、螺、汽 三橋 砲艦 「バーク」	木、螺、汽 二橋 砲艦 「ブリック」	木製鐵帶、 螺、汽、三橋 「シッブリック」 コルベット	木、螺、汽 三橋 砲艦 「バーク」	木、螺、汽 三橋 「ナール」 砲艦
三二六 二四 八	二一九 二四 七、七	二二一 四一	二〇三 三一 二〇	一二六 二一 七、七
一一一 二二三	二四五 一〇六	二五三 八〇〇	一四六 七一〇	一二五 六〇
經歷は明治維新後諸藩海軍艦船表に載するが如し、 明治四年(西曆千八百七十一年)六月八日、山口藩より 獻納、	經歷は明治維新後諸藩海軍艦船表に載するが如し、 明治四年(西曆千八百七十一年)六月八日、山口藩より 獻納、	經歷は明治維新後諸藩海軍艦船表に載するが如し、 明治三年(西曆千八百七十年)三月、熊本藩に於て、英人 より購入、翌年五月獻納、	經歷は明治維新後諸藩海軍艦船表に載するが如し、 明治三年(西曆千八百七十年)四月、佐賀藩に於て、蘭人 より購入、同年六月獻納、	經歷は明治維新後諸藩海軍艦船表に載するが如し、 明治三年(西曆千八百七十年)五月八日、山口藩より獻 納、

飛 △隼	船 名	船 種	長 幅 深 時 時 時 時	噸 馬 力	記 事
汽					
二四				二〇〇	
七〇					經歷は軍務官所管艦船表に載するが如し、
筑 □波	孟 △春	運輸船			
木、螺、汽、 三橋 「シッブリック」 コルベット	鐵骨、木皮、 螺、汽、三橋 「トッブスル スクーナ」 砲艦				
一九二 三四 一七、七	一三一 二二 七、七				
一九七八 三五〇 五二六	三五七 一九一 一四、一				
明治四年(西曆千八百七十一年)七月一日、英人より購 入、	經歷は明治維新後諸藩海軍艦船表に載するが如し、 明治四年(西曆千八百七十一年)五月二十一日、佐賀藩 より獻納、				

飛龍	快風	行速	虹橋	大阪
木、汽	木、帆	木、外、汽	木、汽	鐵、螺、汽
一七〇 二七	一〇一 二二			一八七 二八
九〇	一五五	二五〇		四四〇 一一〇
經歷は軍務官所管艦船表に載するが如し、	經歷は軍務官所管艦船表に載するが如し、	經歷は軍務官所管艦船表に載するが如し、 明治三年(西曆千八百七十年)七月五日、静岡藩より獻納、翌年七月十二日、東京丸購入の際英人に交付す、	經歷は軍務官所管艦船表に載するが如し、 明治三年(西曆千八百七十年)六月二十二日、豊津藩より獻納、同年七月十二日、上總根津に於て破壊、	明治二年(西曆千八百六十九年)八月二十四日、英人より購入、

東京	春風
木、汽	木、帆
二四〇 三五	一三七 二九
一四〇〇	八八五
明治四年(西曆千八百七十一年)七月十二日、英人より購入、その代價十六萬圓に對し、八萬圓の外に行速・飛龍・飛龍の三隻を交付す、	明治四年(西曆千八百七十一年)六月二十七日、英人より購入

此表に依れば、兵部省時代に於て、朝廷の船籍に入りたる艦船は、合計二十一隻〔軍艦十三隻、一萬四千三百六十五噸、噸〕なりしが、同時代に於て、賣却〔飛龍・行速〕及破壊に由り、運輸船の隻數に四隻を減ずるによりて、兵部省廢止の際、海軍省に引繼ぎたる艦船は、十八隻〔軍艦十三隻、一萬四千四百三十二噸、噸〕に過ぎざりき、

第三節 艦船造修所

明治維新の時、石川島及浦賀の二工場は、舊幕府より新政府に移りたれども、軍務官時代に於て、兵馬倥傯の際、此等工場經營の如きは、願みるに暇なく、

唯一時を彌縫するに過ぎざりき、
 石川島主船寮 兵部省時代に至り、内証始めて平き、海軍前途の計畫を建つべき秋に當り、海軍工廠も亦整備を要せり、初め四年七月、石川島に造船局製造所を設け、尋で之を主船寮となし、曩に歐洲斯業の狀況を視察して歸朝せる肥田濱五郎を主船頭に任じ、艦船の小修理、小船及諸器具の製造に従事したり、

浦賀工場 浦賀工場は、幕府時代に於て、一時的設備をなしたるものにして、横須賀工廠建設の進捗と共に、其必要を減ぜり、唯其敷地は後日浦賀屯營の建築に供せられ、亦從來の設備も、時宜に依り、稀に利用せられたりと云ふ、

第四章 海軍省時代

第一節 海軍省創設以降明治三十年に至るまでの

二十五年間

第一項 總 敘

明治五年〔西曆千八百七十二年〕二月、官制改革に因り、兵部省を廢し、海軍及陸軍の二省を分置せられてより以來、海軍の軍制・兵制・教育・造艦等の事業は、駸々として其歩を進めたり、茲に此等の事項を詳録せんとするは、容易の業にあらざるのみならず、また本史の目的に非ざるを以て、本章に於ては、主として此期間に於ける造艦政策及内外の事變戰役等にして、我海軍の之に與かりたる事件について、少しく陳述せんとす、

先づ第一に指を屈すべきは、海軍軍令部條例の制定なりとす、之により、海軍軍令部長は、天皇に直隸し、國防用兵に關することを參畫し、親裁の後、之

を海軍大臣に移す、かくて海軍の作戰計畫に關する事項は、其一般行政事務と儼然たる區別を有するに至れり、

次に國防の事に關しては、我帝國を四の海軍區に分ち、各區に鎮守府を置き、〔横須賀、吳、佐世保、舞鶴、舞鶴は明〕軍港所在地名を冠し、之を横須賀鎮守府吳

鎮守府佐世保鎮守府及舞鶴鎮守府と稱せり、

此期間に於て、軍艦は其隻數及噸數共に加はりたれば、之を各鎮守府に分轄せしめたり、是によりて、常備艦隊も亦其勢力を増し、海軍演習概則に従ひ、小演習を行ひ、又隣國諸港の巡航、艦隊對抗運動、陸戰隊訓練、大砲射撃、水雷發射等、苟も海軍に必要な事項は、皆之を實地に試演して、遺す所なきを期せり、

此期間に於ける我海軍航海術の進歩について一言せんに、十一年、軍艦清輝の歐洲諸港を巡航したること、〔艦長井上良馨、歐洲航海〕十三年、初めて外國人教官〔運用術教官英國海軍少佐ウイリヤムス、航海術教官英國海軍大尉セームス〕を乗艦せしめずして、我が海軍士

官に依り、少尉候補生練習艦筑波〔艦長大佐福島敬典、副長少佐國友次郎、航海長大佐吉田重親、航海士少尉出羽重遠、同井上敏夫〕を濠洲に派遣したること、十九年、軍艦浪速を英國より回航したること〔艦長伊東祐亨、外國製造軍艦を我海軍將卒の手を以て回航したるもの、本艦を以て嚆矢とす〕等、皆顯著なる事蹟と謂ふべし、爾來我航海術益進歩して、外國に於て製造せられたる軍艦は、渾べて我海軍士官の手に依り、回航せらるること、なれり、即ち大なるものは、戰艦鹿島の如き、一萬六千四百噸にして、蘇西運河を通過し、又小なるものは、僅々三百噸前後の驅逐艦が、大洋を横斷して、我國に回航したるが如き、共に各國海軍の注意を惹きし所のものとす、

海岸測量及海圖調製事業は、前期に始まりて、其後著々歩を進めたり、抑、我帝國の沿海たる、その海岸線の延長は、總計約一萬五千八百八十五海里に及び、然るに、十三年末の調査に依れば、其既測にかゝるものは、僅に五千六十四海里に過ぎずして、尙一萬百二十一海里の未測區を殘せり、その後十四年より二十一年に至る八年間に於て、延長四千五百三十七海里を測量せしを以

て、當時未測量の區は、五千五百八十四海里に減ぜり、かくの如くにして、其成績は年々進歩したり、

海圖調製等の事業も、海岸測量の進捗と共に、益、其功程を加へたり、例へば、二十一年度に於ける海圖に關する統計に於て、海圖の彫刻を竣れるもの二十三版、彫刻著手のもの十四版にして、海圖上一部の補刻に著手せしもの九十版あり、又海圖印刷の總數は、六千八百五十六枚の多きに及べり、

海軍將校養成も、また先緒を承繼して、益、伸張するに至れり、生徒は華士族平民を論ぜず、廣く海軍出身志願者の中より、毎年所要員數を採用することゝなせり、六年に至り、英國より海軍教官を備聘し、大に教程を釐革す、九年八月、海軍兵學寮を、海軍兵學校と改め、二十一年、本校を江田島に移し、爾來繼承して現今に至れり、又士官教育に關しては、二十一年に、海軍大學校を創設して、概近學術の進歩に伴ひ、軍艦、兵器及彈藥制式の發明改良等に關する智識を修得せしむ、その他砲術練習所、水雷術練習所等の設ありて、各、専門の學術

を攻究する途を開けり、

海軍准將校の教育も、また將校の教育と併立せざるべからざるを以て、海軍機關學校、海軍軍醫學校、海軍主計學校の設立を見るに至れり、此他下士卒の教育、新兵教育に關する諸規則等は、年一年に改正増補して、益、其完美を圖れり、

第二項 國內暴動と清韓事變

此期間に於ては、内外の暴動事變等頗る頻繁なりき、七年二月、佐賀征討の事あり、尋で、四月、臺灣征討の舉あり、軍艦日進、孟春を護衛として、運輸船大有丸、高砂丸、及有功丸に陸兵を載せ、瑯瑤灣に上陸せしめたり、九年には、熊本に神風連の暴動起り、尋で、秋月及山口に亂あり、十年には、西南の役起りて、大に征討軍備を要し、各艦船軍に従ひたり、十五年には、朝鮮事變起りしかば、遽かに軍艦數隻を派して、我居留人を保護せしめたりしが、一年を隔て、十七年には、また朝鮮京城の變あり、爲めに、軍艦數隻を派遣し、また郵船小菅丸を備

ひ、輜重を運送せしめたり、
上述の騒亂事變に際し、我海軍は、多少艦船を動かし、時に又發砲せしことなきに非ずと雖も、敵手に軍艦なきを以て、終に戦を交へたることなし、唯海上より敵兵を砲撃し、若くは陸戦隊を上陸せしめしに過ぎざりき、

第三項 日清戦役

日清戦争の原因は、第一編に於て敘述せしを以て、茲には之を贅せず、唯此戦役中、海軍に關する事項の主なるものについて、少しく敘述すべし、而して之より生じたる影響と結果については、更に次項に於て討究せんと欲す、
豊島の海戦 明治二十七年七月十一日、清國は、太沽に於て、運送船十隻に、陸兵を満載し、逐次大東溝及牙山に向て出發せしめたり、是時に當り、我國は、其軍艦を部署して、本隊及第一第二第三遊撃艦隊の四隊と爲し、朝鮮西岸より、黄海方面に遊弋せしめしが、七月二十五日午前七時、海軍少將坪井航三（後功により男爵を賜はる）の指揮せる第一遊撃隊（旗艦吉野、司令官少將坪井航三、乘坐艦長大佐桑原要一、浪速艦長大佐東郷平八郎、秋津洲艦

長心得少佐）は、豊島沖に於て、清艦濟遠及び廣乙に遇ひて、之と戦を交へ、濟遠は敗走し、廣乙は逃れて沙礁に坐觸す、此砲戦の方に酣なるに際し、會、清國砲艦操江及運送船高陞戰場に來りしかば、秋津洲は、操江を宛迫して之を捕獲し、浪速は高陞に對して、交渉の後、遂に之を轟沈したり

かくて日清兩國の和親破裂し、八月一日を以て、宣戦の詔勅を公にせられ、九月十五日に至り、大本營は廣島に進められたり、

黄海海戦 九月十五日、支那北洋水師提督丁汝昌は、北洋艦隊及廣東艦隊の一部を以て、陸兵を護送し、翌日大東溝に著す、此日、我艦隊は、平壤攻撃の陸兵に聲援を與へん爲に、大同江口に赴き、尋で、海軍軍令部長海軍中將子爵樺山資紀は、假裝巡洋艦西京丸に乗じ、海軍中將伊東祐亨の指揮せる本隊（旗艦司令官中將伊東祐亨、乘坐艦長大佐橫尾道員、橋立艦長大佐日高壯之丞、扶桑艦長大佐新井有貴、千代田艦長大佐内田正敏、比叡艦長大佐櫻井規矩之左、右）及第一遊撃隊、外に軍艦赤城（艦長少佐坂本八郎太）と共に、海洋島に向つて出發し、同月十七日曉の頃、同島の沖に於て、敵の戦艦定遠鎮遠等十二隻の艦隊に遇ひ、之と

交戦し、敵艦超勇、揚威、致遠、經遠の四隻を轟沈し、大勝を博せり、我本隊の旗艦松島以下、各艦の受けたる損害は、少々にあらずと雖も、之を清艦に比すれば殆んど言ふに足らず、ついで同月二十三日、清艦廣甲は、大連灣附近に於て、我艦隊の爲めに轟沈せられ、是より黄海々上の制海權は、我海軍の有に歸せり、大連及旅順口の陥落、陸軍大將伯爵大山巖の指揮せる第二軍は、十月二十五日、花園口に上陸し、金州城を陥れ、尋で、十一月七日、大連灣を奪ひ、我海軍の根據地となせり、

十一月十七日、我第二軍の旅順口に向ふや、清國艦隊は、既に威海衛に逃れたり、同月二十日黎明、我軍は旅順の攻撃を開始し、午後五時、黃金山砲臺を陥れ、旅順は終に我手に歸せり、かくて東洋第一と稱せられし軍港も、亦我海軍の有に歸したり、

威海衛の陥落と北洋艦隊の降伏、旅順陥落に先ち、清國の艦隊は、威海衛に潛みて、退嬰是れ事とせしが、我第一遊撃隊は、二十八年一月十八十九の兩

日を以て、登州府を砲撃し、翌二十日、第二軍の一部は、榮城灣に上陸し、同二十六日、威海衛に向ふ、同三十日、陸軍は艦隊と力を協せ、東岸の砲臺を攻撃し、終に百尺崖の砲臺を奪ふ、二月二日、西岸の砲臺も亦陥る、是時に當り、劉公島の砲臺と、港内の艦隊とは、尙ほ抵抗を繼續せり、乃ち暗夜に乗じて、水雷艇を放ち、之を襲はしめ、旗艦定遠及び來遠、威遠の三艦を轟沈したり、是に於て、敵の艦隊提督丁汝昌は、事の爲すべからざるを見、二月十二日、劉公島と北洋艦隊の殘部とを擧げて提出し、降を乞ひ、自ら毒を仰いで死したり、

澎湖列島の占領、我國は、又南清に向て計畫する所ありたり、即二十八年三月十五日、陸軍歩兵大佐比志島良輝の指揮せる混成聯隊は、佐世保を發し、同二十日、澎湖列島の一なる倉島に著す、同二十三日拂曉、浪速、高千穂、秋津洲の三艦が、澎湖島の東南端なる侯角の砲臺を砲撃せる間を以て、混成聯隊は、裏正角に上陸し、遂に澎湖列島の首府なる馬公城を略す、三月二十五日に至り、悉く澎湖列島を占領したり、

第四項 日清戦役の我造船界に與へたる教訓

日清戦役は、晩近學術進歩の結果、歐米各國が、戦艦武装等に革新を施したる後、初めての戦争なるを以て、嘗に我國に於て、其結果に注目せしのみならず、世界各海軍國が、等しく無限の興味を以て迎へたりしものとす。此戦役に因り、日清兩國艦隊の蒙りたる損害を敍し、之に評論を加へんとするに先だち、當時艦船の構造兵器彈藥等の進歩は、如何なる程度に達せしかについて、少しく説明するの必要あるべし。

當時戦艦にありては、その致命部〔汽機、汽罐室及前部彈藥庫〕を水面附近に於て、厚き甲帶によりて、防禦するの法を用ひしが、巡洋艦にありては、水線附近に甲帶を用ひずして、所謂防禦甲板なるものを構造し、此防禦甲板上、多數の水防區劃を作り、之れによりて、其致命部を保護し、併せて船體沈没を防止するの制を採れり、之れを區劃式セリユラシズムと云ふ、彼の鎮遠、定遠は鋼製にして、厚さ十四吋イッチの甲帶を有し、我旗艦松島及其の姉妹艦嚴島、橋立は、上述の區劃式にして、其防禦甲

板の厚さは、約一時半なりとす、

戦艦の重砲は、其甲鐵板を穿洞し得べき力を以て、標準と爲すを例とし、副砲として、十五若しくは十二珊砲を用ひたり、又此頃速射砲なるもの、漸く世に現出し、英國の如きは、當時既に副砲として之を採用せり、又補砲は、主として四十七糎保砲カチキス或は一時伽砲ガイリッパを用ひしが、皆速射砲なりとす、彼の鎮遠、定遠の主砲は、三十珊克砲クルツクにして、副砲は十五珊克砲なりしが、悉皆舊式にして、速射砲にあらざりき、又補砲は、日清兩海軍共に殆ど同一なりしを以て、之に論及せざるべし、我松島、嚴島、橋立の主砲は、三十二珊四十五口徑加砲カネにして、其初速は強大無比、當時歐米各海軍に於ても、稀有の利器にして、其穿洞力は、正に彼の鎮遠、定遠の水線甲帶を貫通して猶餘裕あり、之れに反して、鎮遠、定遠の三十珊克砲は、松島等の三艦に對し、殆んど無意味なるの感あり、換言せば、松島等の構造は、區劃式にして、而かも防禦甲板は、水面下に位するを以て、其船腹を貫通するは、口徑の大小に關せず、又敵彈を受くるも、爲めに沈没の虞

なき結構なりしが上に、此三艦の副砲及巡洋艦の主砲は、概ね十二珊又は十五珊速射砲にして、敵のものに比して、其優劣著しきものなりき。
 水雷は、日清兩海軍に等しく採用し、其實際の功力を驗すべき一兵器たりしが、當時其有功距離は、僅に數百米突に過ぎざりき。
 當時軍艦の速力は、戰艦にありては十八節、巡洋艦にありては二十二節に達したりしも、彼の鎮遠定遠は稍、老古に傾き、（獨逸製にして、明治十五年の進水に於て遺憾多かりしならん、）戰爭當時、其速力僅に十節前後にして、黄海々戰に於ては、艦隊の速力は七八節なりしと云ふ、我本艦隊の松島以下の速力は、同一ならざるも、松島等三艦は十五節、千代田の如きは十九節、扶桑比叡の如きは十二節なるを以て、本艦隊の速力は十節内外なり、されば、日清兩艦隊は、其速力に於て、二三節の差を有せり、第一遊撃隊を組織する巡洋艦は、皆至大の速力を有し、吉野の如きは、二十二節を下らざりしかば、黄海戰爭には、此艦隊の速力は十七節内外なりき。

以上は、將に戰はんとする日清艦隊諸艦に特有の得失長短とす、是より、實戰の經驗を敍せんとするに當り、日軍勝利の原因を概括すれば、我將卒教育の優等（殊に精神教育に於て最も然りとす、）我軍艦速力の秀逸、我速射砲の銳利の三點にありと斷言するに躊躇せざるべし。
 一、黄海々戰に於ては、彼は大小強弱、而かも速力に於て著しき差ある軍艦を集め、一艦隊を編成し、その排列は鱗次横陣なりしが故に、追撃砲のみならず、用うる能はざりしのみならず、艦隊進路の變轉、また極めて不良なりしを以て、須臾にして隊伍亂れ、遂に回復の途なくして、各艦自由の行動に出で、大敗を招きたり。
 之に反して、我軍は、本隊と第一遊撃隊を組織し、其本隊なるものは、比較的武力ありて、速力少き軍艦を以て編成し、第一遊撃隊は之に反し、速力に富み、武装薄きものを以て組成したるが故に、各艦隊は、各、その特色を逞しうするを得たり、且其陣形單縱陣なるが故に、方向轉換は、甚だ容易なるによ

り遊撃隊は其高度の速力を利用し、敵の艦隊を牽制し、其運動を妨げ、其方向を轉ぜしめ、我本艦隊が之に向て砲撃を加ふるに、恰好の位置に導きたれば、彼の艦隊は忽ち崩れ、超勇揚威致遠經遠は轟沈せられ、其他の多くは火災を起し、敗走せり、獨り鎮遠定遠は水雷艇二隻を控へ、戰場に止まりしが、夕暮に至り、彼の二艦は威海衛に向ひ退却したり、

一 此日最も苦戦せしは、砲艦赤城假裝巡洋艦西京丸なりとす、元來此二艦は、本艦隊編成外のものにして、甲は偵察、乙は觀戰の目的を有したるものなれば、開戰當初、旗艦は信號を以て、此二艦をして、隊列外に出さしめたるも、終に敵をして此弱點に乗せしむるに至れり、

旗艦松島の、他艦に比して損害最も多かりしは、故なきに非ず、先づ、敵はこの旗艦を轟沈せんと欲して、彈雨を降らしめたるによれり、さて、之に次ぎたるものは、順序三番艦嚴島、五番艦比叡、即ち奇數番號のものに損害著しかりき、是れ支那艦隊の大砲は、速射砲ならざりしが故に、彈藥裝填に多く

の時間を要し、逐次各艦に發砲すること能はざりしによる、例せば旗艦松島に向つて發砲したる後、次回の發射に至るまでには、二番艦經過し、裝填終るに當り、三番艦は其標的となれるが如し、之に反し、我艦隊の大砲は、概ね速射砲なりしを以て、其發射の結果は、斯の如く偏したるものに非ざりしことは、彼の捕獲軍艦について見るを得たり、尙ほ大砲發射に關しては、支那の砲手は、狙定正しからずして、彼の彈丸我艦船の致命部に命中せしものなきにより、我は一隻だも失はざりしに、彼の艦隊中には、我砲火の爲めに轟沈せられしもの多かりしは、以て彼我砲手の優劣を證明するに足らん、要するに、我艦隊の速射砲を有したると、我砲手の沈勇にして、熟練なりしことは、正に勝利の一因として視るを得べし、

一 戰艦の防禦に關し、甲鐵論及非甲鐵論の二派に分れ、専門家の間に議論甚だ盛なりしに、黃海々戰によりて、此疑問を解決せしもの、如し、

彼我旗艦松島及鎮遠について、甲鐵及非甲鐵の得失を考ふるに、松島の受

けたる弾傷は拾七個〔左舷九個、右舷八個〕、其中水線附近に命中せしもの三個、其水防區劃は、豫想の結果を奏し、殊に中口径砲以下に對しては、最も有功なりしといふべし、故に海水の艦内に浸入し、爲めに船體を危殆ならしむるを防ぐ點に於ては、區劃式の艦船は、殆ど完全無缺なりしと雖も、敵彈の船舷を貫き、船内に於て爆發し、砲手を殺傷し、要具管類等を損するに因り、其戰鬥力を直接間接に減少するの點は、區劃式の大缺點として見るを得べし、威海衛陥落の後、定遠を見、又收容後、鎮遠を檢查せしに、其船體各部に印したる彈痕は、實に二百二十個所に及び、其中、水線附近及砲塔に命中せしもの、僅に指を屈すべし、又甲鐵の面に垂直に中りたるものは、數個に過ぎず、又甲鐵板を眞に穿洞したるものも皆無なりき、此意外なる結果は、造船界に左の教訓を與へたり、即ち、

空前絶後といふべし、加ふるに、我熟練の砲手を以て、各種口径の大砲を發射したるにも拘らず、其結果上述の如くなりしを以て見れば、甲鐵戰艦の効力は、實に偉大なりといふべく、同時に甲鐵板の厚さは、或限度を超えて、増加するの必要なきを確認するを得たり、

一 彼の超勇揚威致遠經遠廣甲の五隻が、我砲彈の爲め轟沈したる事實を研究するに、恐らくは、其設計及構造上に缺點〔收容後、濟遠を修繕し、また改造を施したる時、其復原力を計りたるに、其演算の結果甚だ不長なるを以て、能ふ限りの改良を施したり、又廣丙の構造法も當を失したる所多きを以て、之を改良したり、若し此五艦の設計及構造法に於て、果して濟遠及廣丙の如く、沈没は到底免かれざりしものとする、〕ありし爲めならん、

區劃式の艦船には、必ず防禦甲板ありて、其致命部を保護するを例とす、此防禦甲板は、全部水面以下に位するものと、一部其以上に在るもの、二種あり、我海軍に於ては、松島、嚴島及橋立の三艦は第一種に、浪速、高千穂、須磨、明石等は第二種に屬す、而して此第二種のものに於ては、防禦甲板の中央

部は殆ど平にして、水面以上に位し、舷側は垂れて、水面以下に降り斜面を形成す、斯くの如く構造せられたる甲板の目的は、敵弾船壁を破り、餘力尙は深く船内に到らんとするものを停止するにあり、かく妨げられたる敵弾は、斜面を衝くや、之と同一の角度を以て反撥し、區劃の壁板に觸るべし、かくすること二三回にして、餘力盡き、止むべきの原則なりとす、而して、敵の一弾我浪速の石炭庫に命中して、其防禦甲板の斜面を衝き、其方向を轉じて停止したるの事實は、即ち此理論の正確なるを證明する一例と見るべきものなり、

一 敵艦の多くが、烈しく火災を起したるは、想像の外に出でたり、我艦隊に於て、此厄に罹りしものなきに非ずと雖も、消火装置の良好なりしが爲め、大事を惹起すに至らざりき、

一 此戦役には、艦載水雷を使用したることなかりき、豊島及黃海の兩海戦が、水雷有効距離外に於て、大砲に依り勝敗を決したることは、世人の知悉せ

るが如し、而して水雷艇の眞價を検したるは、實に威海衛夜襲の時にあり、敵手にも水雷艇あり、又之を使用する機會は屢、之ありしも、曾て之を利用したることなかりき、

一 之を要するに、日清戦役の結果は、軍艦構造に一大變革を促したり、左の數條は即ちよく其梗概を盡さん、

一 戦艦は、各國とも甲鐵艦にして、甲鐵板の厚さは、従前のものを半減〔十ハ九吋とす〕し、船體の要部〔水線甲帶・主砲塔・副砲塔・司令塔等〕は、悉く甲鐵板を以て保護することゝなれり、

戦艦の防禦法に、斯の如き變革を促したるは、獨り日清戦役に因るにあらずして、又一方に於て、學術の進歩により、ハルペー式甲鐵板の發明あり、他の一方に於て、爆裂藥の世に現出したる等の事は、此革新の主因といふべし、此新意匠を以て構造せられたる英國海軍の「マジエヌチツク」〔エボック・ノイキング〕は、造船界に於ける劃期の製作といふべきものなり、

一此役後、各國海軍は、装甲巡洋艦及驅逐艦に一層の重きを置くに至れり、
 一戦艦の速力は十八節、装甲巡洋艦及防禦巡洋艦の速力は二十二節、驅逐艦の速力は三十節に達したり、
 一水雷艇の効力は、顯著なるも、之を使用する者に由り、其結果を異にするを知るべし、
 一各國海軍は、軍艦の構造に可及的防火材を使用せんと努め、先づ木材の使用は、其必要缺くべからざる場所に制限したり、其他火災豫防の目的を以て、諸種の新發明ありしも、實用に適するものは甚だ少し、

第五項 艦 船

明治五年〔西曆千八百七十二年〕二月、兵部省を廢し、海軍省を置かれし時、海軍省は、従前の艦船を管し、其隻數大小合せて十七隻にして、其噸數は僅々一萬三千八百三十二噸を出でざりき、即ち左の如し、

軍 艦

東 龍驤 筑波 富士山 春日 雲揚 日進 第一丁卯 第二丁卯
 鳳翔 孟春 乾行 千代田形

合計 十三隻 一萬千四百三十二噸

運輸船

攝津 大阪 春風 快風

合計 四 隻 二千四百噸

附言

一兵部省所管の運輸船は、快風、大阪、春風、東京の四隻なりしも、其中東京は受渡結了前に亡沒したり、攝津は鹿兒島藩に管せしめたるを返納せしめたるものなり、

一前記艦船中、二千噸以上のものは、只龍驤一隻に止まり、一千噸以上は東筑波、富士山、春日、日進の五隻なりき、

一船質は概ね木製にして、只東龍驤二隻の甲鐵、及孟春一隻の鐵骨木皮ある

のみ、

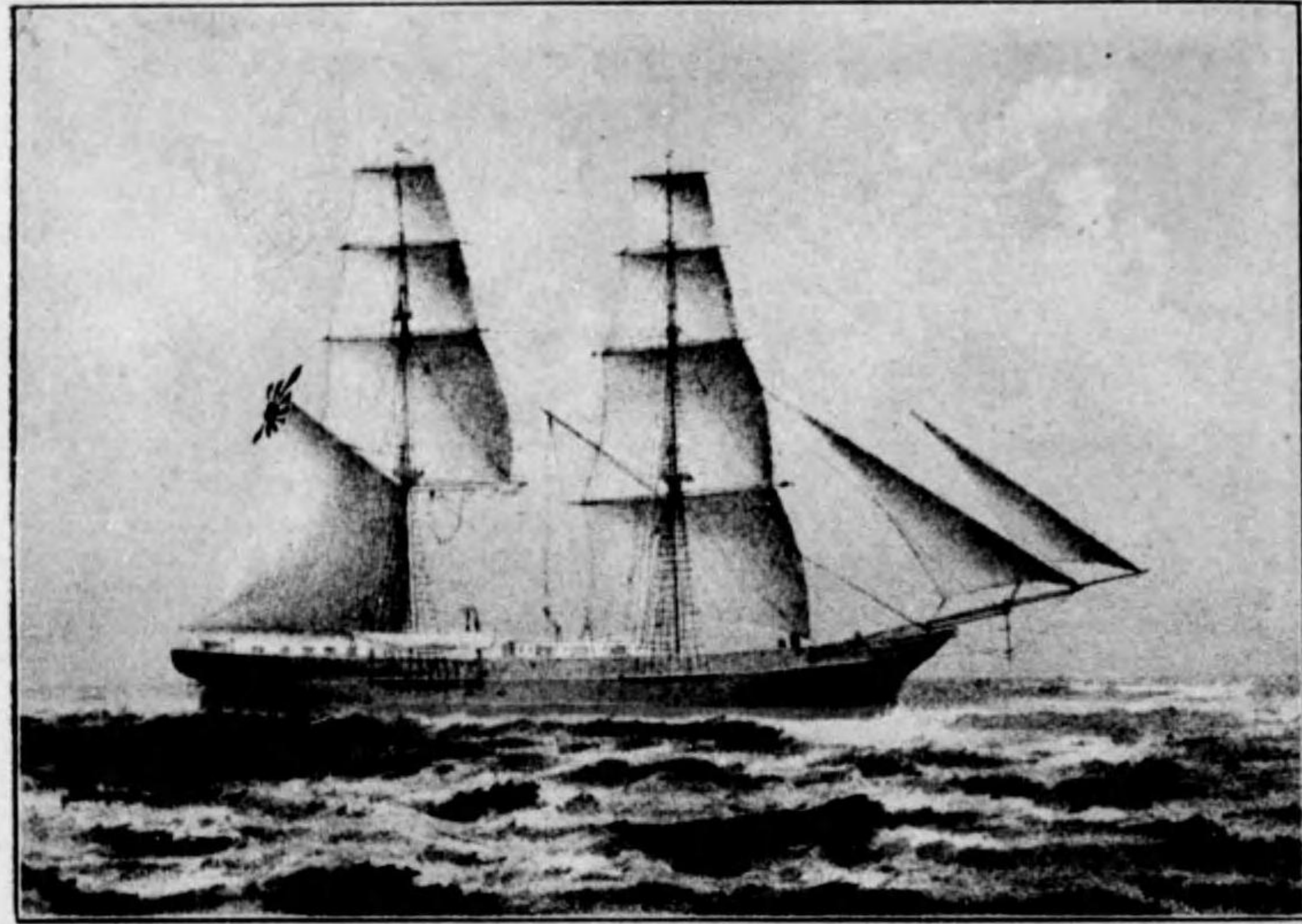
一 稍新造と云ふべきものは、唯龍驤日進雲揚鳳翔第一丁卯第二丁卯の六隻にして、其他は皆製造の年を距ること久しく、纔かに修理して之を保持するを得べきものなりき、

一 攝津の如きは、僅に貯蓄船に用ひ、大阪春風快風の三隻の如きは、内地の運漕を辨ずるに過ぎざりき、

一 明治七年四月、淺間第三十六圖は開拓使より海軍省に轉屬し、同九年、風帆練習艦石川第三十七圖は竣工し、同十年、雷電第三十八圖〔舊幕府所〕は開拓使より海軍省に所屬轉換となりたるを以て、上記艦船に、更に三隻二千四百噸を増加せり、

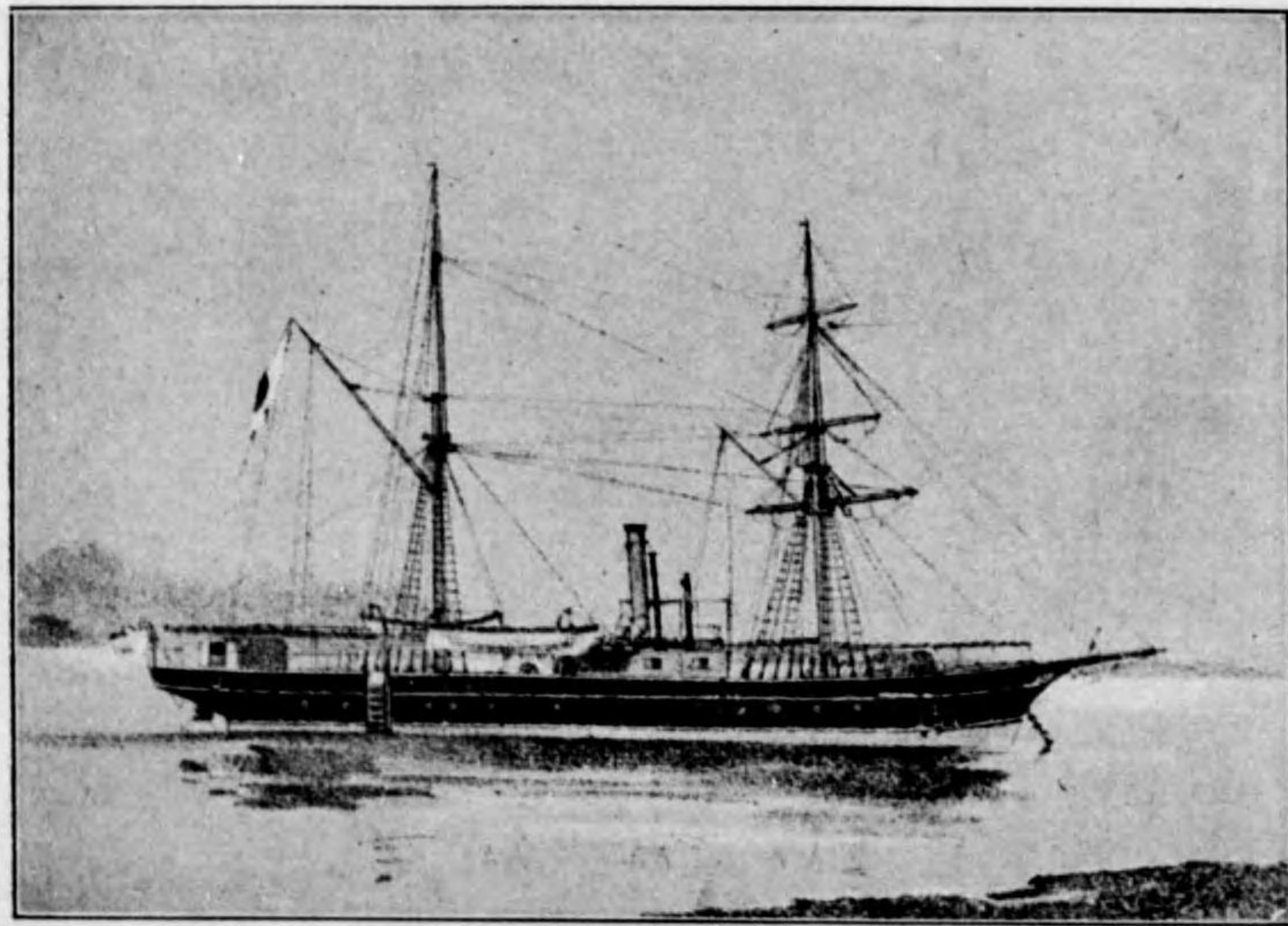
斯の如き艦船を有する海軍は、四面環海の我帝國にとりて頼みとするに足らざるを以て、早く新造の計畫を爲すの必要に迫れり、是に於てか、五年十月、工部省所屬の横須賀造船所を本省に管し、之を主船寮に屬して、漸次工場

圖七十三第



川石艦軍

圖八十三第



電雷艦軍

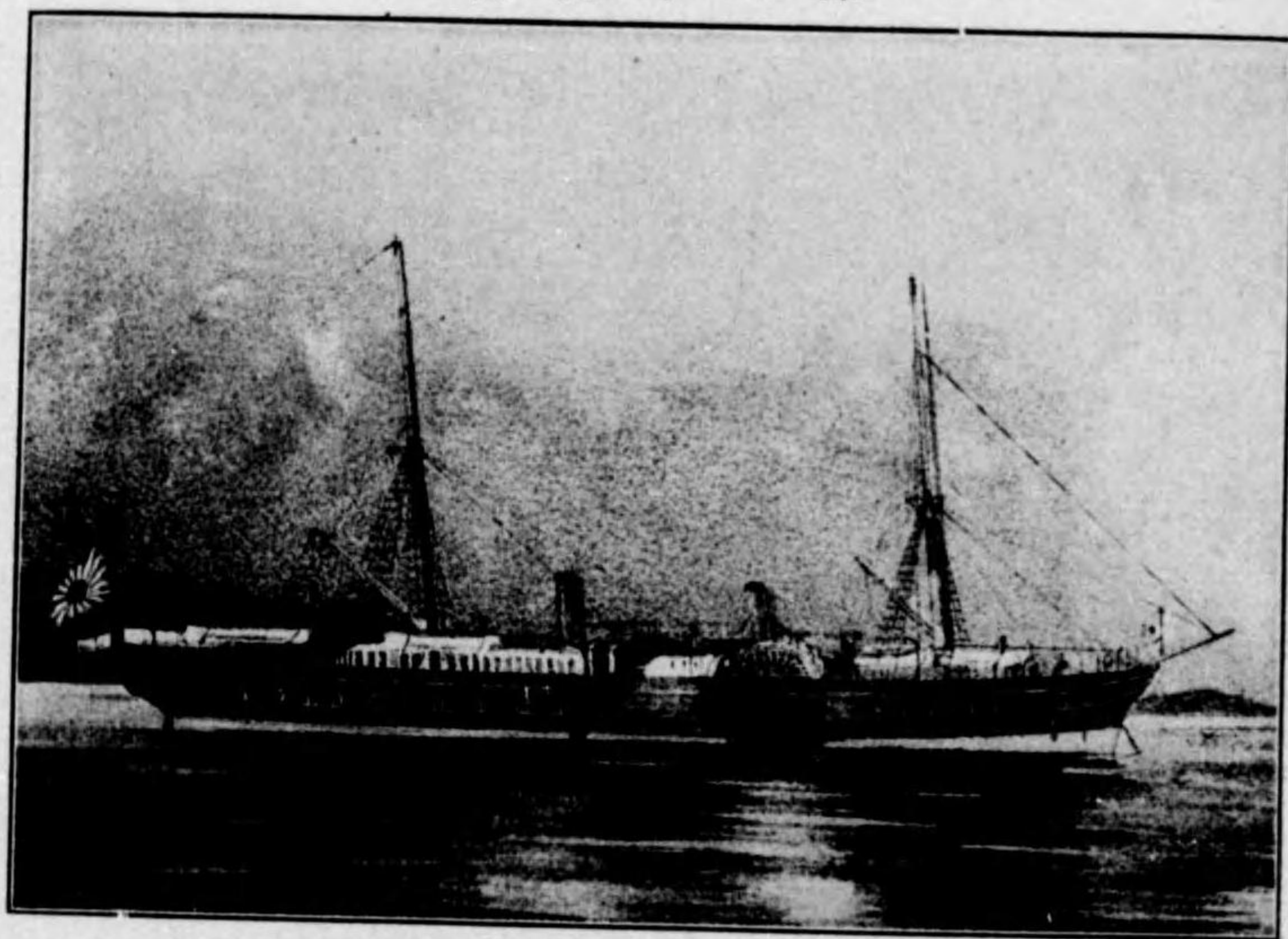
を擴張し、新艦製造及修理を辨じ、六年九月、御召遊覽船迅鯨第三十九圖の工を起し、同年十一月、軍艦清輝第四十圖の工事を始め、其後絶えず軍艦を新造したり、天城磐城第四十一圖、海門第四十二圖、天龍等の如きは、皆該造船所の製造に係るものなり、

十三年、風帆練習艦館山〔元第一回陽丸〕第四十三圖は、神戸川崎造船所に於て工を竣へ、海軍船籍に入りたり、

扶桑、金剛、比叡の製造、横須賀造船所は、開廠以來、日尙ほ淺くして、工場設備、職工の熟練等、未だ大艦製造を爲すに充分なる程度に達せざりければ、明治五年、政府は二艦の新造を外國に命ぜんと決せしかど、實行を見ずして、在昔二ヶ年を経過せしに、七年に至り、佐賀の役あり、征臺の役、ついで起り、二三軍艦の出征を要し間もなく、清國と紛議の起るに及び、急に軍備増修の必要を生ぜしかば、或る艦船二隻を英國より購求せんとしたり、然るに、かゝる彌縫の策を以て、一時の急を糊塗するが如きは、寧ろ得策に非ざるを以て、終

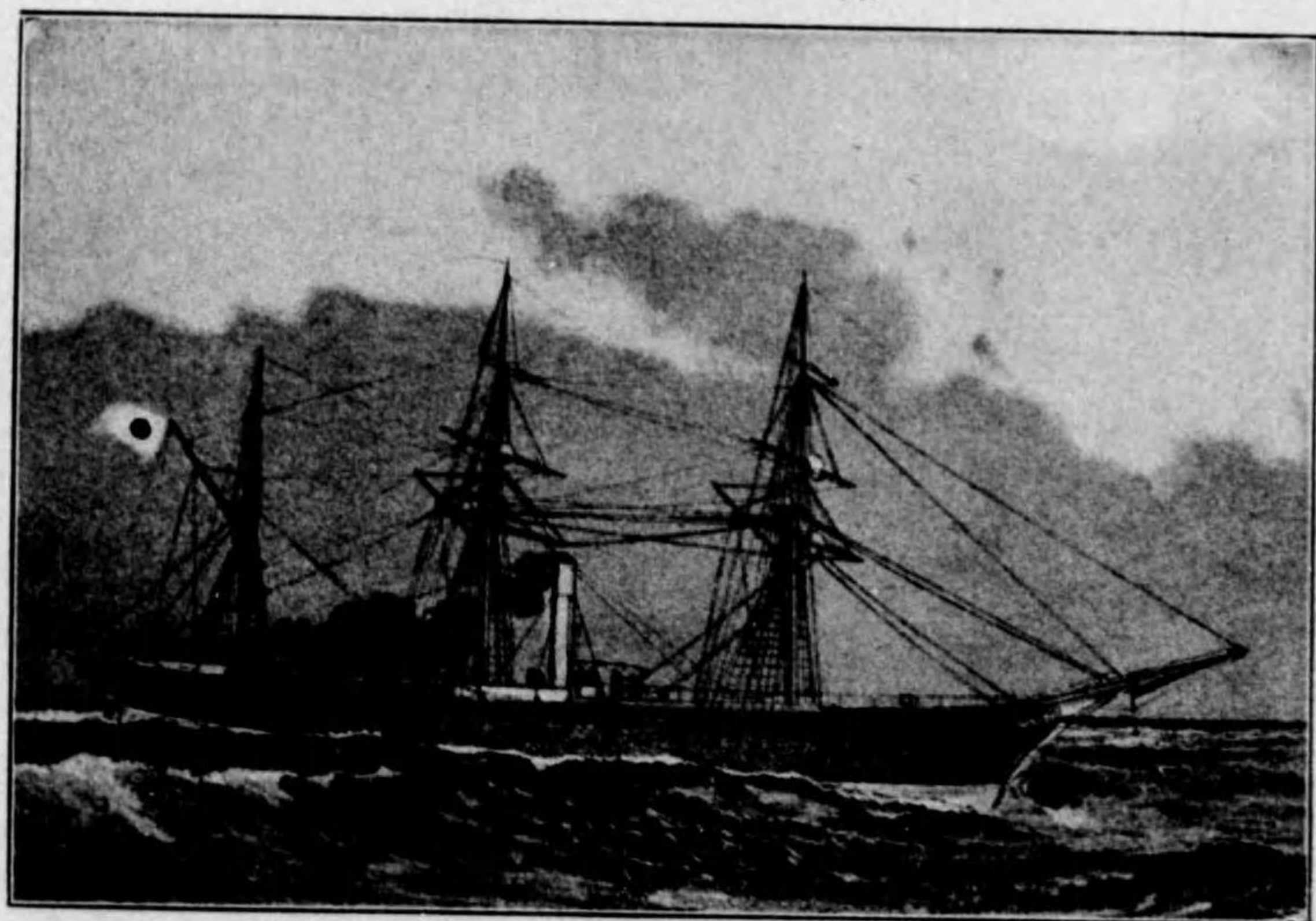
に其議を更へ、時局の稍や定まるに及び、英國に命じて、新に堅艦三隻を製造せしめたり、扶桑第四十四圖、金剛第四十五圖、比叡の三艦是なり、海軍擴張の紀元、輒近學術の進歩非常なるにより、其應用は、惹いて兵器艦船形式の改良を促し、愈、精銳を競ひ、各國海軍をして、殆んど其舊能を一變せしむるの状を呈せり、而して其發明と云ひ、又改良と云ふも、皆經費と相表裏するを以て、其整備費の従前に倍蓰するは自然の數なりとす、是に於て、十四年、海軍省は一の造艦政策を定め、二十ヶ年を期し、之を完成せんとせしが、東洋の形勢は、此緩慢なる計畫を許さざるを以て、翌十五年一月、再議を建て、改めて八箇年計畫となせり、是歲十二月、畏くも軍備更張の 聖諭を拜し、又新に税源を開き、十六年以降八箇年間、造船費年額三百萬圓、及び新艦維持費支辨の途を得、初めて豫算三百三十三萬圓を得たり、(従前定額内の艦船製造費に、かくて十六年度は、海軍擴張の一紀元を劃せり、之を詳言せば、此年は新艦増製の初年にして、是より後、新艦追加の計畫に應じて、軍務も亦共に伸張

圖九十三第

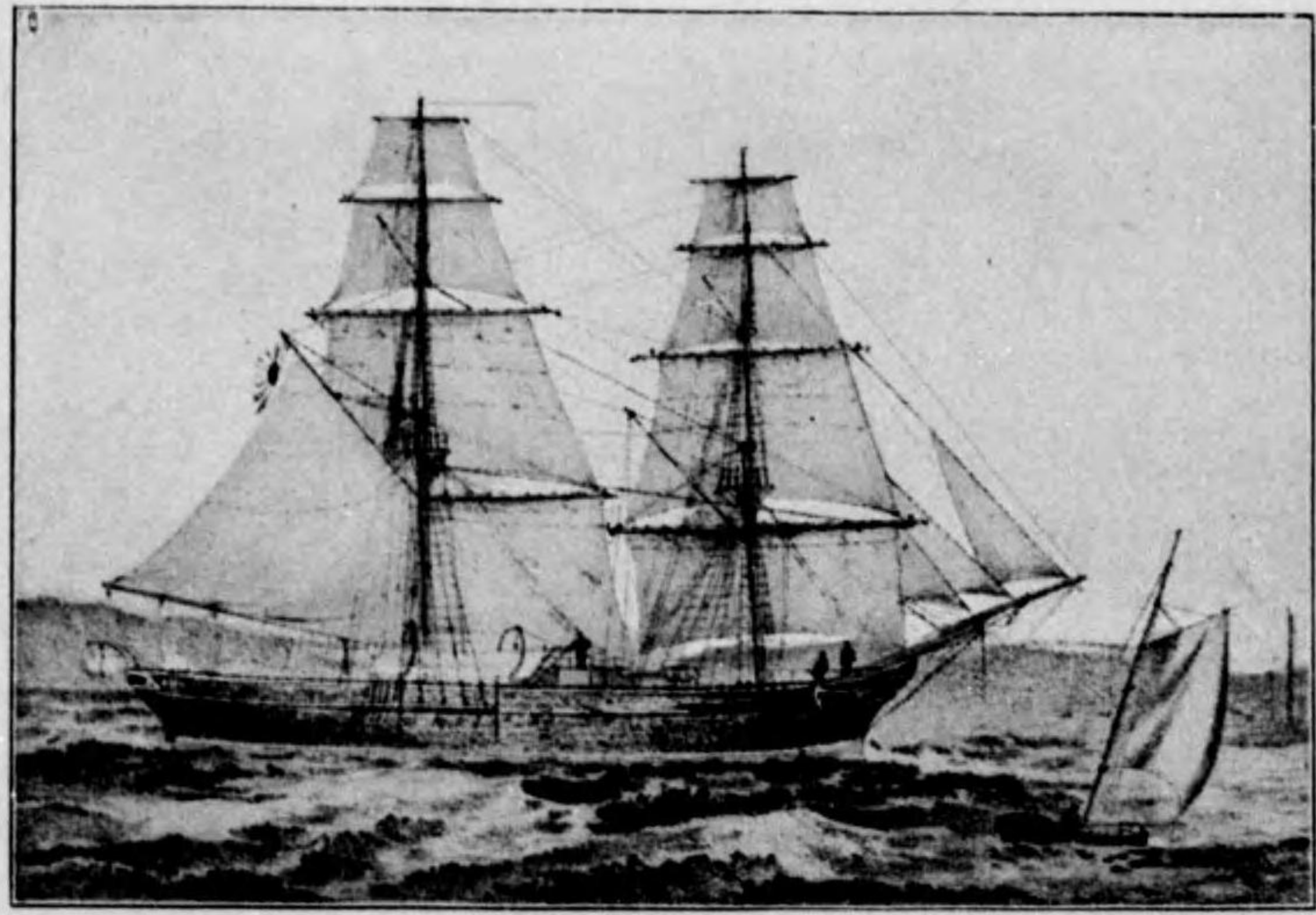


鯨 迅 艦 軍

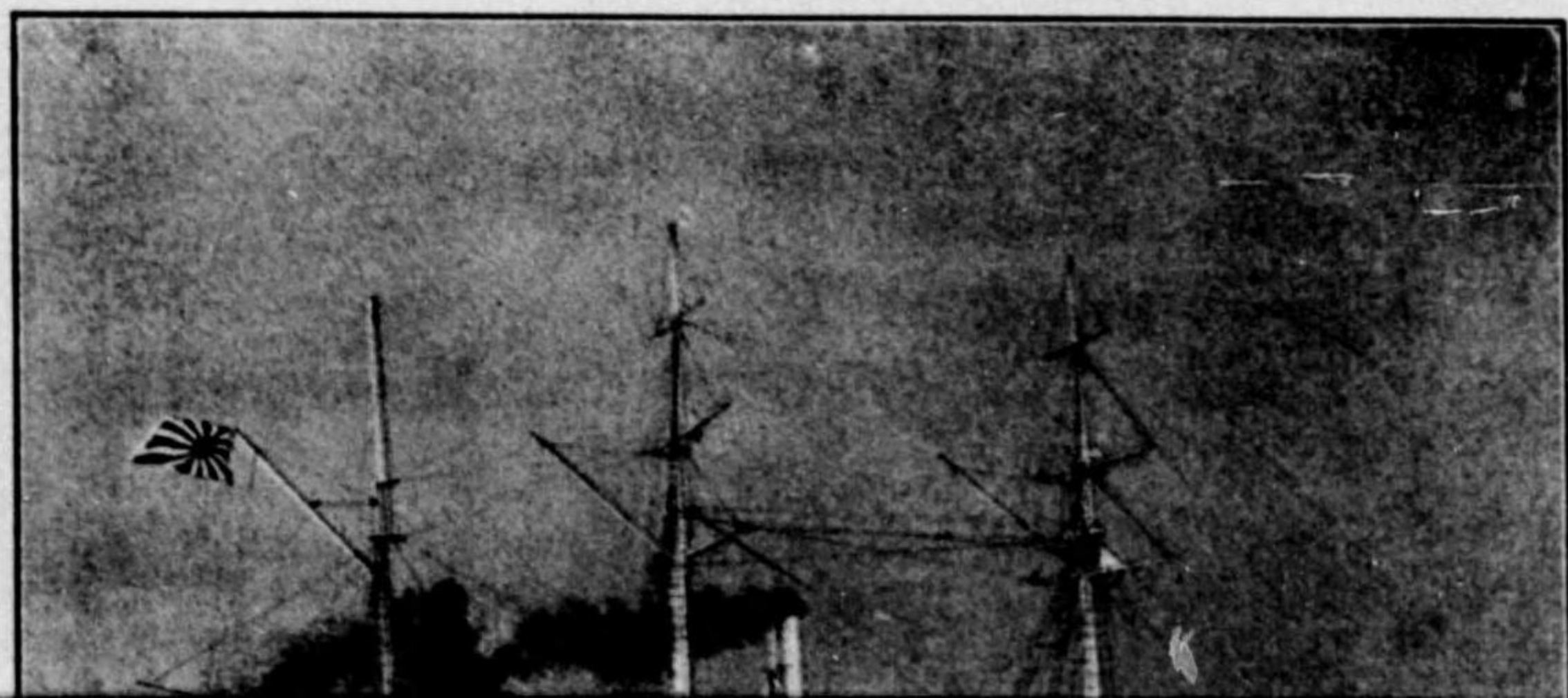
圖十四第



輝 清 艦 軍

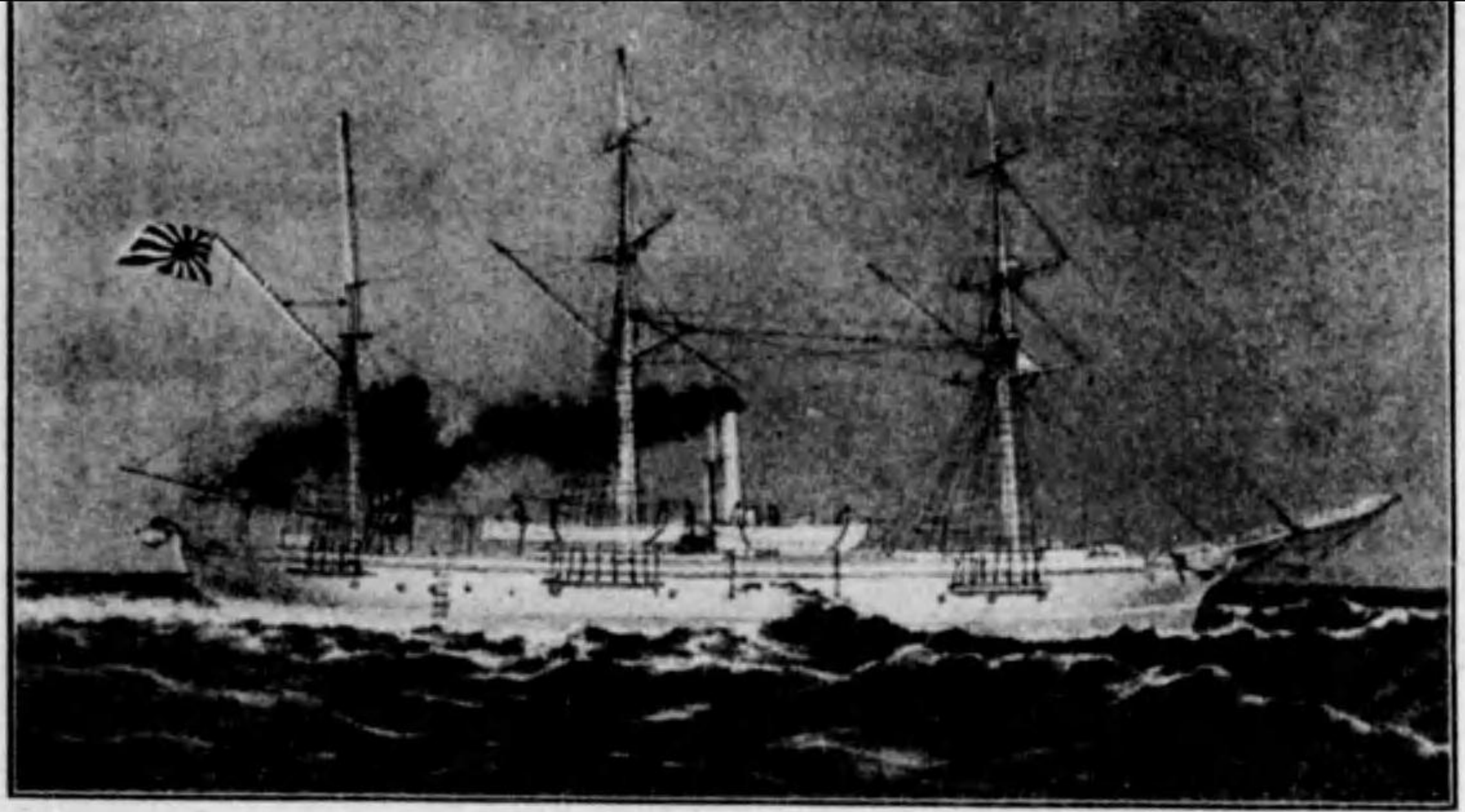


第四十三圖 軍艦館山

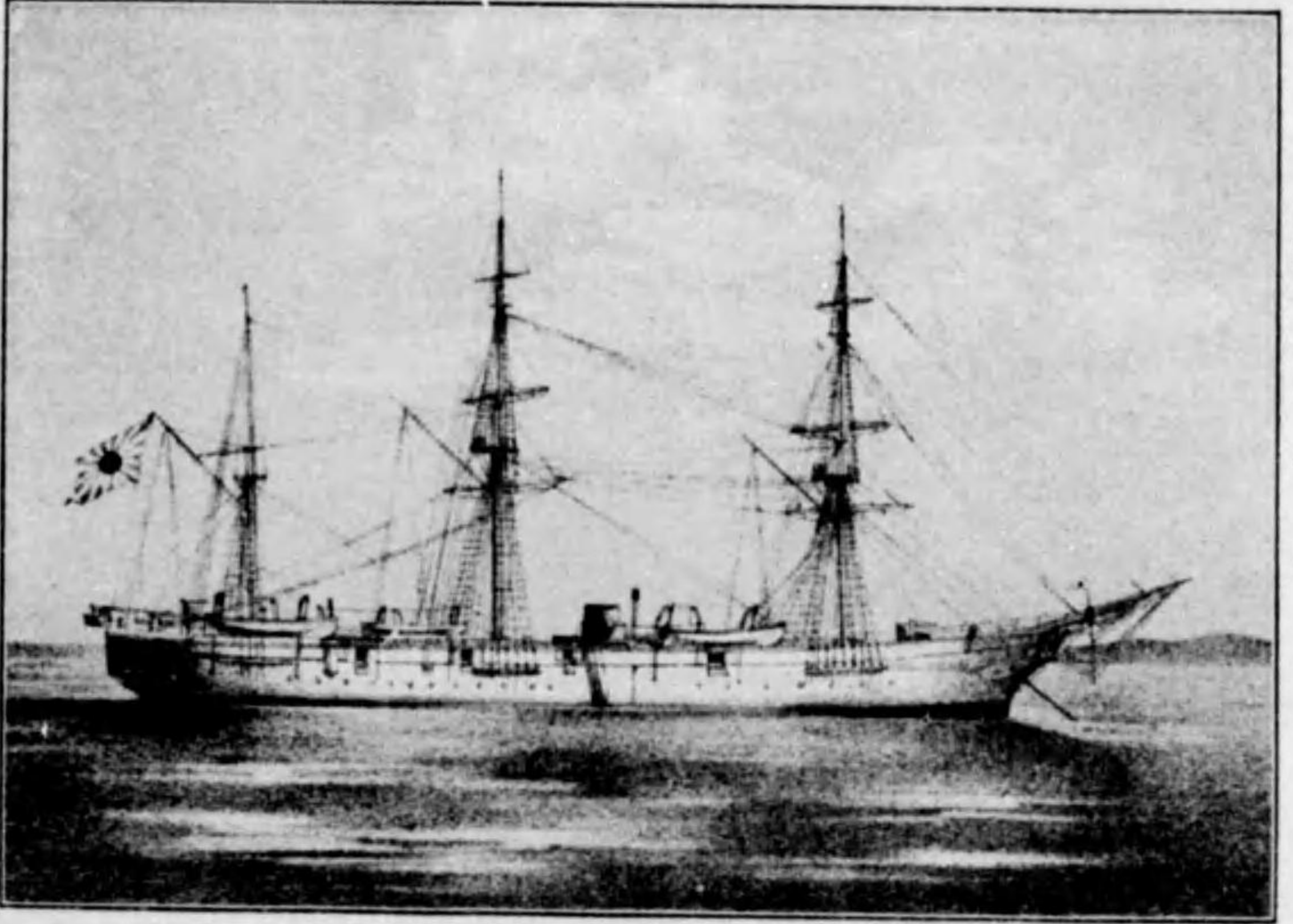


第四十一圖 軍艦

四十一圖 軍艦 磐城



四十二圖 軍艦 海門



四十三圖 軍艦 館山

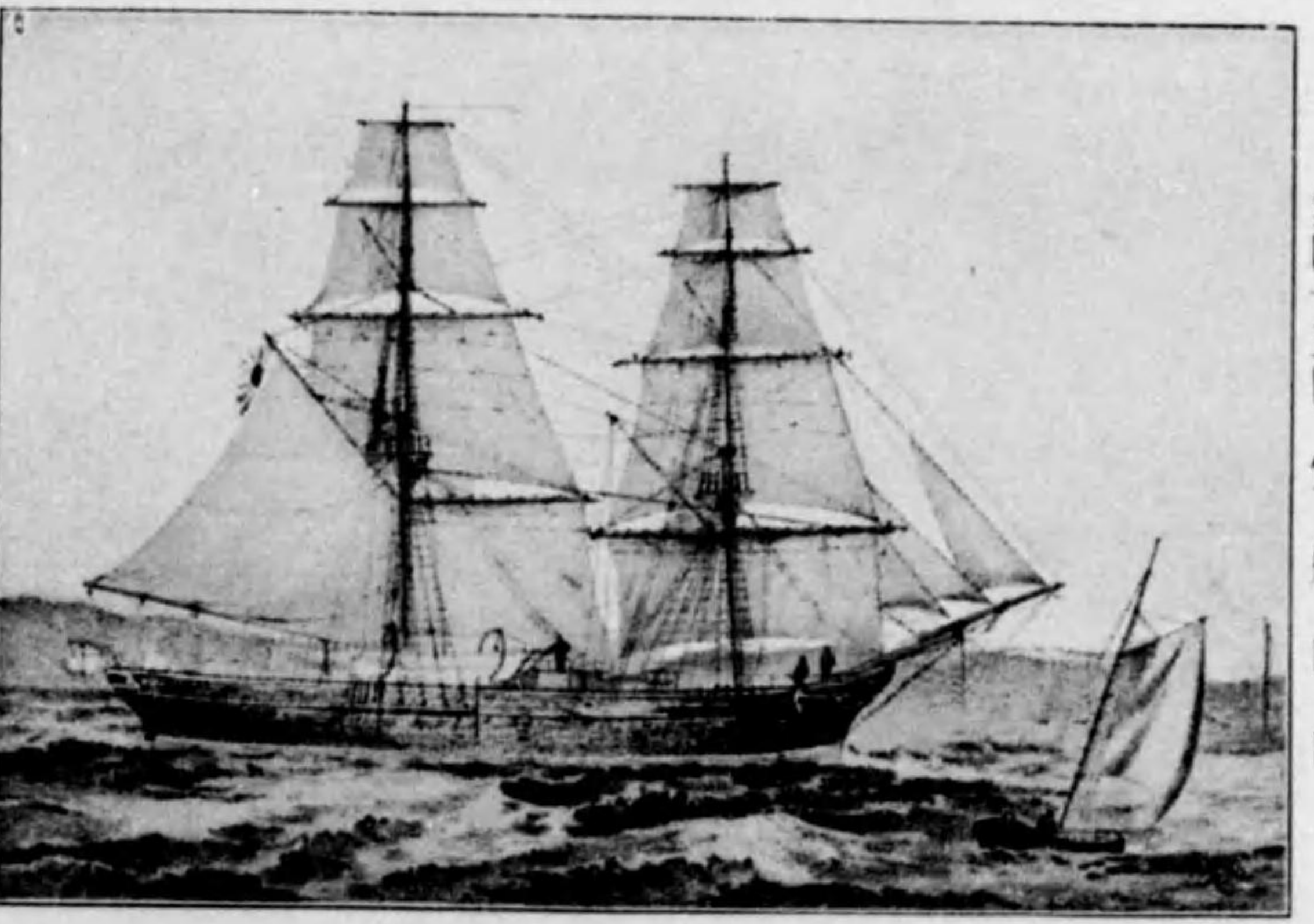
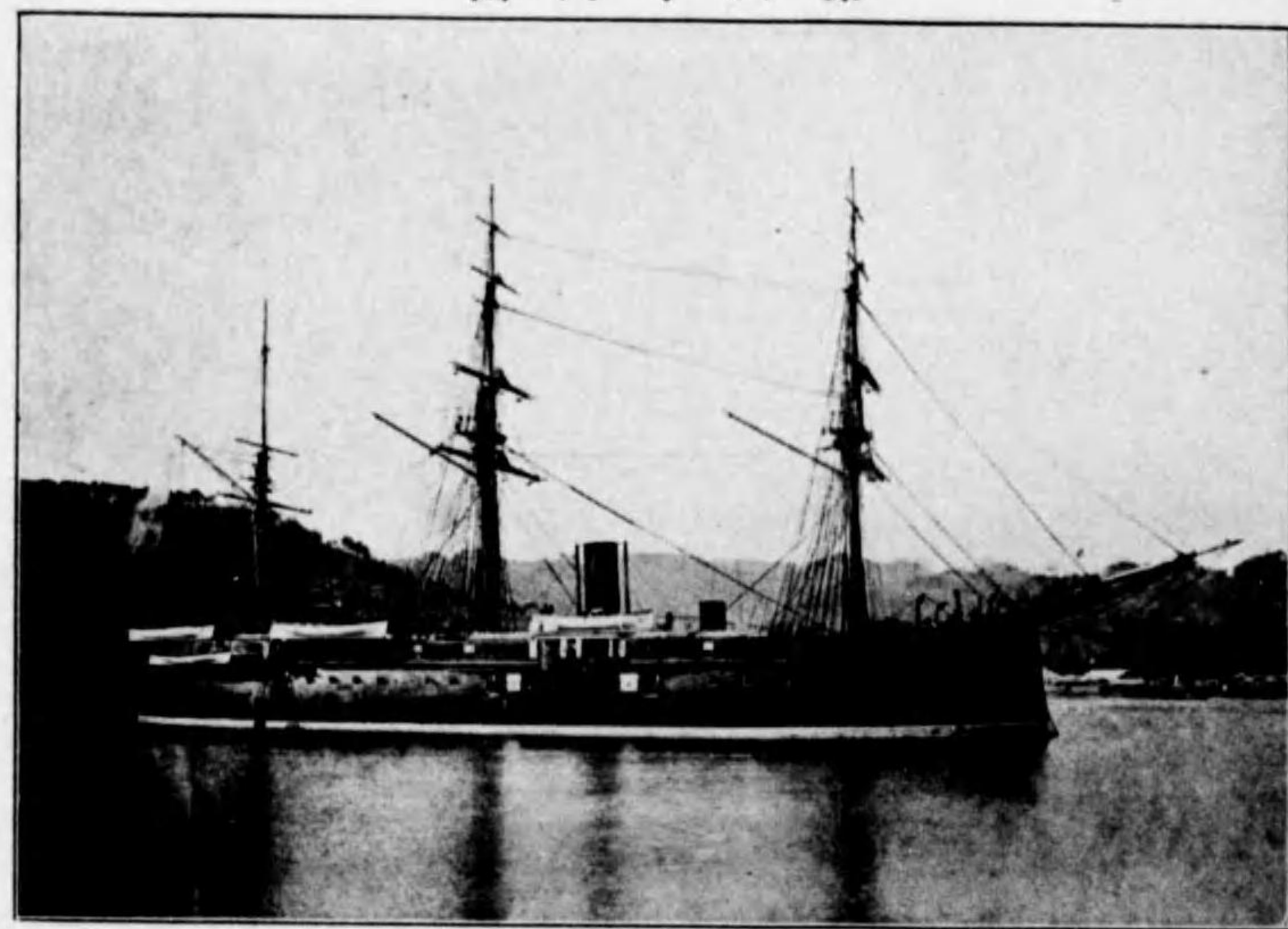
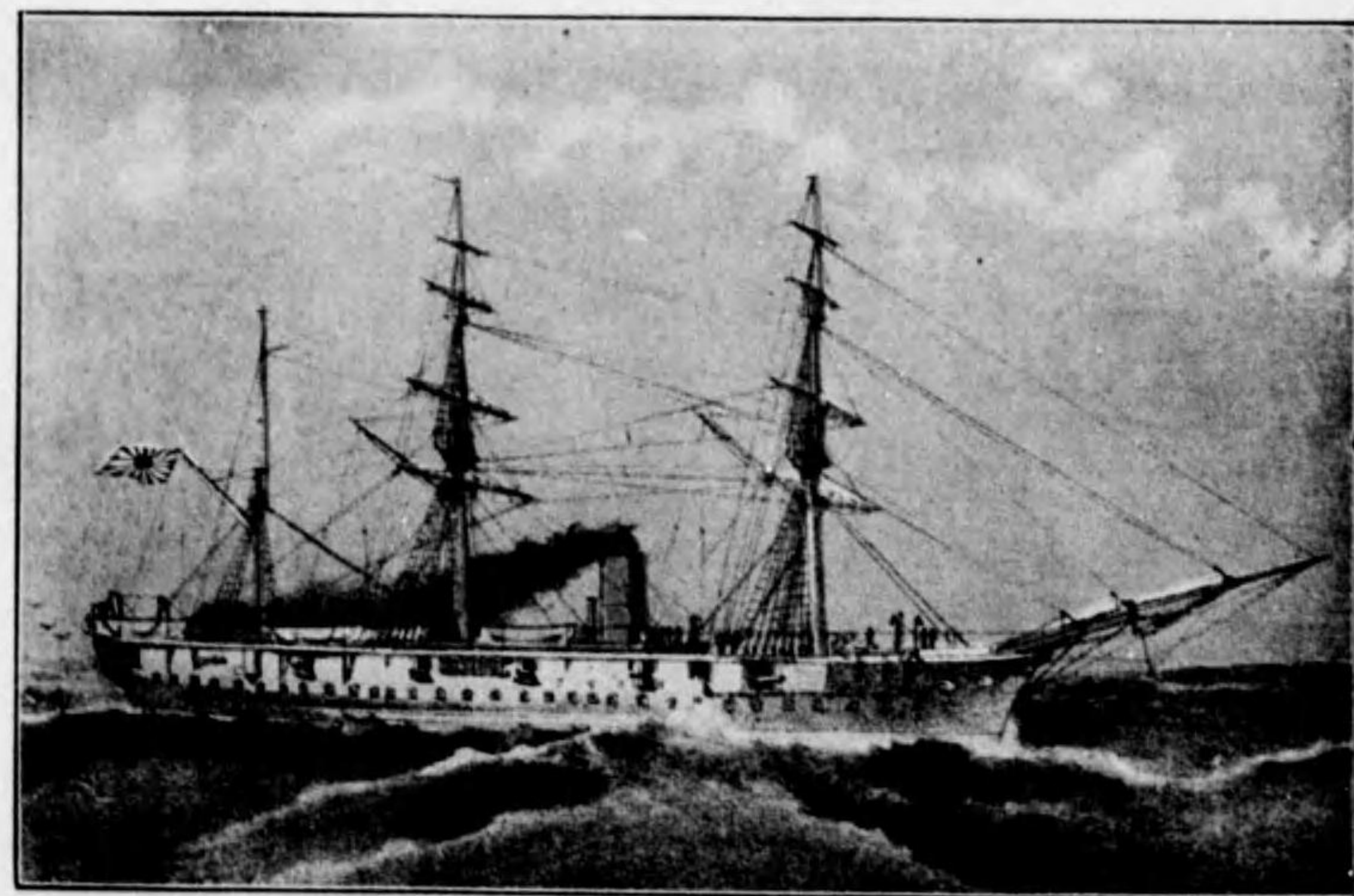


圖 四 十 四 第



桑 扶 艦 軍

圖 五 十 四 第



剛 金 艦 軍

したり、十八年度に至り學術の進歩に従ひ、海軍省は造船計畫に多少の變更を施すの已を得ざるに至りしを以て、十九年度に至りて、海軍公債を發行し、八箇年の造船計畫を改め、更に十九年以降三箇年を以て一期と爲し、従前の造船費を補續し、又其公債の一部を以て、鎮守府設立及海防水雷費等に充用し、其餘は専ら造船費に用ひ、更に堅牢強大の軍艦を得るの設計を爲せり、今其十六年度より二十一年度に至る五ヶ年間に於て、造船費の支辨に係る〔其一部或は〕新造軍艦及水雷艇を左に示す、之を海軍第一期擴張とす、

一 巡洋艦 浪速〔第四十六圖〕 高千穂 千代田〔第四十七圖〕 〔田は其代船なり〕

一 海防艦 嚴島〔第四十八圖〕 橋立〔第四十九圖〕

一 砲艦 高雄〔第五十圖〕 葛城〔第五十一圖〕 大和 武藏

一 砲艦 筑紫〔第五十二圖〕 鳥海 愛宕〔第五十三圖〕 摩耶 赤城〔第五十四圖〕

一 通報艦 八重山〔第五十五圖〕 千島

一練習艦 滿珠(第五十六圖) 干珠

合計 十九隻 三萬六千九百二噸

一水雷艇 小鷹(第五十七圖)及第五號艇(第五十八圖)より第二十一號艇に至る十七隻

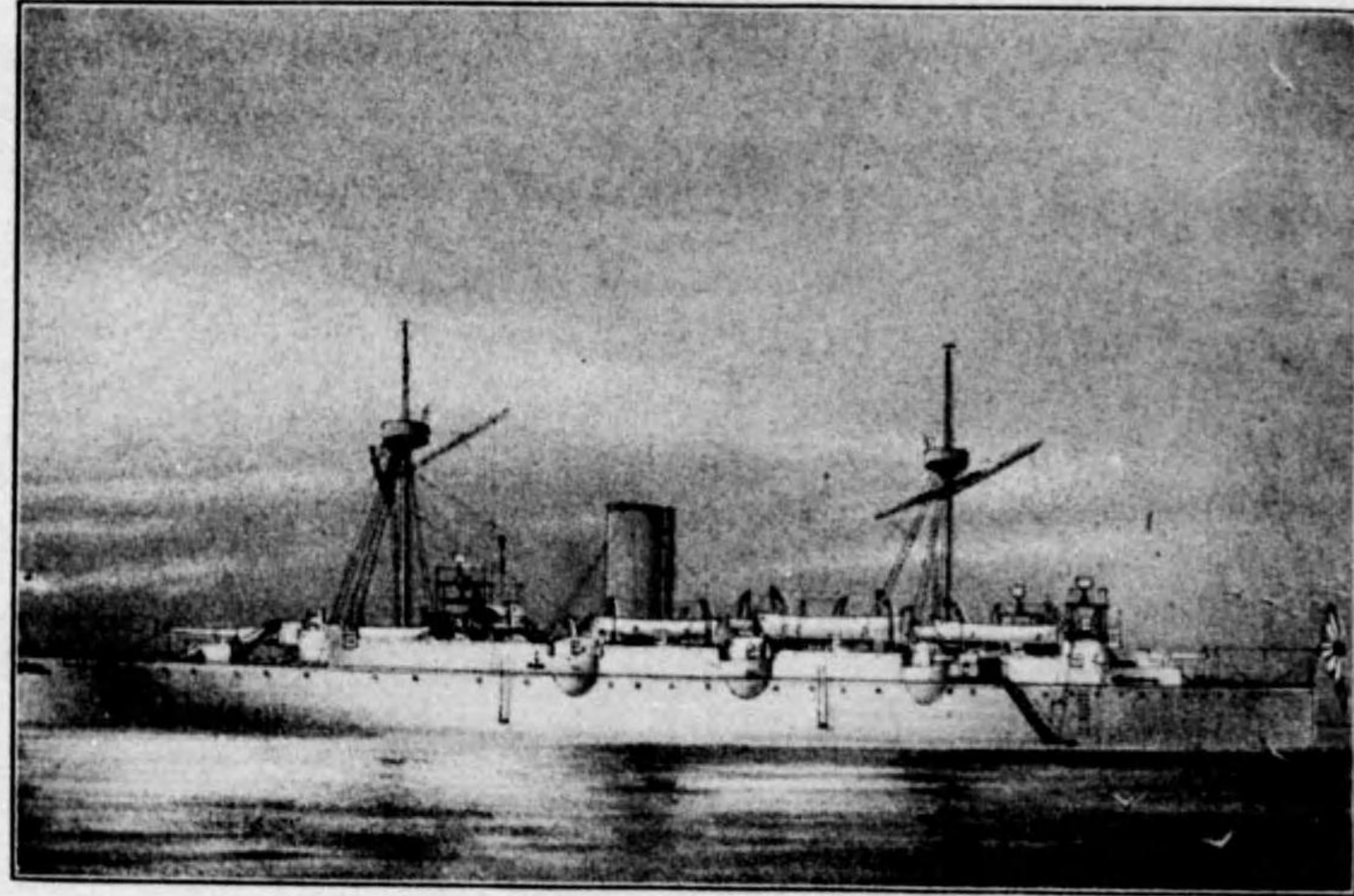
合計 十八隻 千百七噸

秋津洲・大島の製造 二十二年度に於て、巡洋艦及砲艦各一隻を製造したり、秋津洲(第六十圖)大島(第六十一圖)是なり、外に水雷艇三隻を製造したり、其中二隻は獨逸シツヒヨウ形(第二十二號艇(第五十九圖)一隻は佛國ノルマン)形にして、彼地に於て、製造の上、本邦に於て組立を了し、試運轉を爲せり、

吉野・須磨・龍田の製造 二十四年度起業の軍艦は、二等巡洋艦一隻、三等巡洋艦一隻、通報艦一隻なり、吉野(第六十二圖)須磨(第六十三圖)〔本圖以下第百五〇圖迄、海軍省所藏寫眞より〕龍田(第六十四圖)とす、外に水雷艇二隻を製造したり、

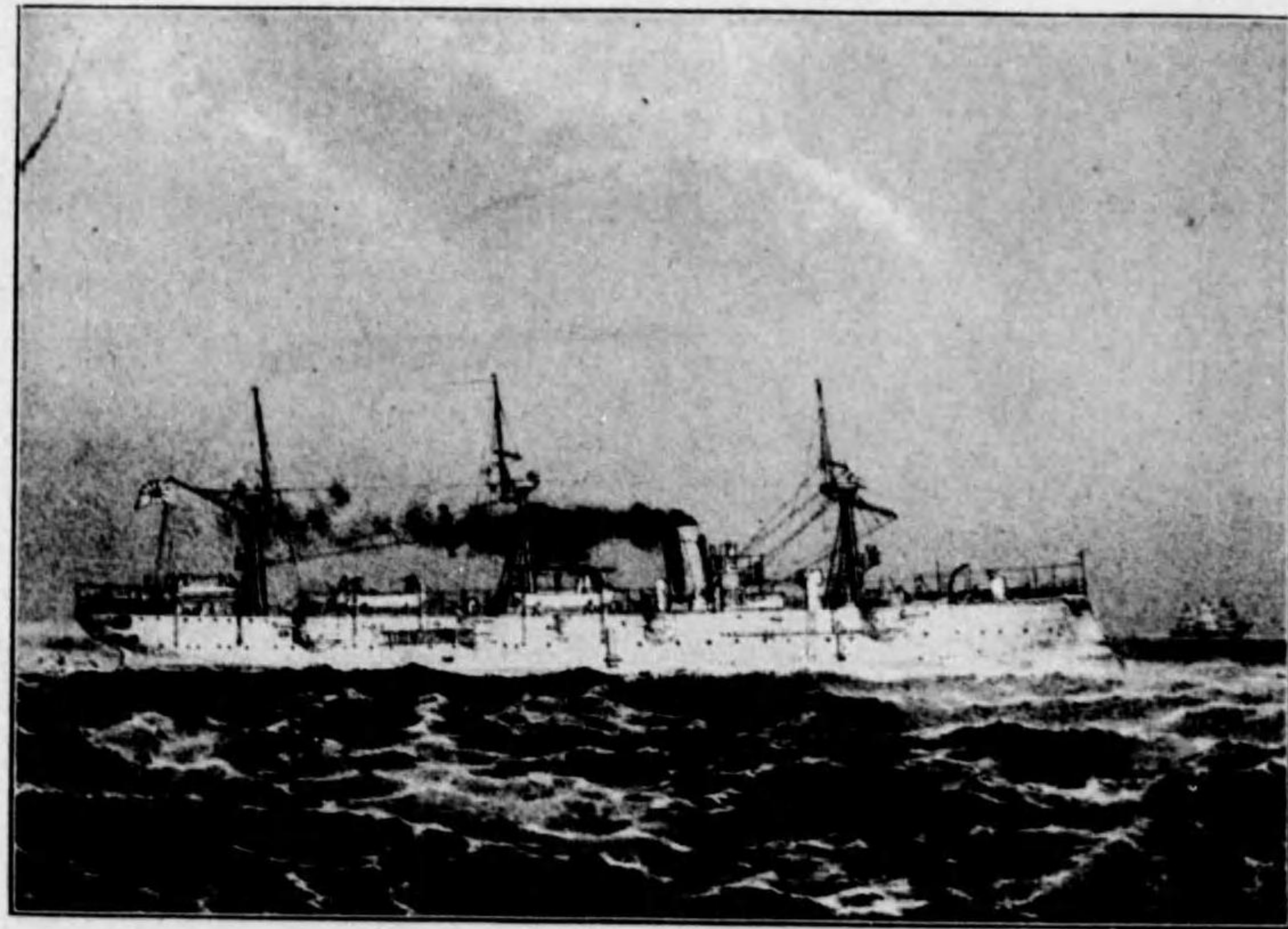
富士・八島・宮古の製造 二十六年度起業の軍艦は、戰艦二隻、通報艦一隻あり、

圖 六 十 四 第



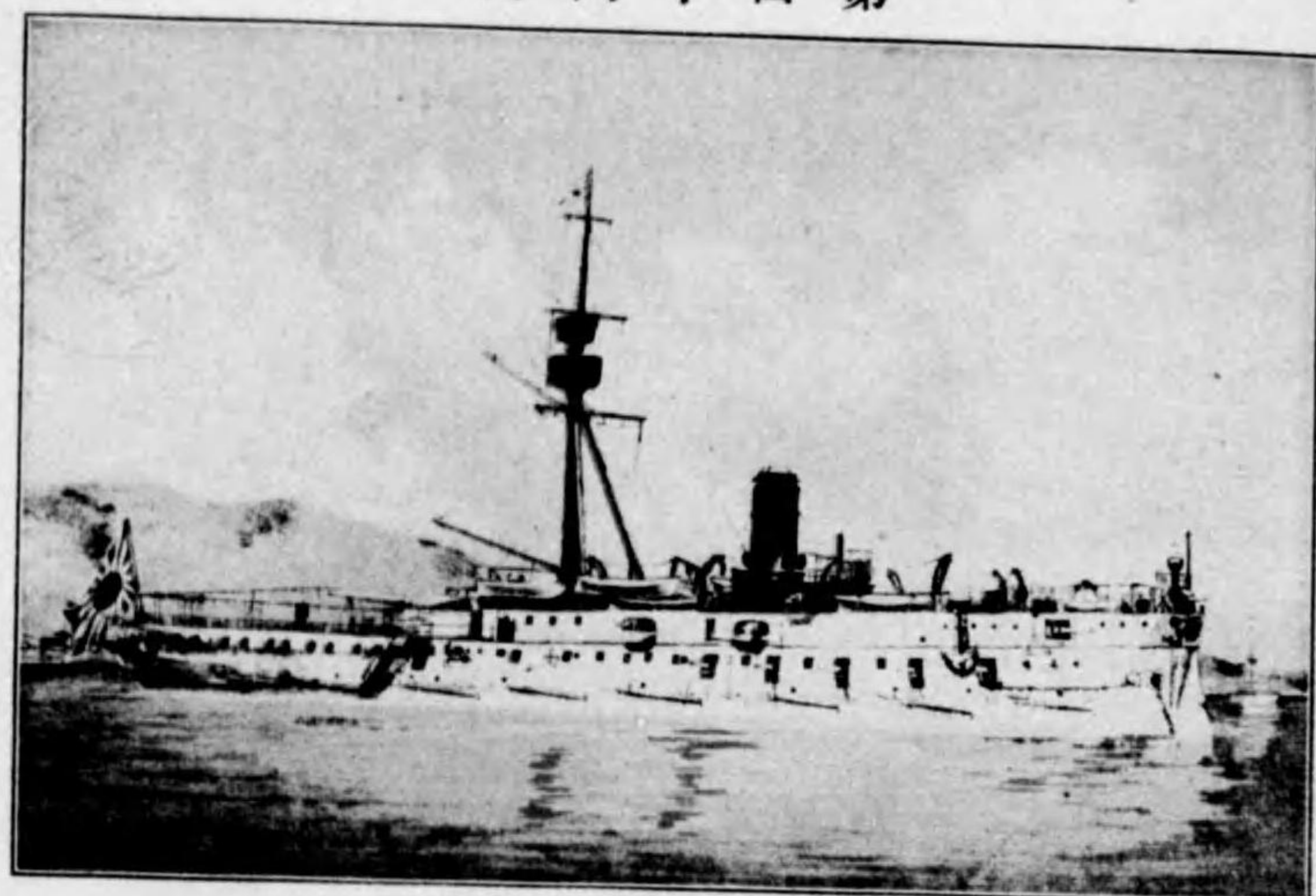
速 浪 艦 軍

圖 七 十 四 第



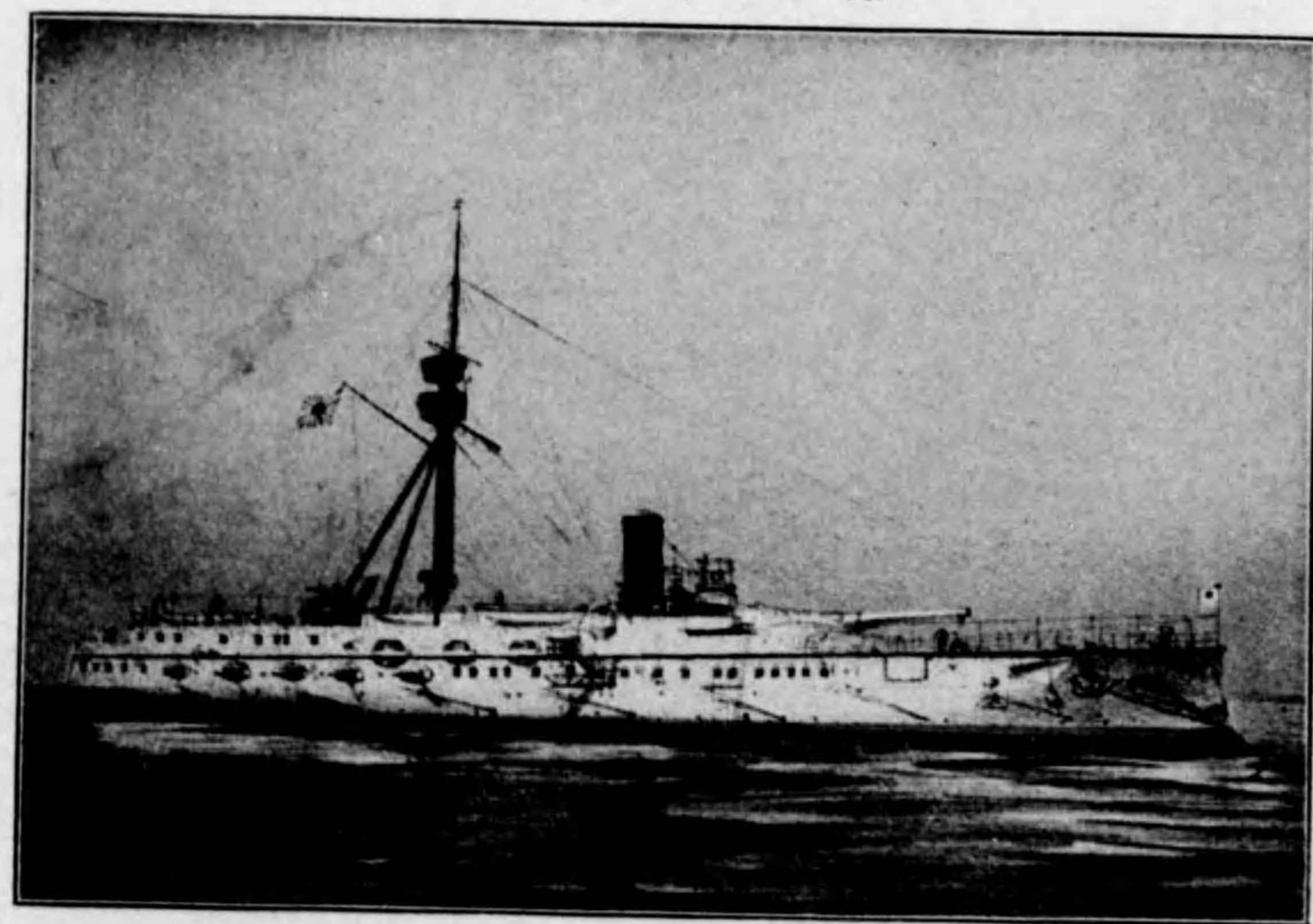
田 代 千 艦 軍

圖 八 十 四 第



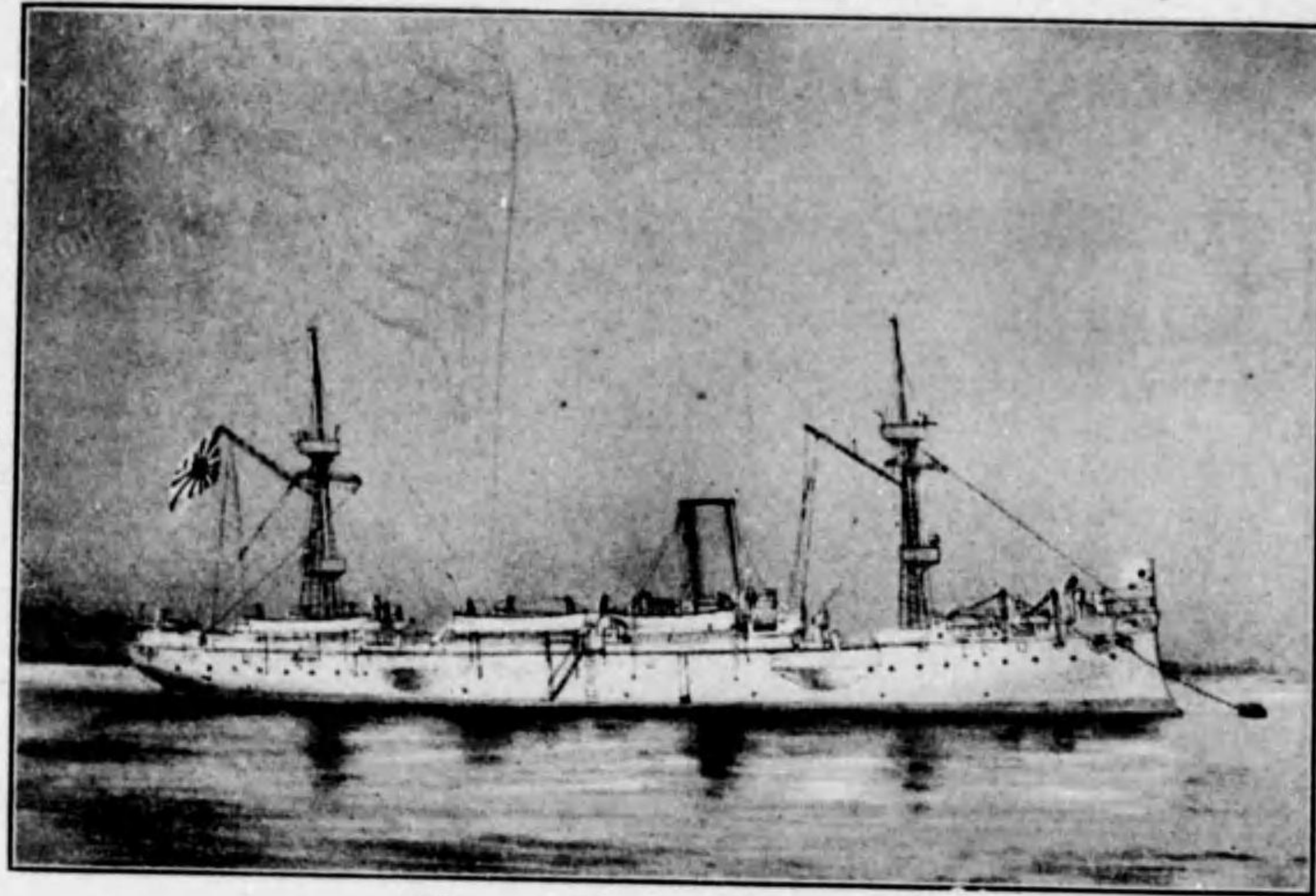
島 松 艦 軍

圖 九 十 四 第



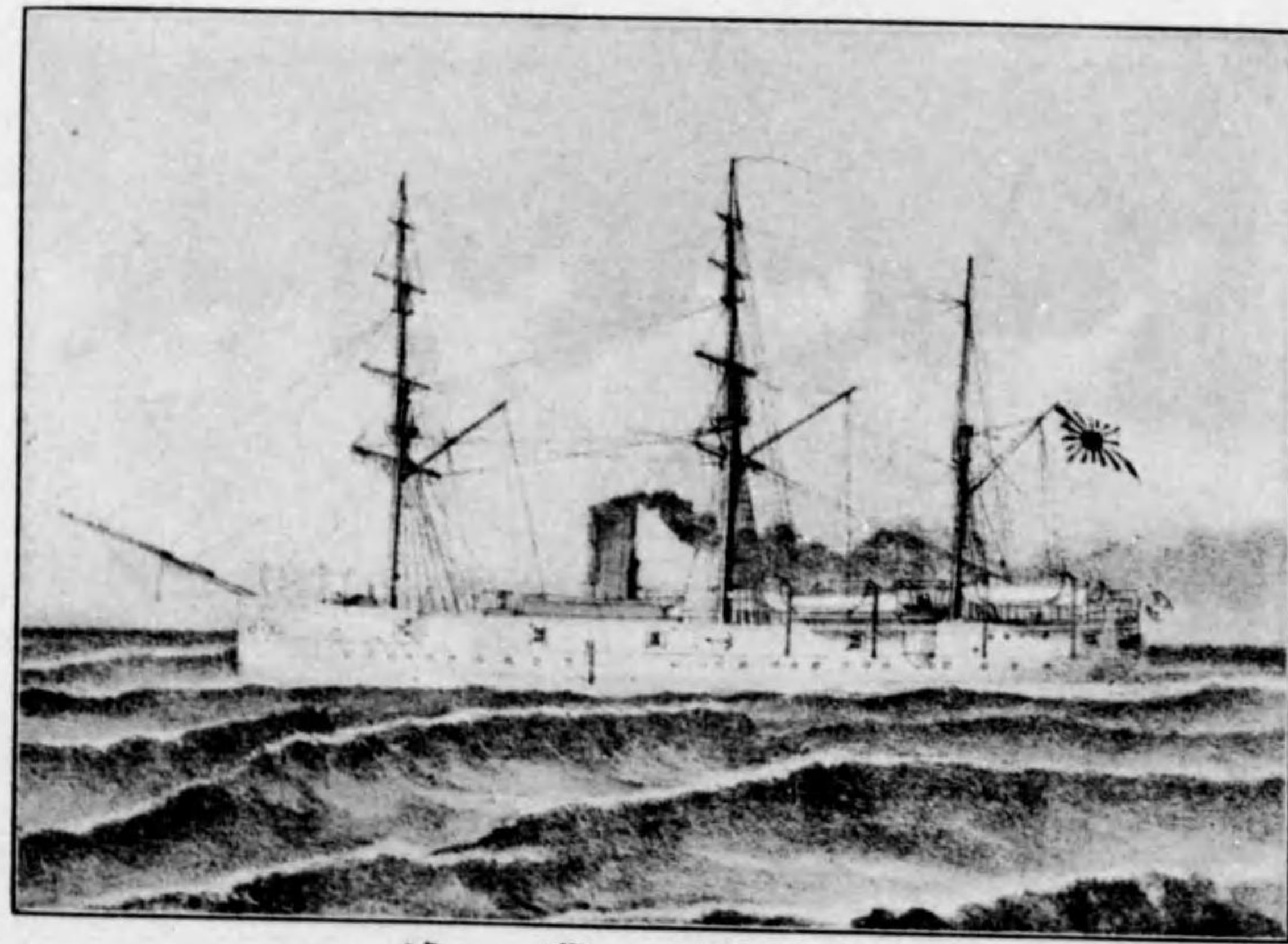
立 橋 艦 軍

圖 十 五 第

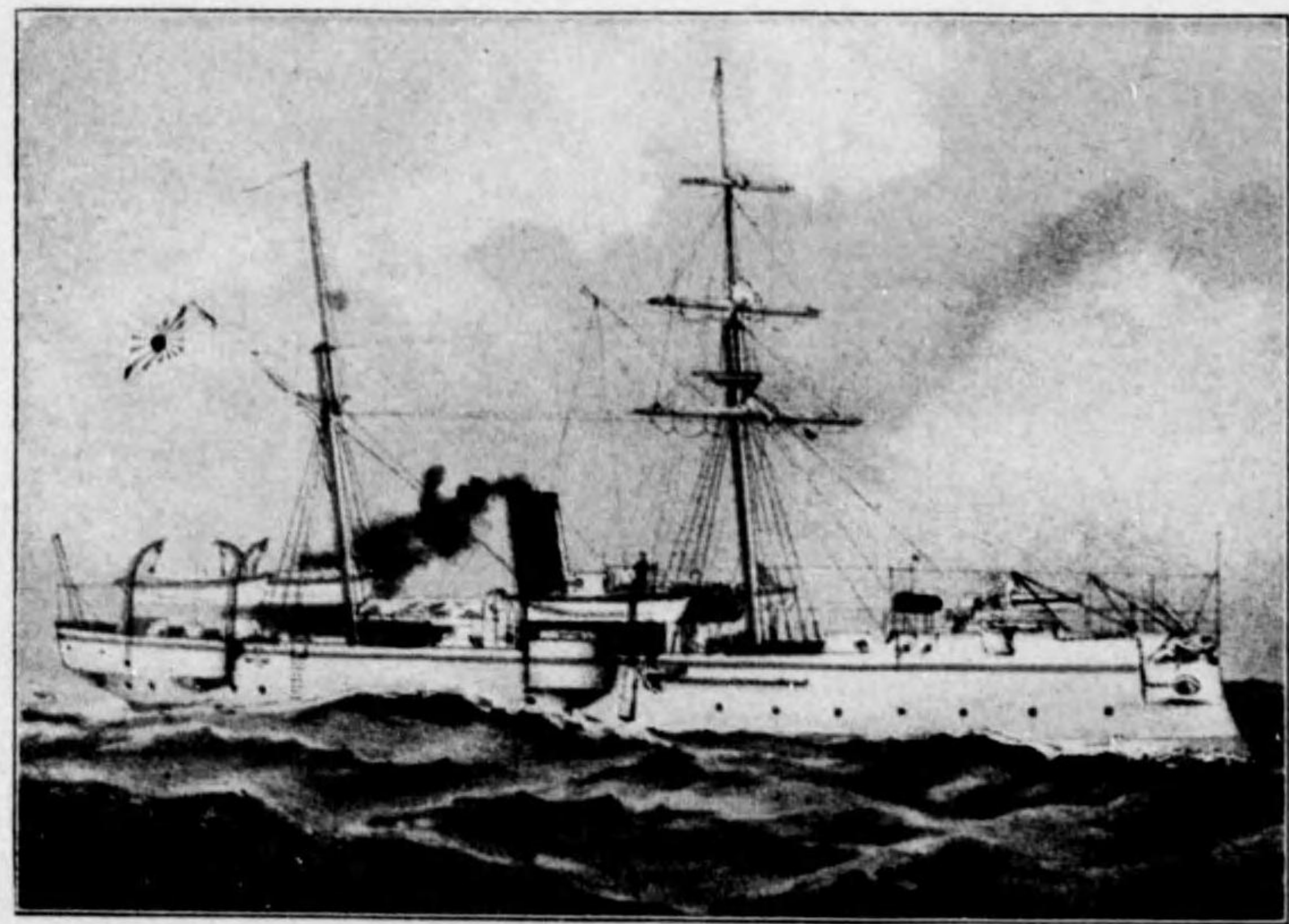


雄 高 艦 軍

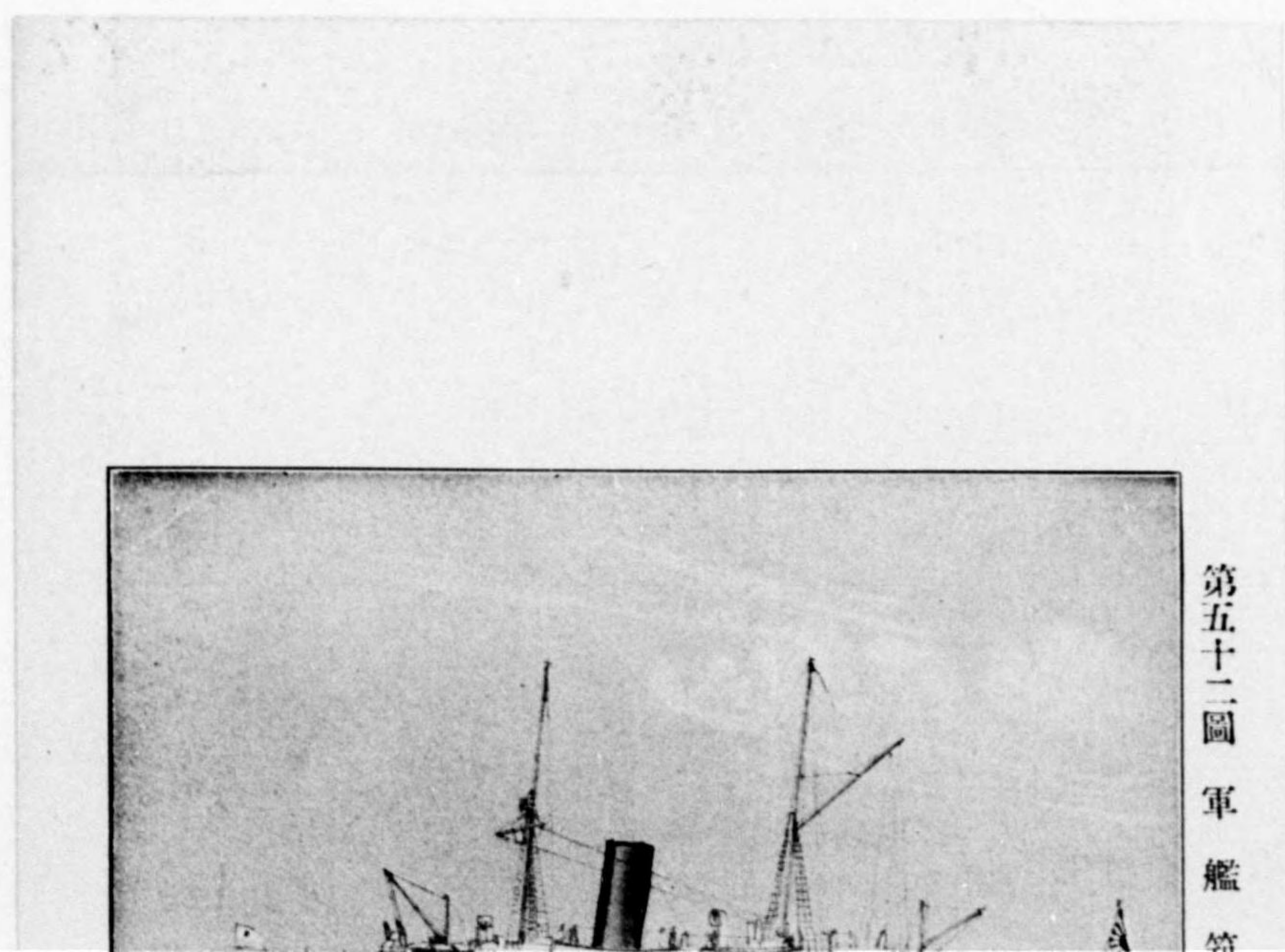
圖 一 十 五 第



城 葛 艦 軍

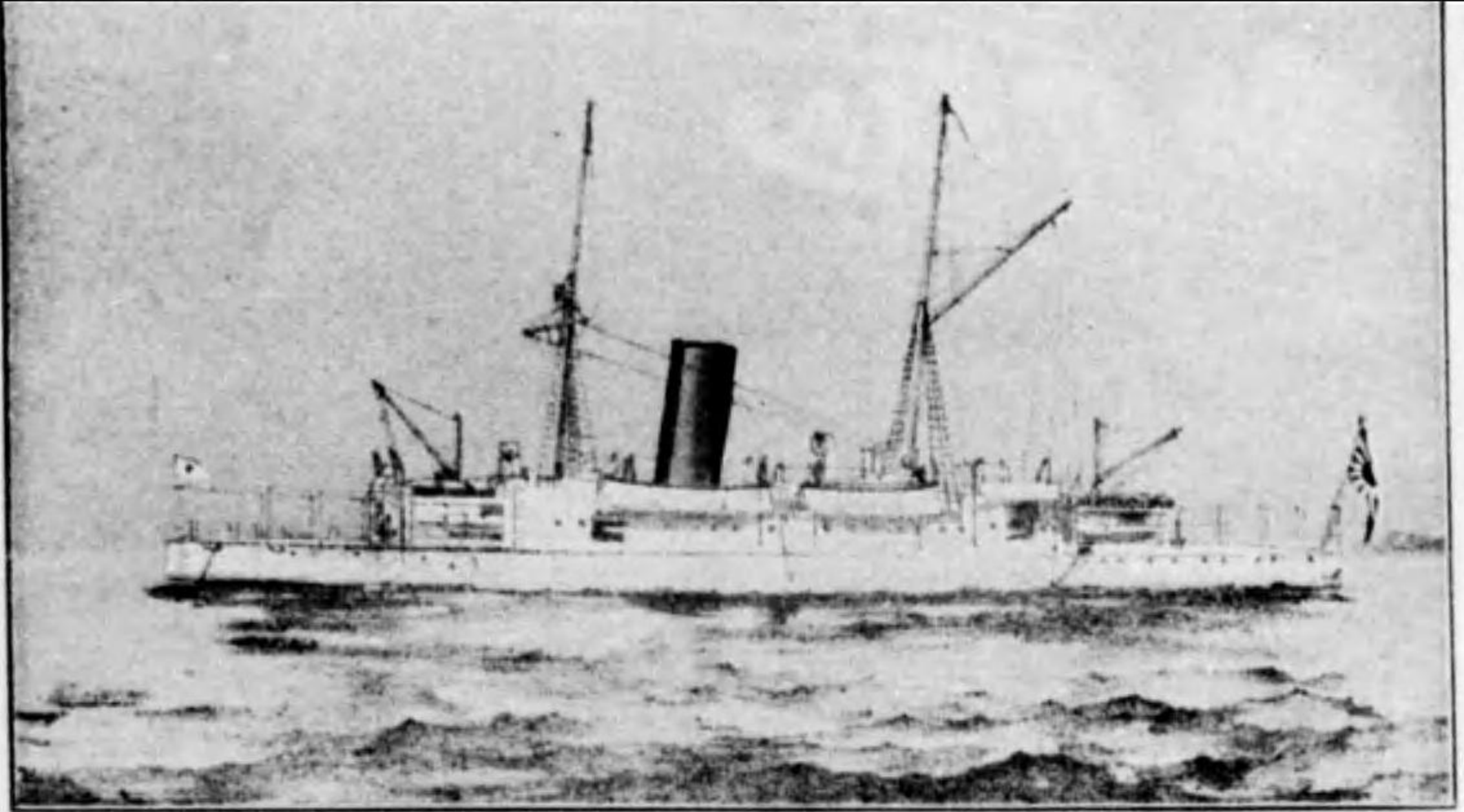


第五十四圖 軍艦赤城

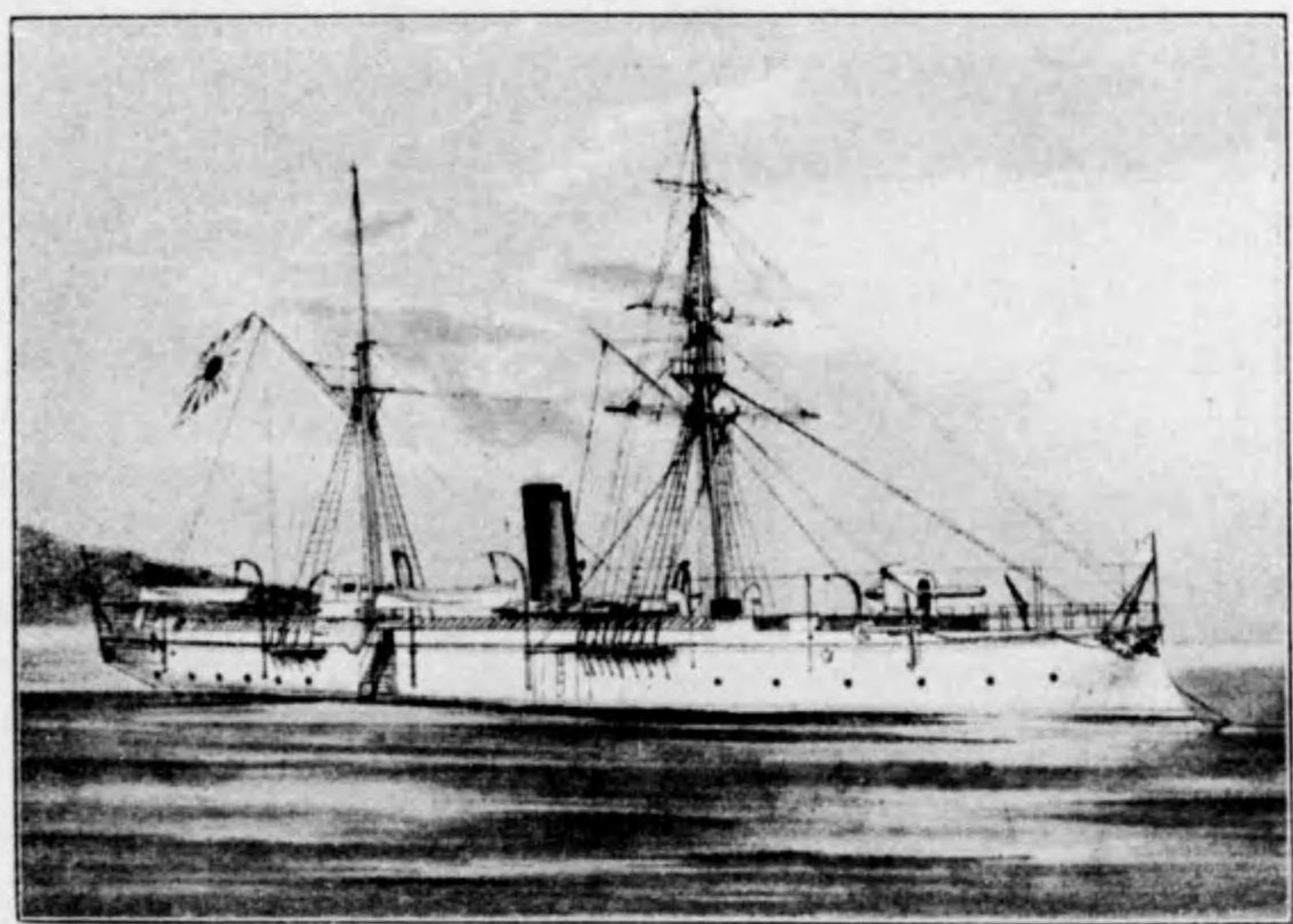


第五十二圖 軍艦

第五十二圖 軍艦 筑紫



第五十三圖 軍艦 愛宕



第五十四圖 軍艦 赤城

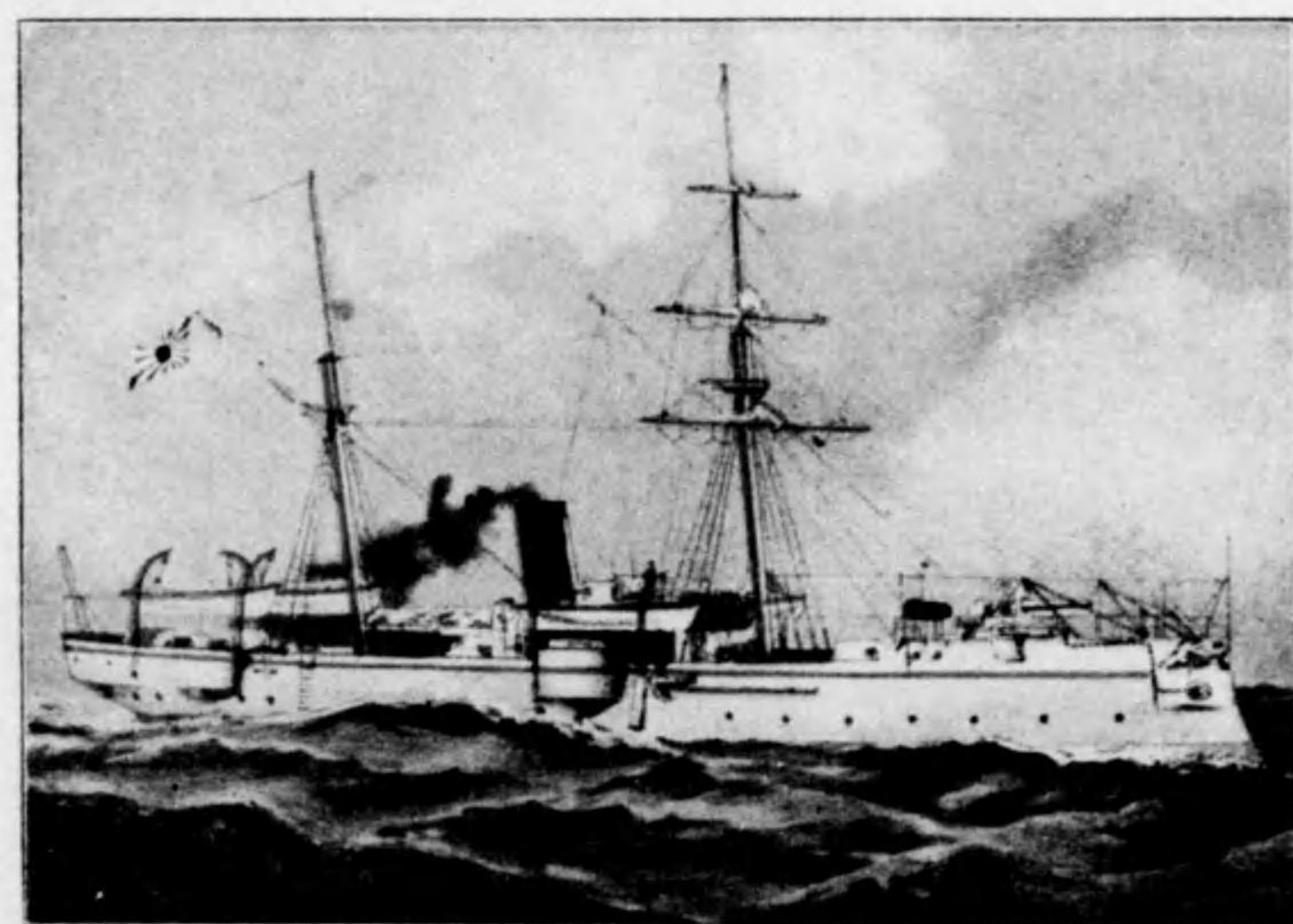
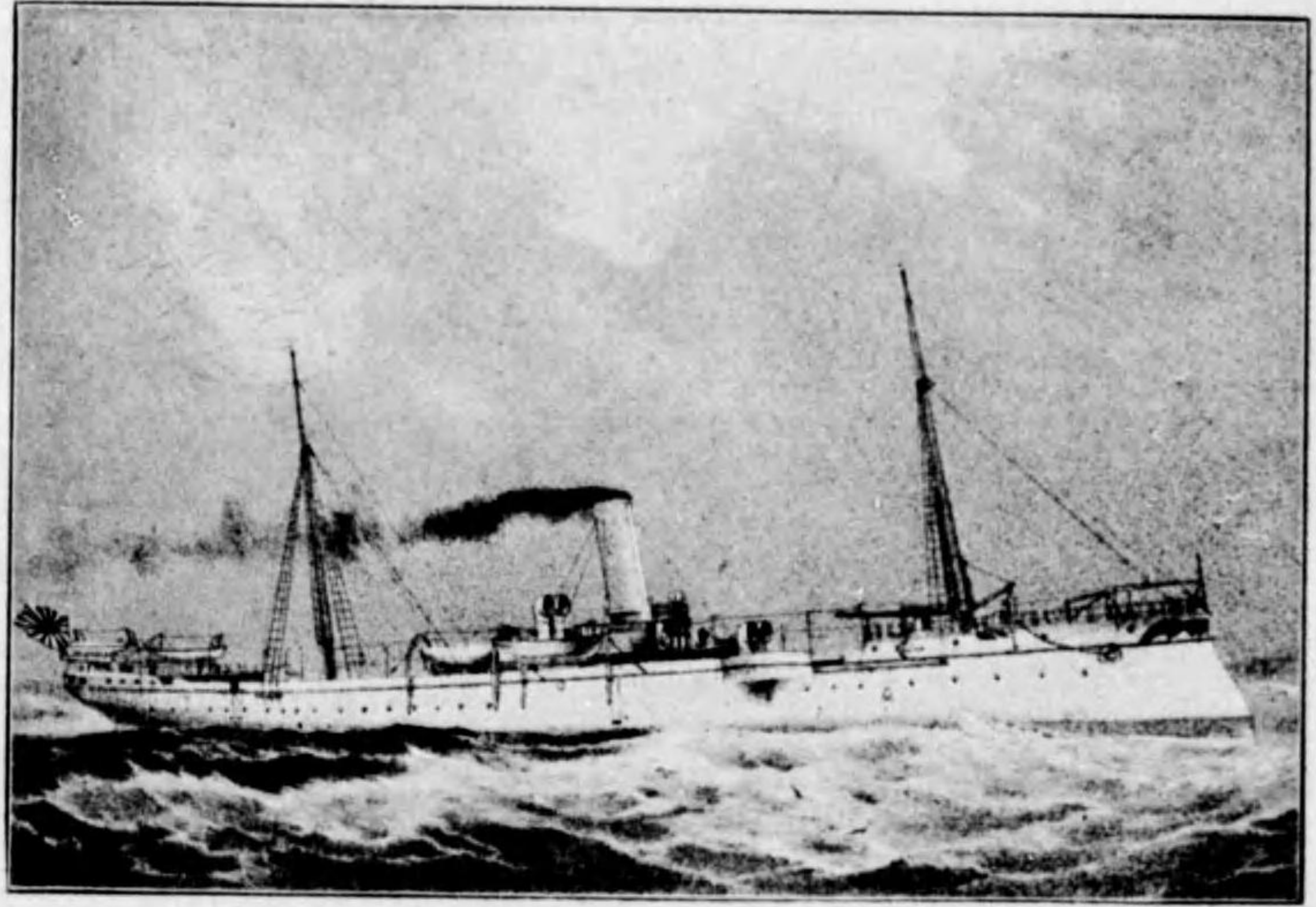
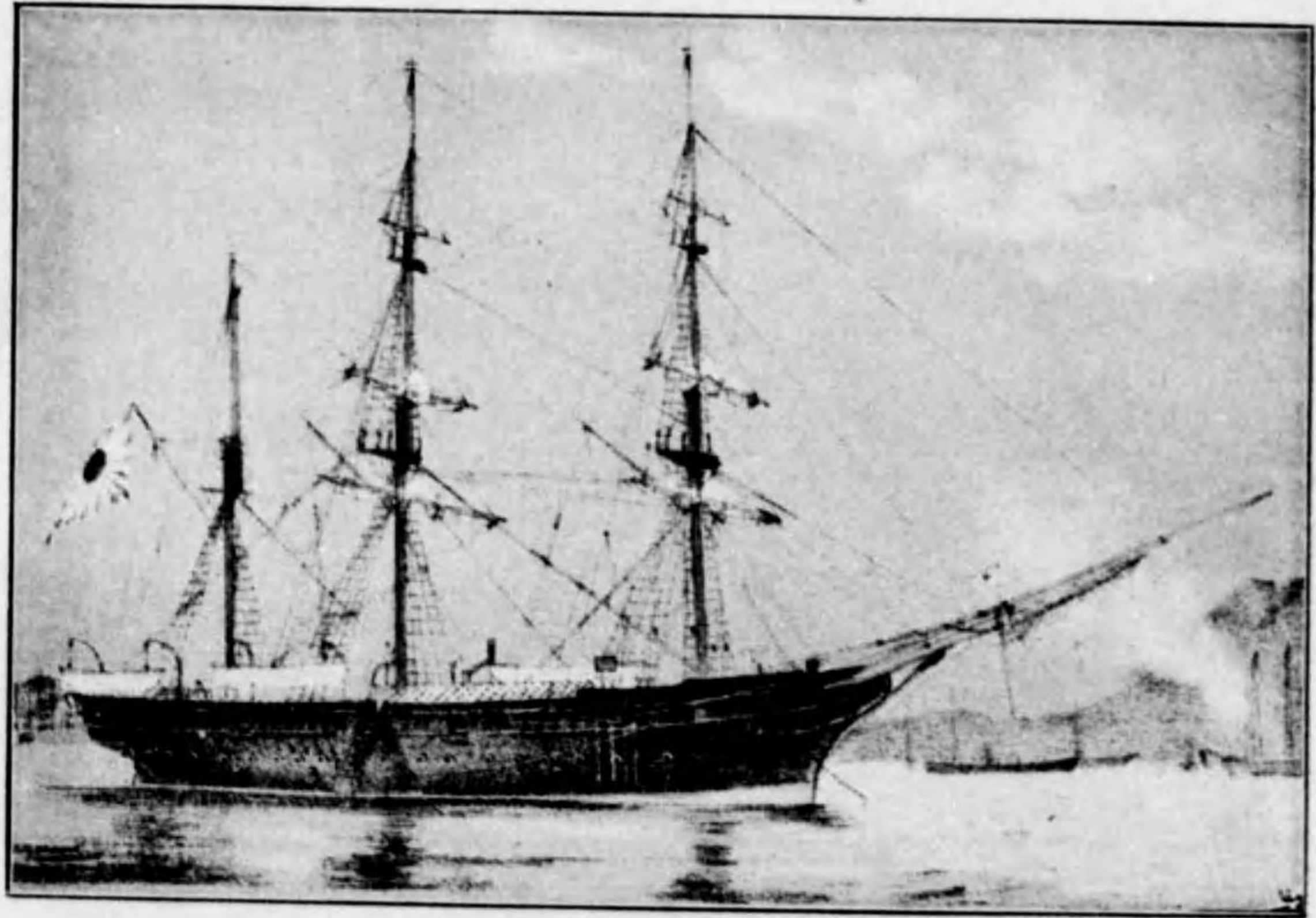


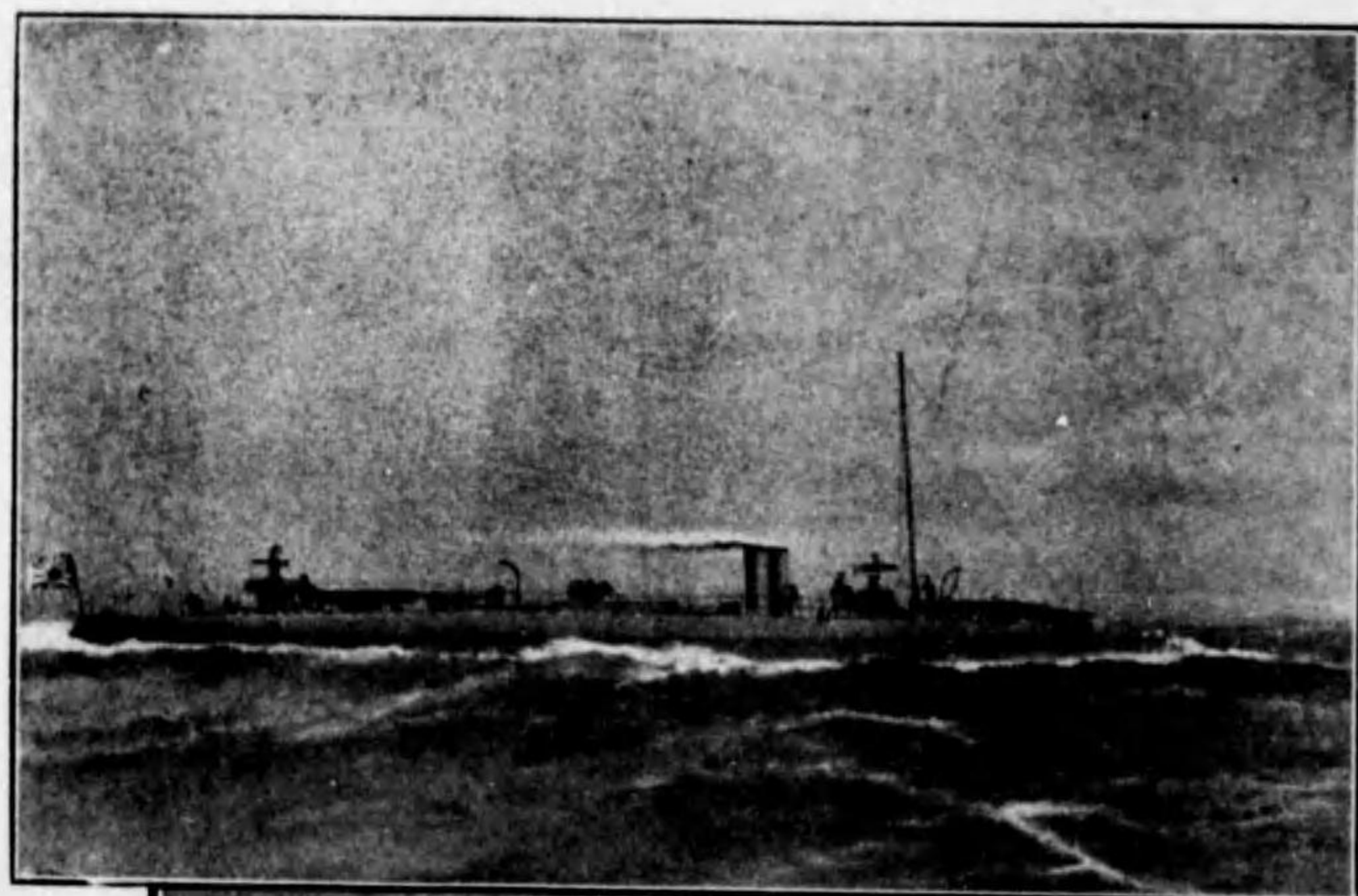
圖 五 十 五 第



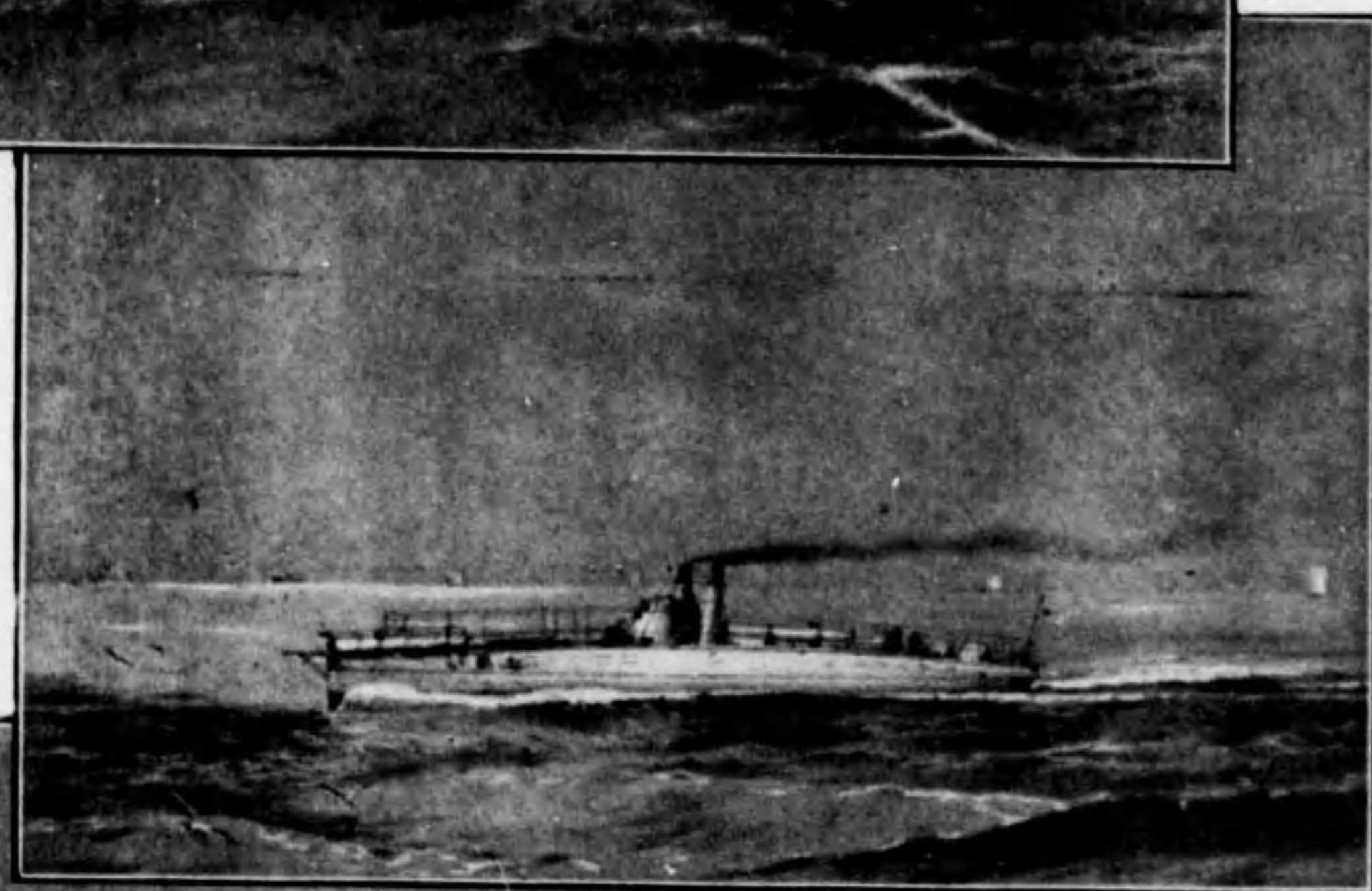
山 重 八 艦 軍
圖 六 十 五 第



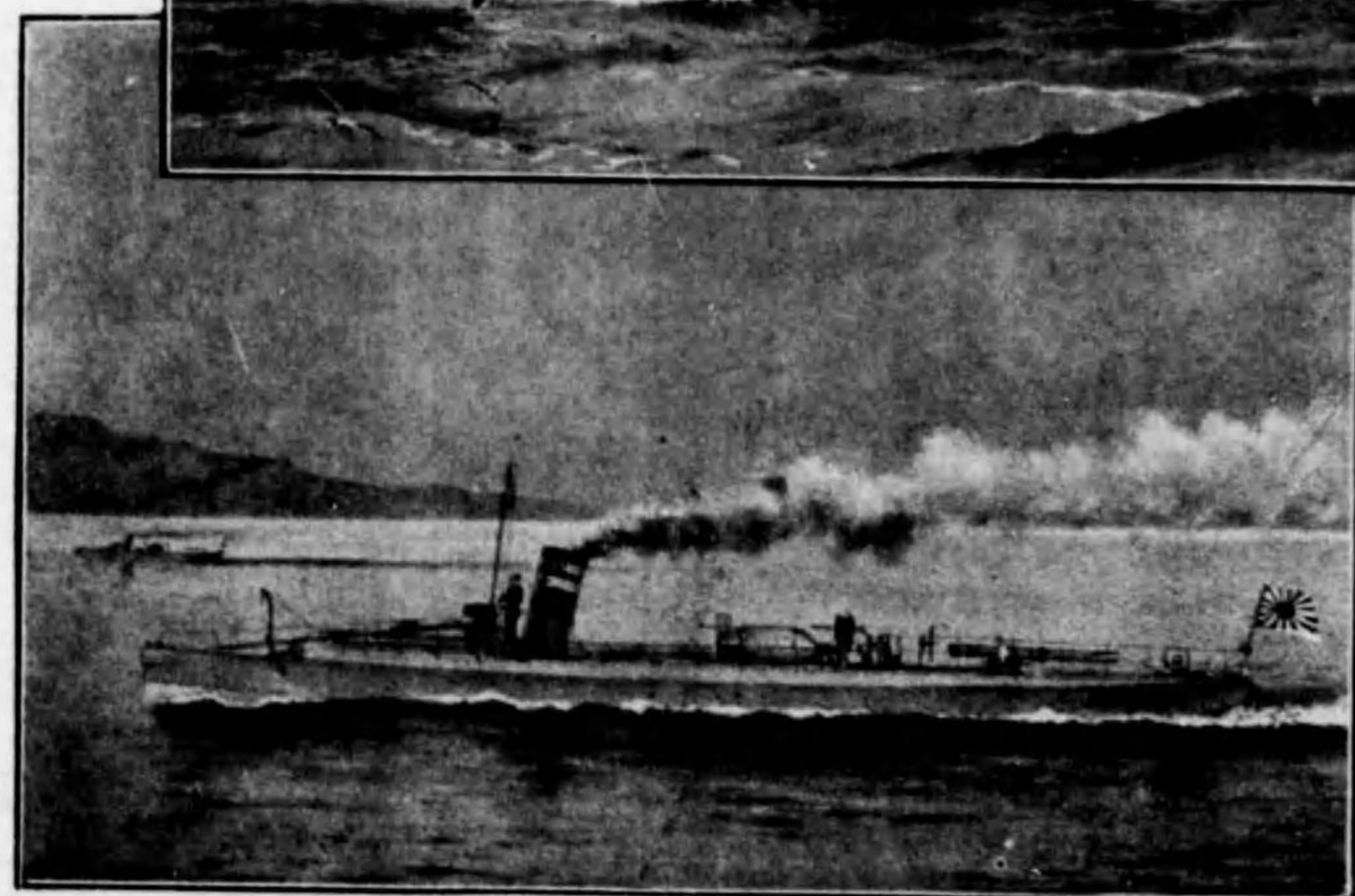
珠 滿 艦 軍



第五十七圖 水雷艇小鷹

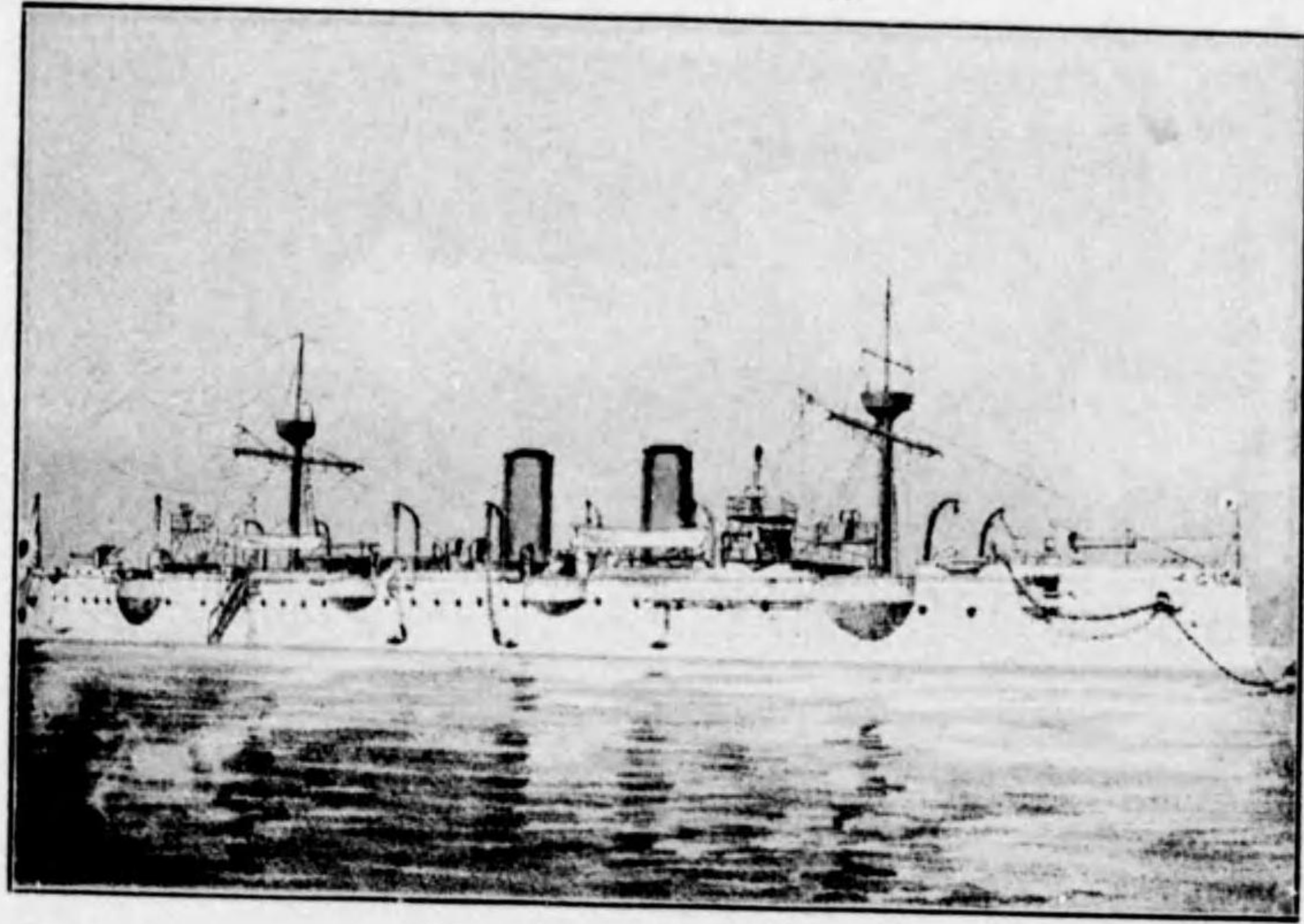


第五十八圖 第五號水雷艇



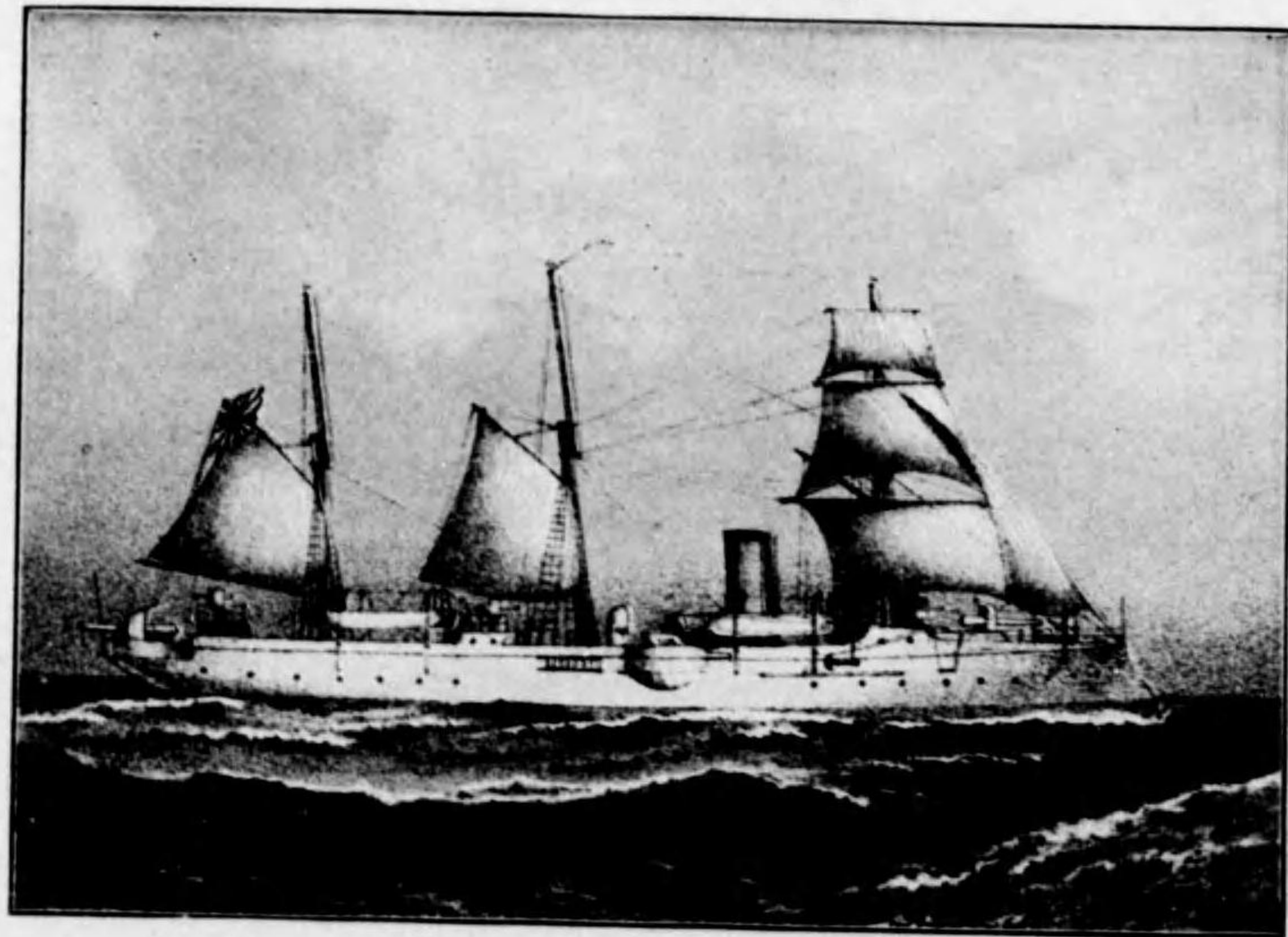
第五十九圖 第二十二號水雷艇

圖 十 六 第

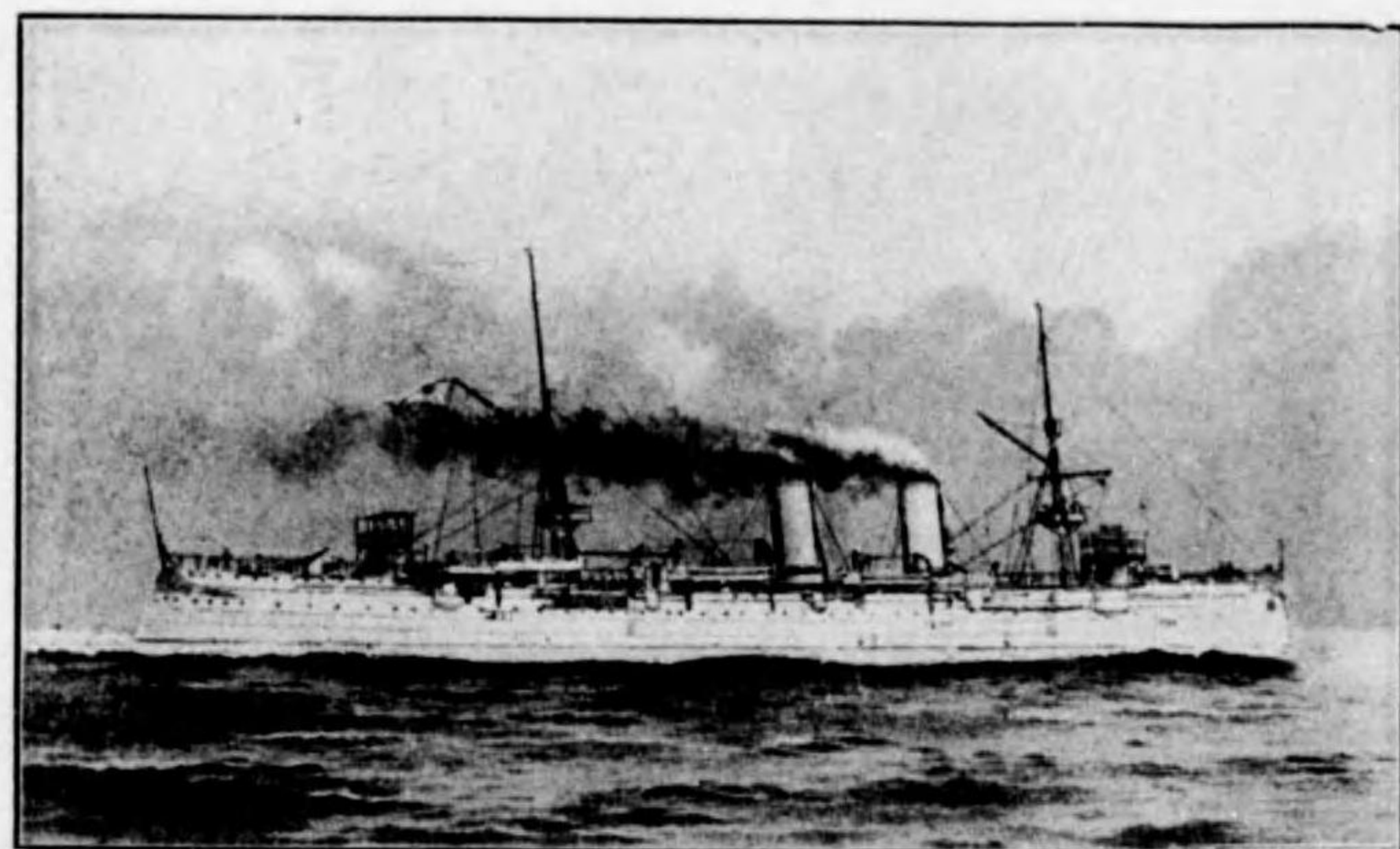


洲 津 秋 艦 軍

圖 一 十 六 第



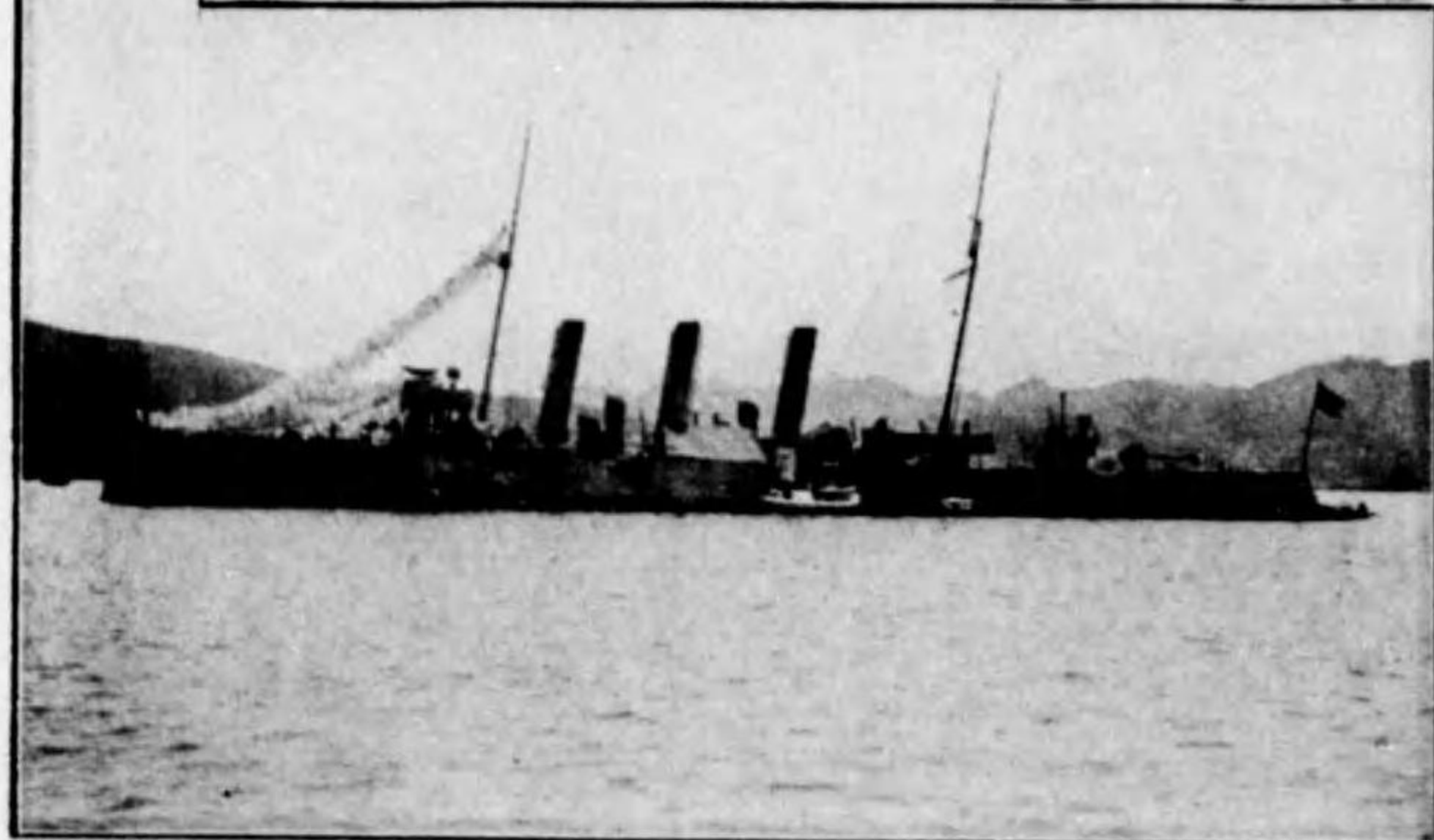
島 大 艦 軍



第六十二圖 軍艦吉野



第六十三圖 軍艦須磨



第六十四圖 軍艦龍田

り、富士第六十五圖、八島宮古第六十六圖是なり、此三艦製造費は、第二議會に於て否決せられたるを以て、皇室費の内より支出し給へる年額三十萬圓、及官吏俸給の十分一を、此軍艦製造に充て、實際は二十五年より、其製造に着手せしに、次の議會に協賛を得て、中途より國庫の支辨となれり、

和泉の購入 日清戰役前、智利國の所有たりし巡洋艦一隻を、明治二十七年エクスアドル國より購入せり、和泉是なり、

日清戰役に與りたる艦船 上記二十六年起業の三艦及前年度起業の通報艦龍田の未だ竣工せざるに先ちて、日清兩國の戰端開くるの不幸に際會せり、而して此戰役に與かりて、日本海軍の勢力を成し、ものは、實に左の如し、

軍 艦

二等戰艦

扶桑

二等巡洋艦

松島

嚴島

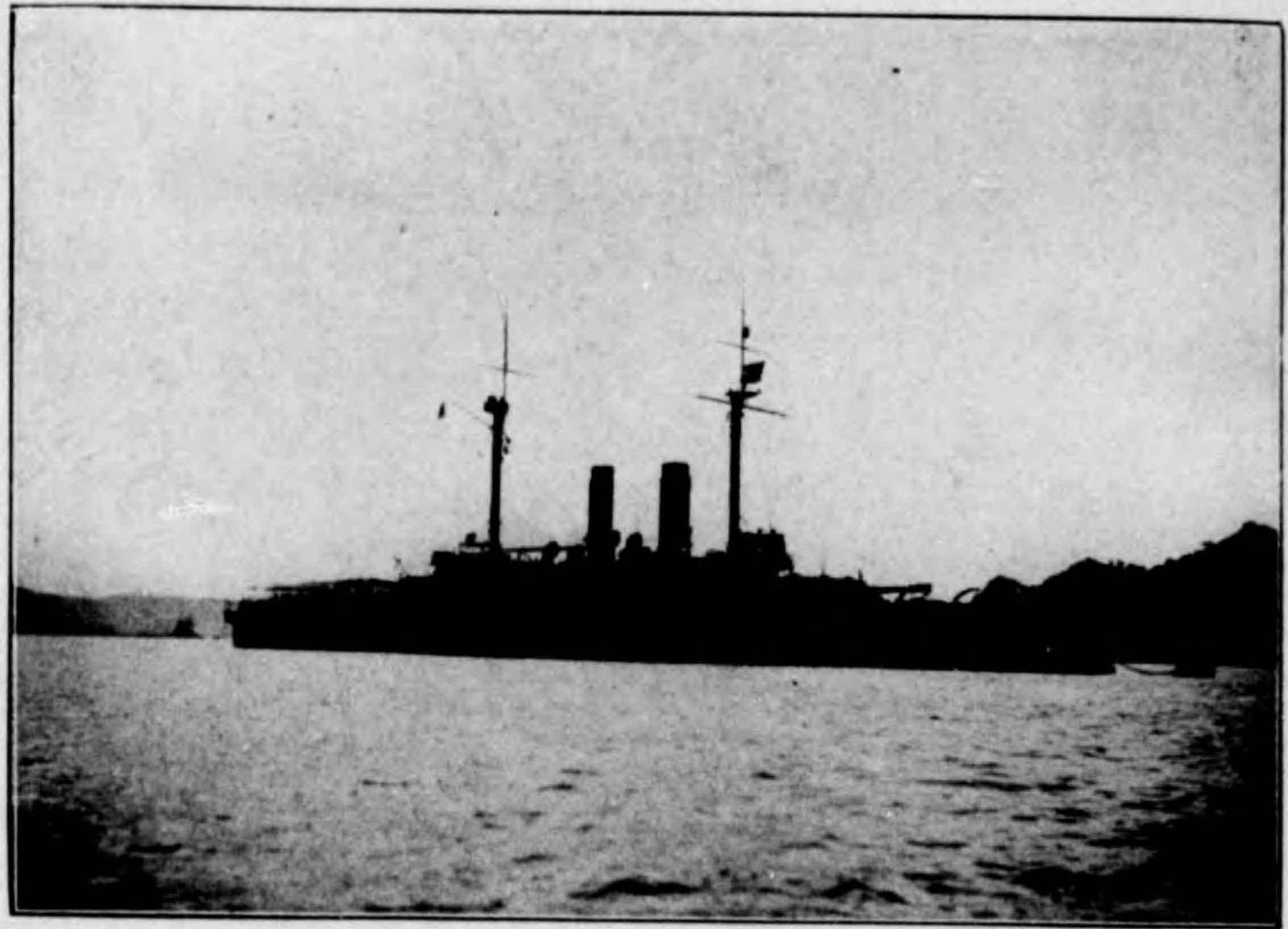
橋立

吉野

浪速

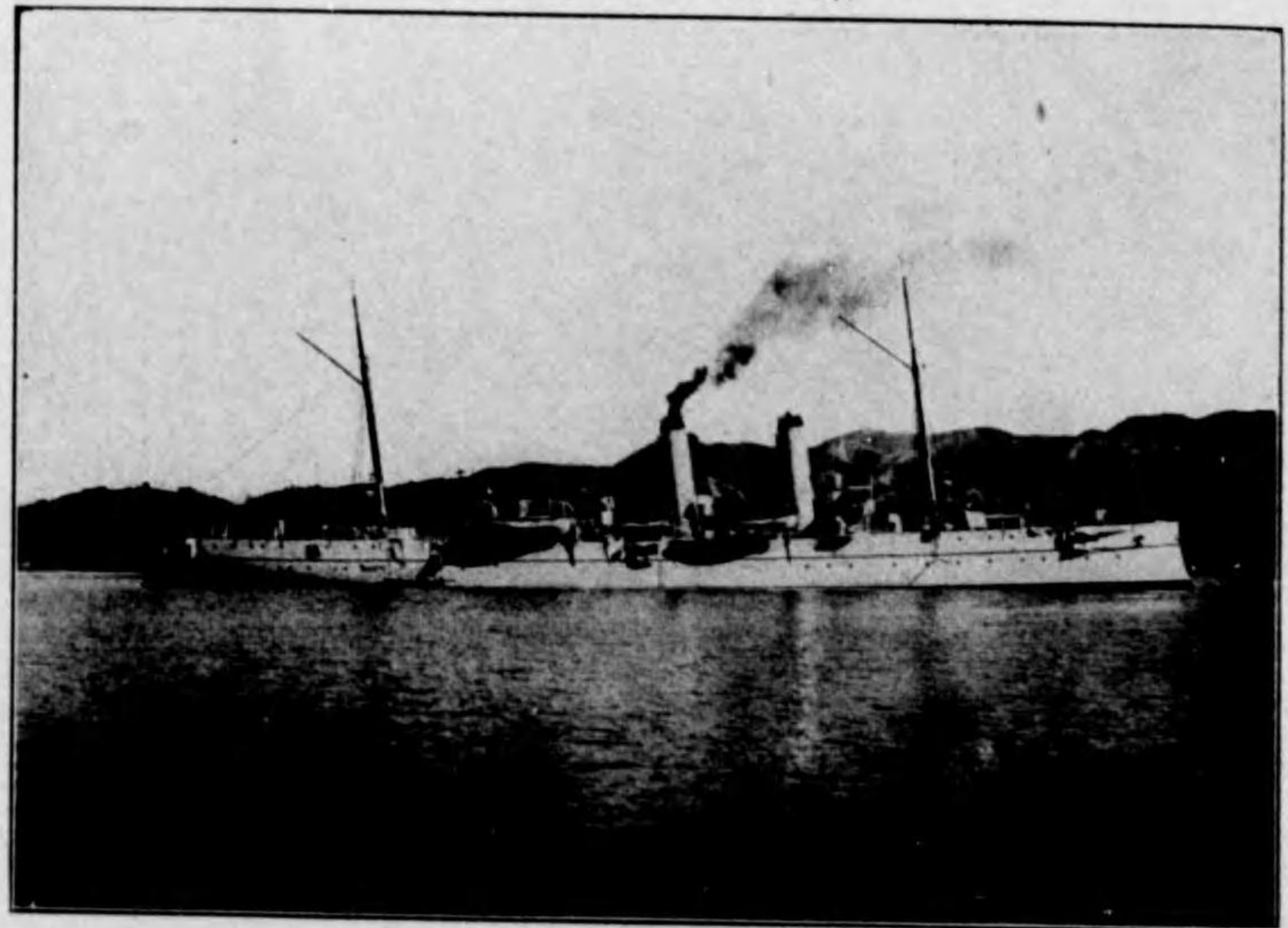
高千穂

圖 五 十 六 第



士 富 艦 軍

圖 六 十 六 第



古 宮 艦 軍

史 船 造 世 近 本 日

三等巡洋艦	秋津洲 和泉 千代田
三等海防艦	金剛 比叡 筑波 高雄 武藏 大和 葛城 海門 天龍
一等砲艦	筑紫
二等砲艦	天城 大島 赤城 鳥海 摩耶 愛宕 磐城
通報艦	八重山 龍田
合計	二十九隻 五萬五千八百五噸
水雷艇	
一等水雷艇	小鷹
二等水雷艇	第二十一號 第二十二號 第二十三號 第二十四號 第二十五號
三等水雷艇	第五號より第二十號に至る十六隻
合計	二十二隻 千四百二十七噸
戰時補助船舶	

假裝巡洋艦

海軍省直轄

山城丸 近江丸 西京丸 相模丸

品川丸 元山丸

神戸丸

末廣丸〔附屬〕

筑後川丸

運 輸 船

玄海丸 門司丸 千代丸 萬國丸 明石丸 金澤丸 朝

測 量 船

顏丸 土洋丸 加賀丸 江戸丸 伊勢丸 河野浦丸 玉

通 信 船

姫丸 豊島丸 奈良丸 竹の浦丸 第十一觀音丸 福井

丸

丸 カム丸

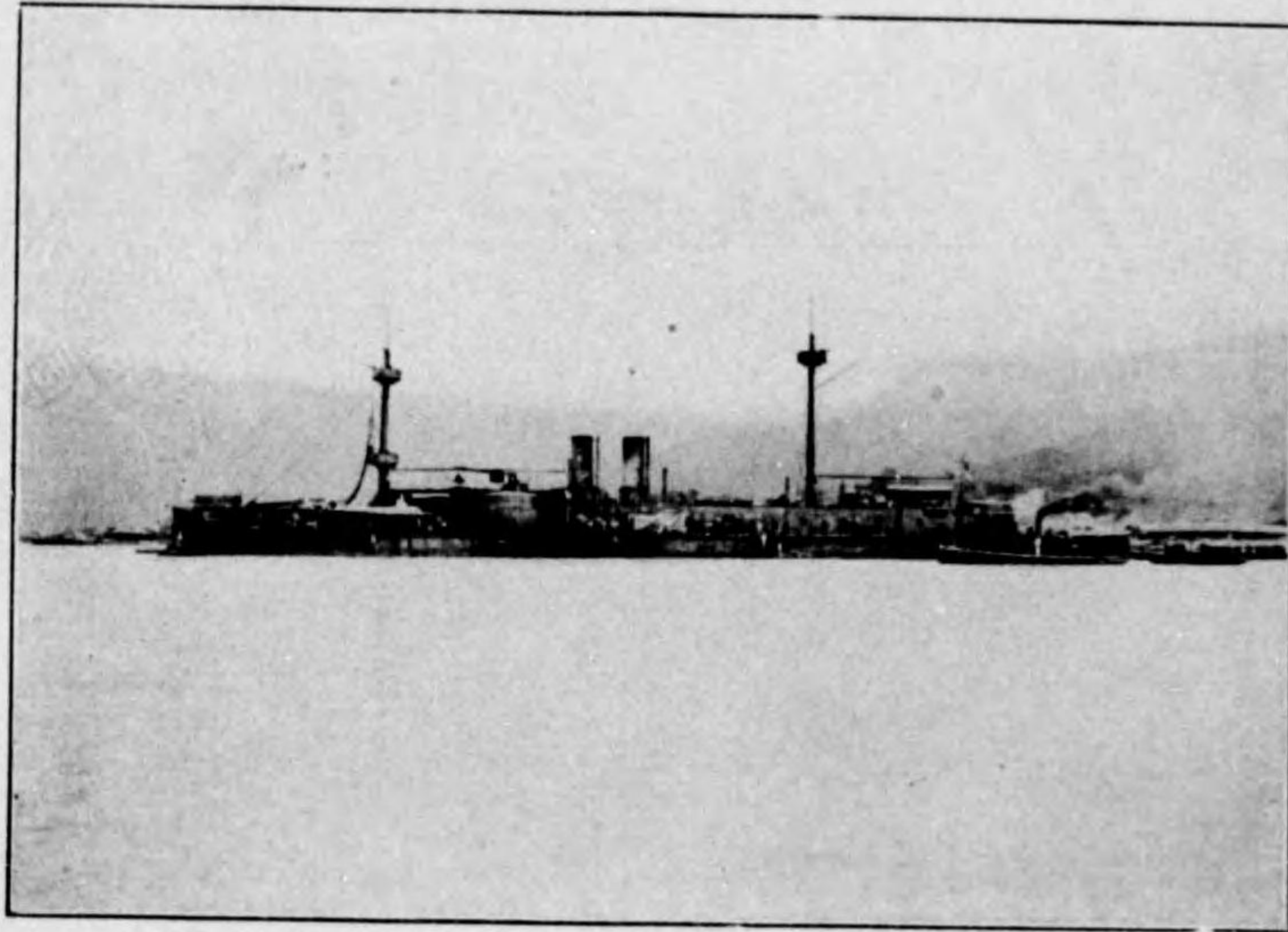
横須賀鎮守府所轄

運 輸 船

北洲丸 加茂川丸 函館丸 鶴丸

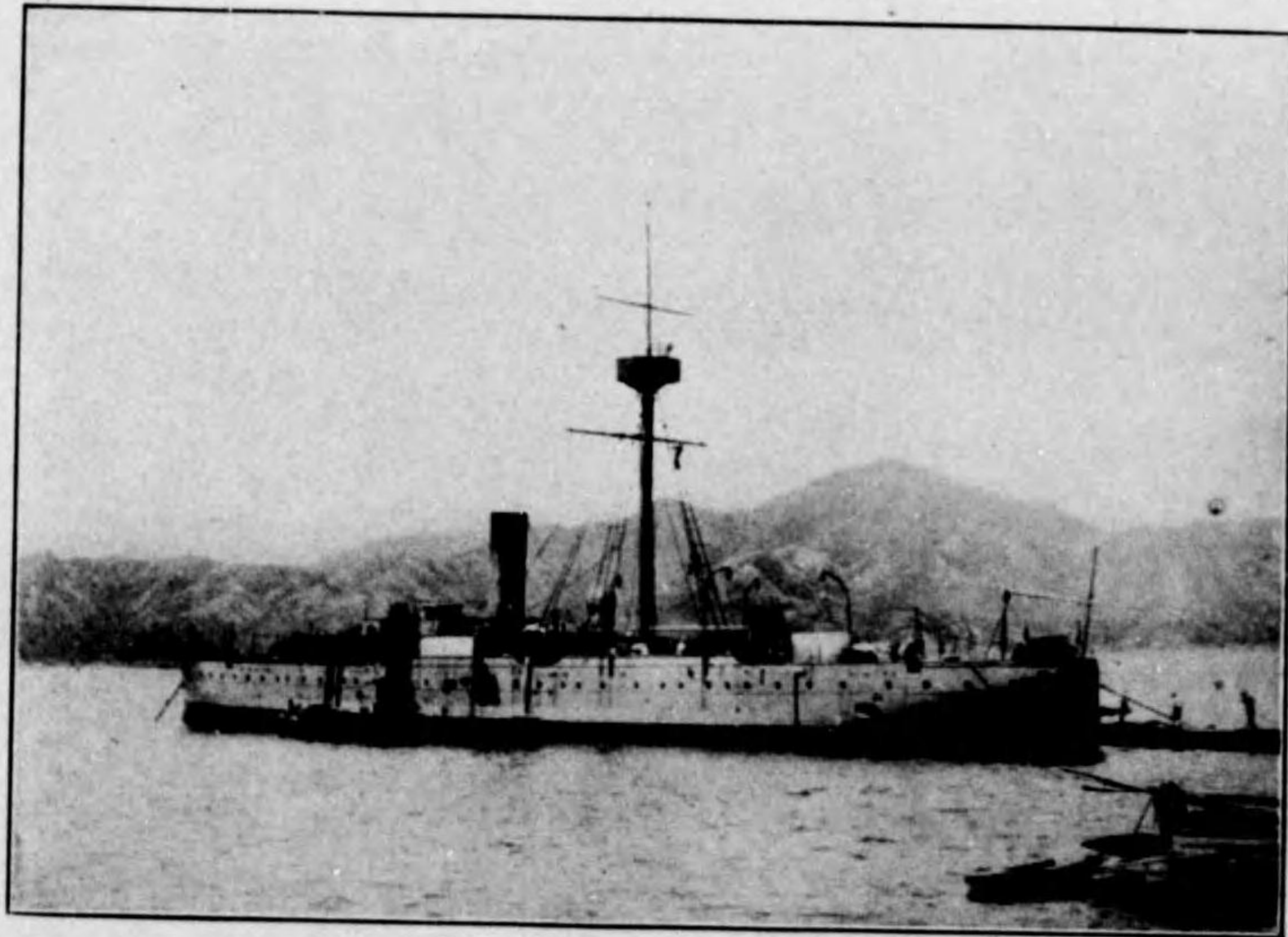
吳鎮守府所轄

圖七十六第



遠鎮艦軍

圖八十六第



遠濟艦軍

運輸船 宮川丸 備前丸 多聞丸

佐世保鎮守府所轄

運輸船 天草丸 改新丸 第二美志滿丸 隆盛丸 第一松壽丸

第二松壽丸 松ヶ枝丸 第二筑後丸 新八幡丸 美志滿

丸 秀吉丸 相生丸 伊崎丸 金州丸 榮城丸 大鷹丸

新淡路丸 大川丸 肥後丸

合計 五十四隻 四萬四千六百十二噸

戦利艦艇 日清戦役中、我は天災等に因り、僅に二隻の水雷艇〔第二十六號、第一〕を失ひたるのみにして、敵の砲火の爲めに、一艦一艇だも失はざりしのみならず、多くの艦艇を戦場に於て捕獲し、或は北洋艦隊降伏の際、收容したる等に由り、此戦役の爲め、却て我海軍の勢力を増加したり、其艦艇は左の如し、

軍艦

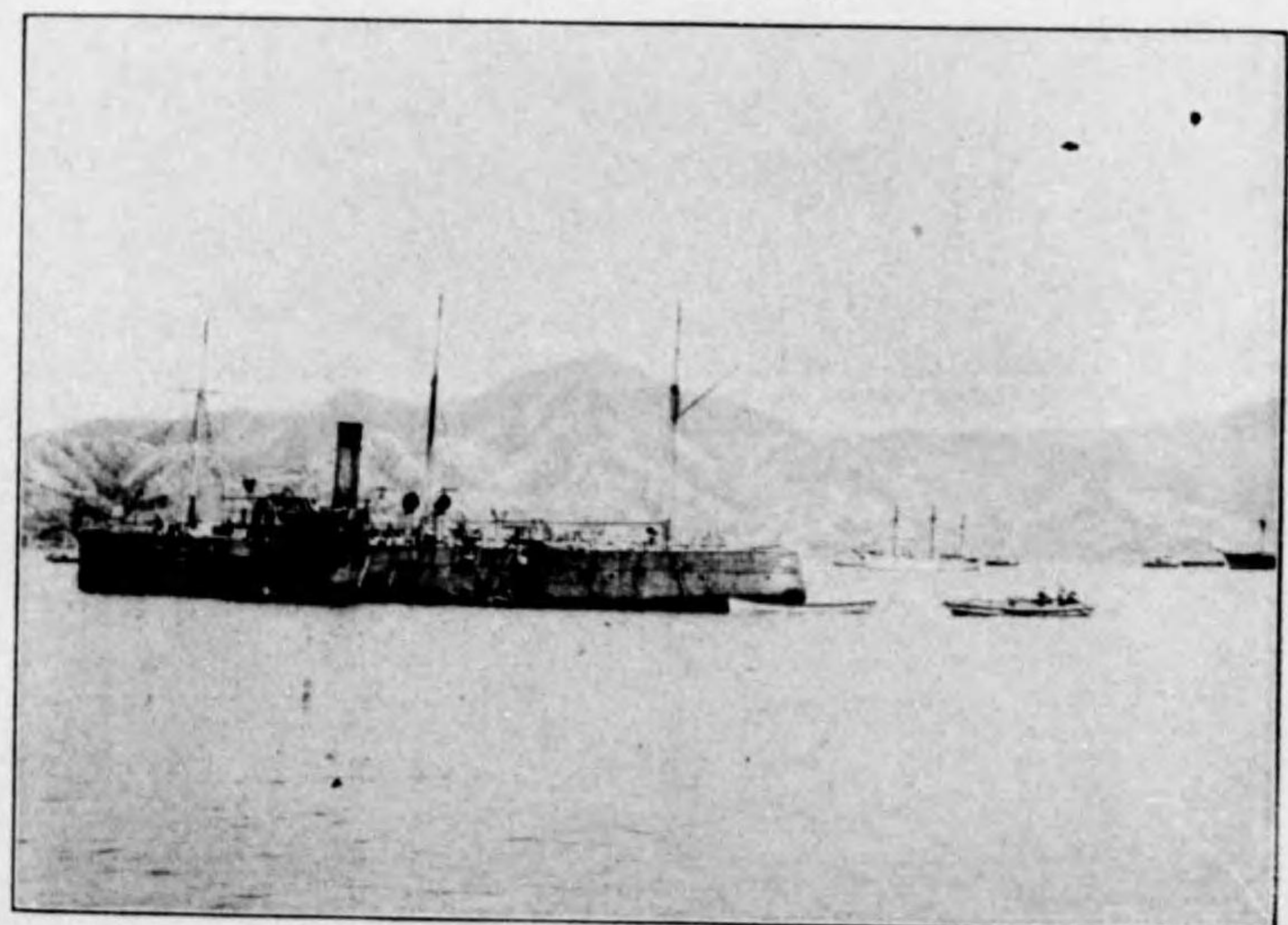
鎮遠〔第六十七圖〕 濟遠〔第六十八圖〕 平遠〔第六十九圖〕 廣丙〔第十圖〕

圖九十六第



遠平艦軍

圖十七第



丙廣艦軍

操江〔第七十一圖〕 鎮中〔七十二圖〕 鎮邊 鎮東 鎮西 鎮南 鎮北

合計 十一隻 一萬六千三百二十五噸

水雷艇

福龍〔第七十三圖〕 第二十六號 第二十七號 第二十八號

合計 四隻 三百七十一噸

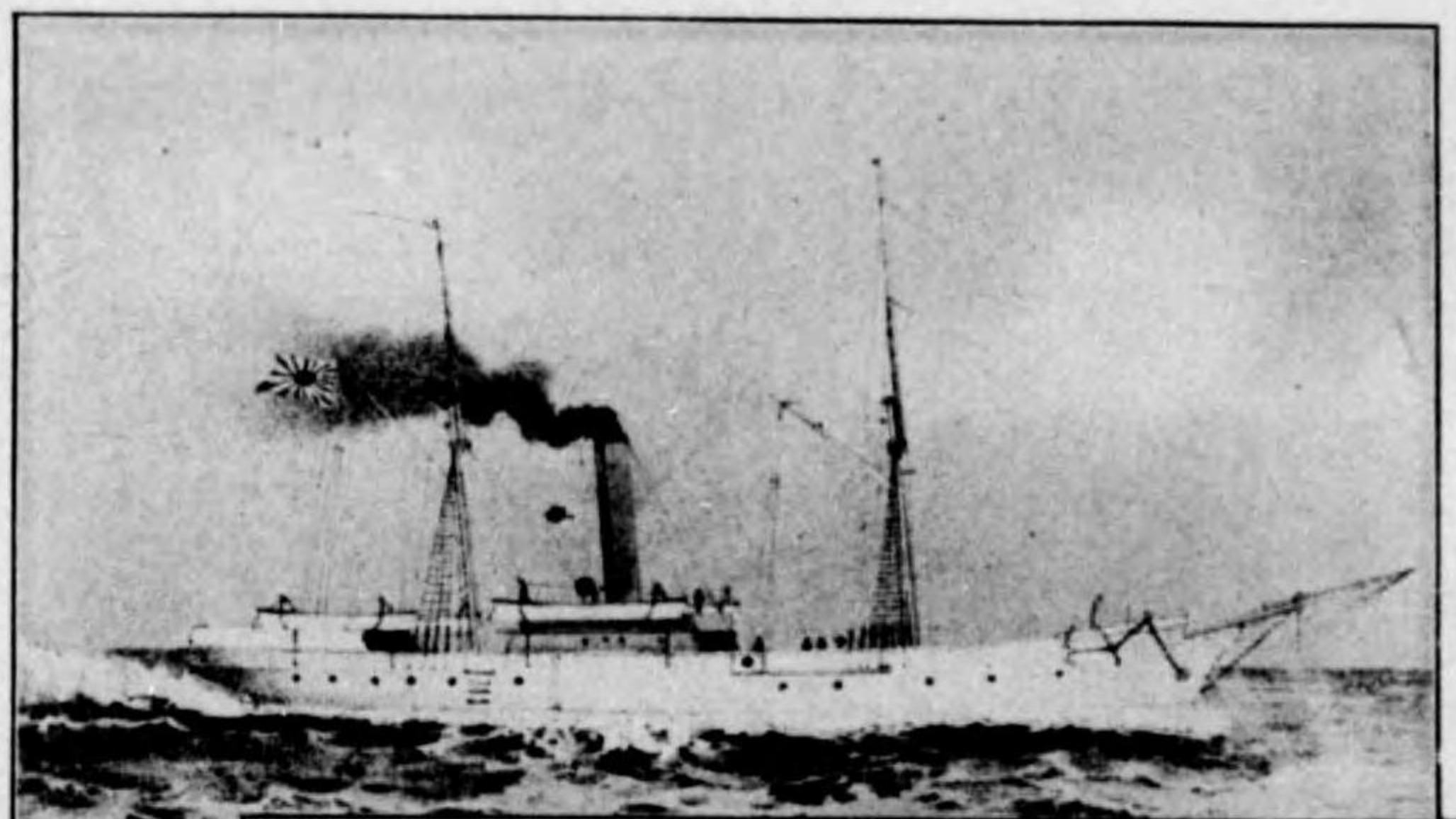
海軍第二期擴張 日清戦役の結果、我國威の發揚したると共に、東洋平和維持に對する我帝國の責任も、亦一層の重きを加へたり、加之、遼東半島還付の已むを得ざりし所以は、我兵力の不充分なるに由るを證明したるを以て、愈、海軍擴張の必要を感ぜしめたり、是を以て、第九及第十兩議會は、政府案を協賛し、海軍擴張を遂行するに至れり、之を海軍第二期擴張と呼ぶべし。

此擴張の計畫は、比較的短期内に、我海軍力を約四倍ならしめ、外に舞鶴に軍港を開き、鎮守府を置き、また、大湊に要港部（當時は大湊水雷團と稱せり）を設くるにあり、而して其年限は、明治二十九年より、同三十八年に互る十ヶ年にして、其費額

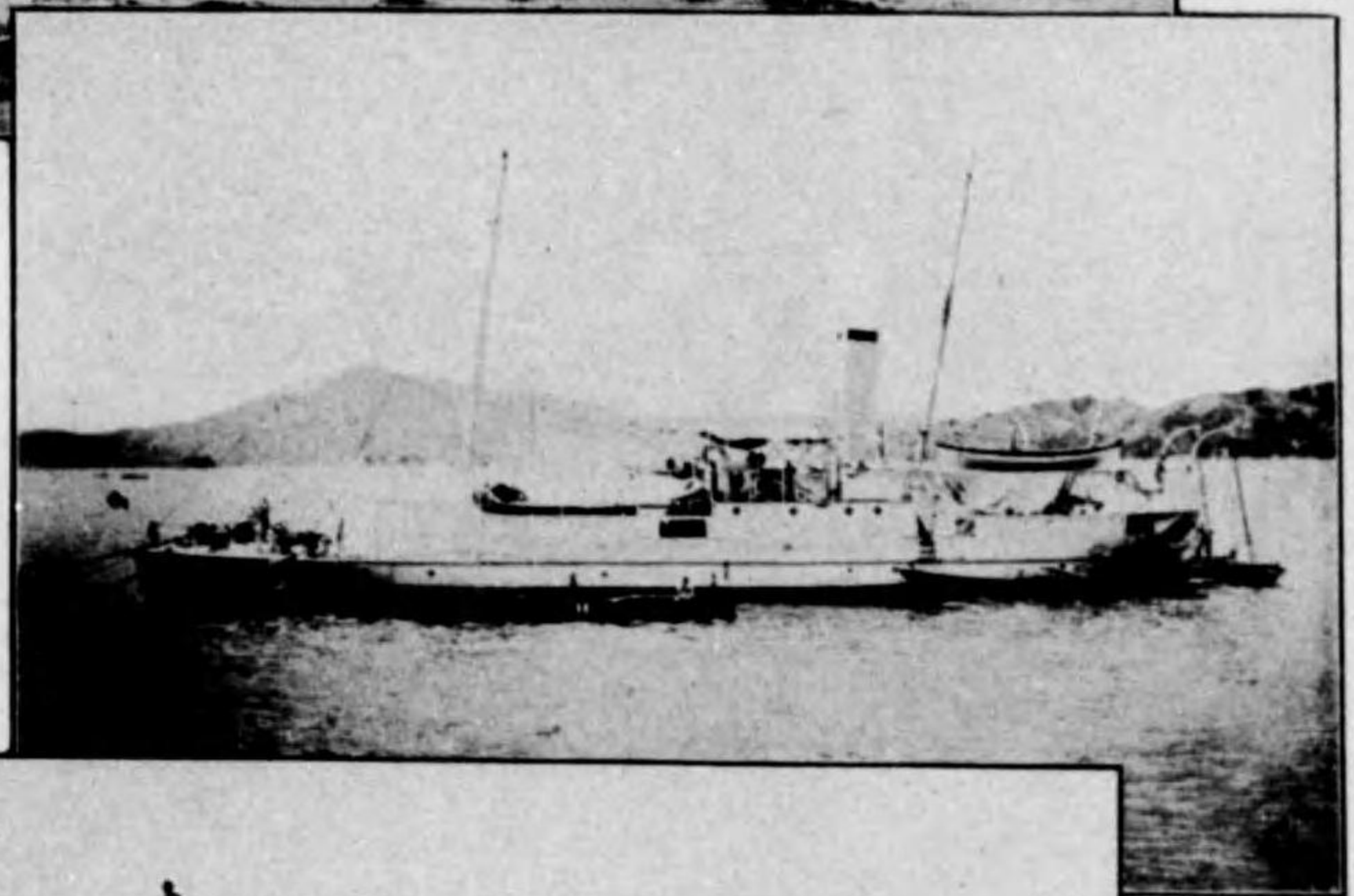
は二億三百十萬九百六十餘圓を數へたり、
 當時我國官立工廠及民設造船所は、全力を注ぐも、豫定期限内に、此需要を
 充たすこと能ざりしが爲めに、可惜この擴張經營の大部分を割いて、英佛獨
 米の四國に配分し、以て其速成を期したり、今其第二期擴張に係る艦艇を列
 舉せば、即ち左の如し、

- | | | | | |
|-------|-----------|-----------|----|-----|
| 一等戰艦 | 三笠(第七十四圖) | 敷島 | 初瀬 | 朝日 |
| 一等巡洋艦 | 淺間(第七十五圖) | 磐手 | 出雲 | 常磐 |
| 二等巡洋艦 | 千歲 | 笠置 | 高砂 | 吾妻 |
| 二等巡洋艦 | 新高(第七十六圖) | 對馬 | 音羽 | 八雲 |
| 二等砲艦 | 宇治(第七十七圖) | 伏見(第七十八圖) | 隅田 | |
| 通報艦 | 千早(第七十九圖) | | | |
| 驅逐艦 | 雷(第八十圖) | 電 | 東雲 | 叢雲 |
| | 陽炎 | 薄雲 | 隴 | 曉 |
| | | | 霞 | 白雲 |
| | | | 朝潮 | 春雨 |
| | | | 村雨 | 速 |
| | | | | 不知火 |

第七十一圖 軍艦操江



第七十二圖 軍艦鎮中



第七十三圖 水雷艇福龍

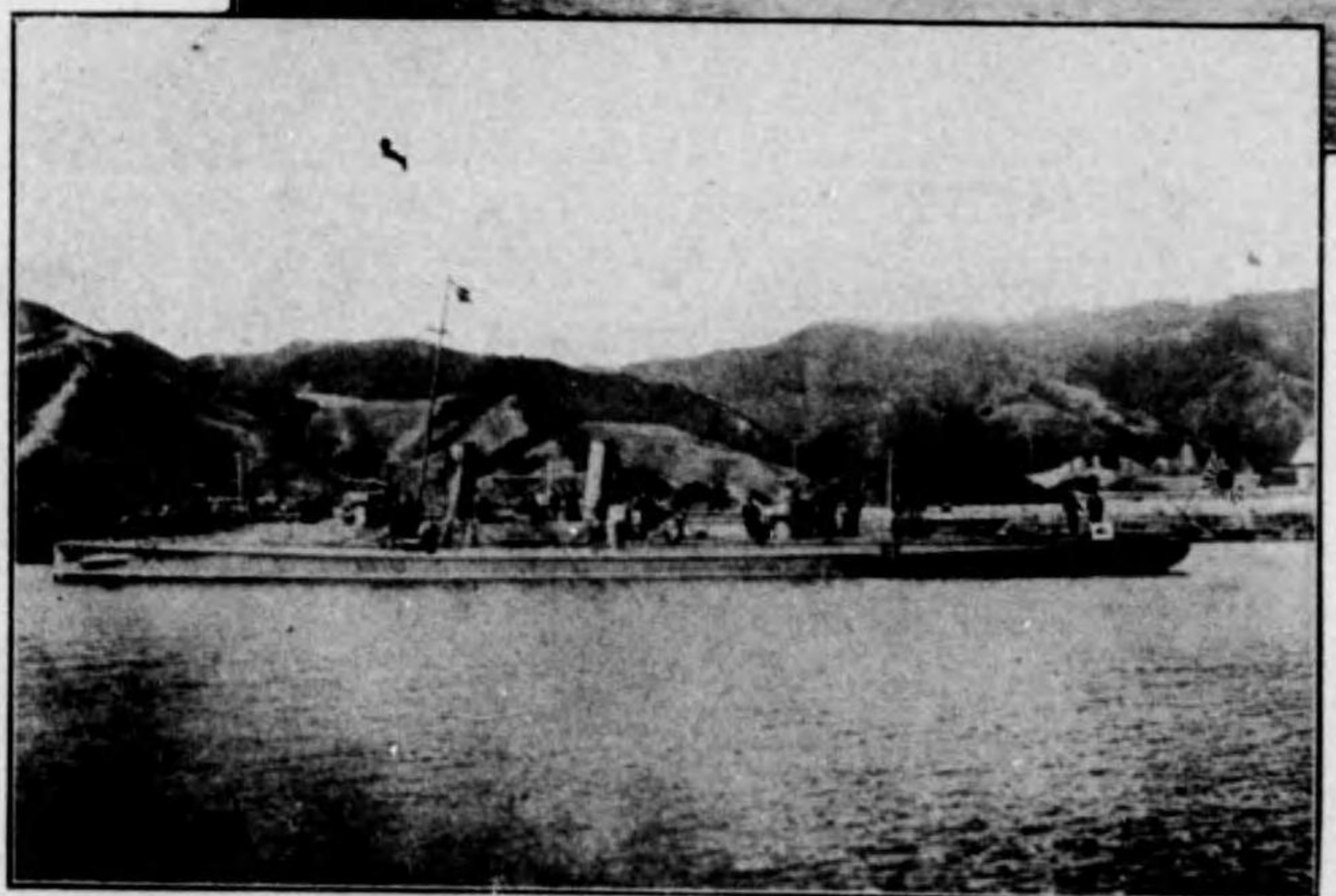
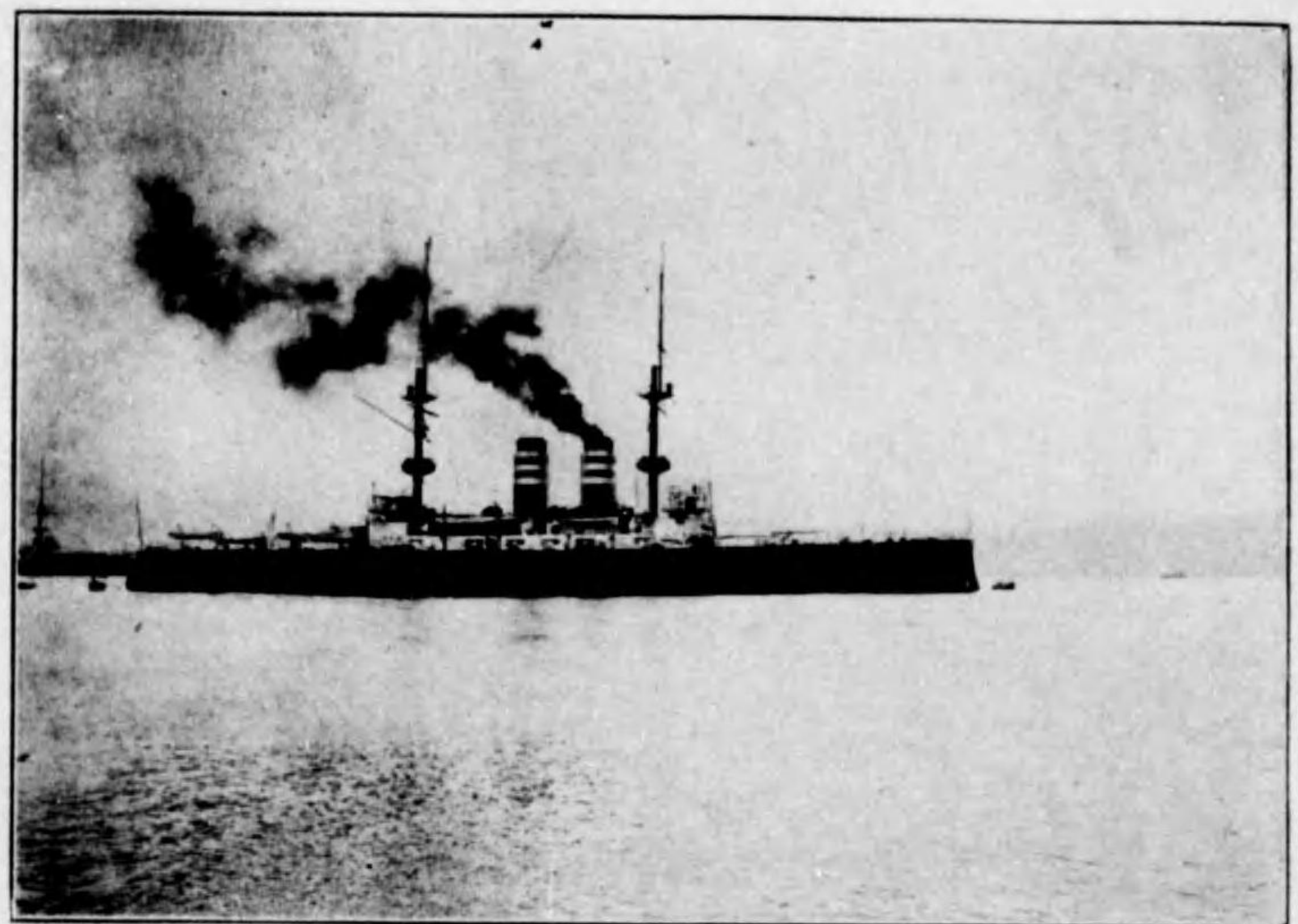
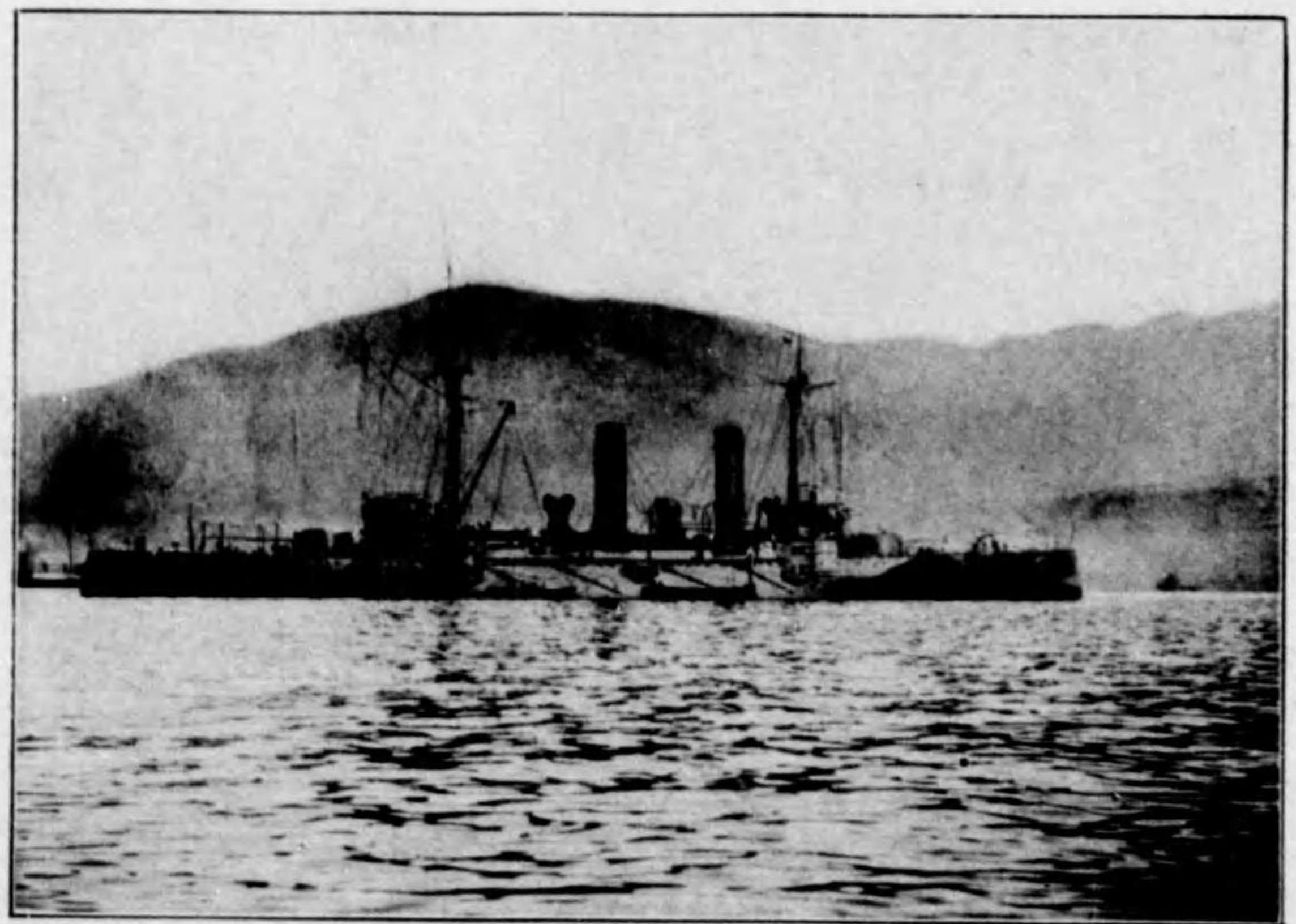


圖 四 十 七 第



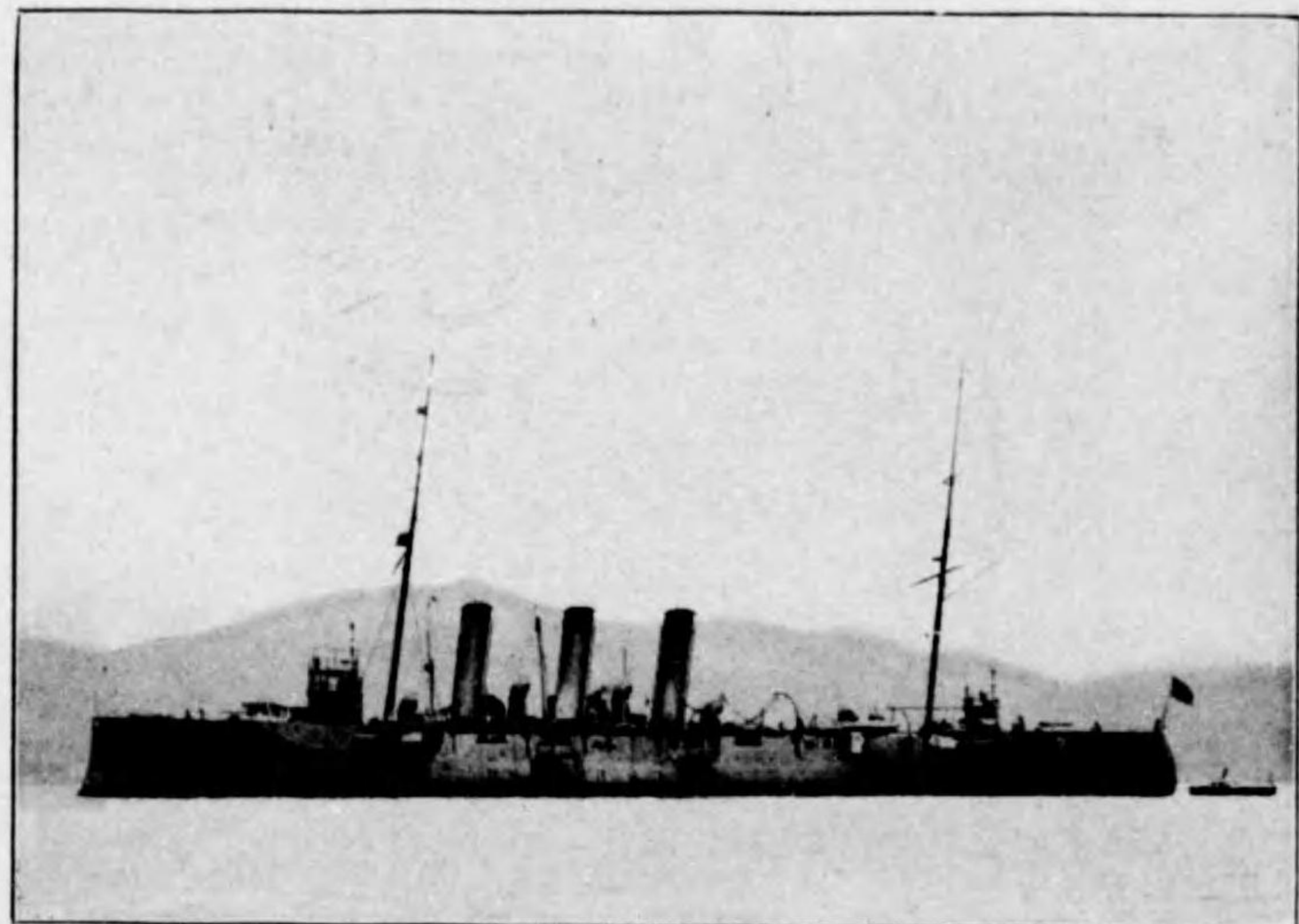
笠 三 艦 軍

圖 五 十 七 第



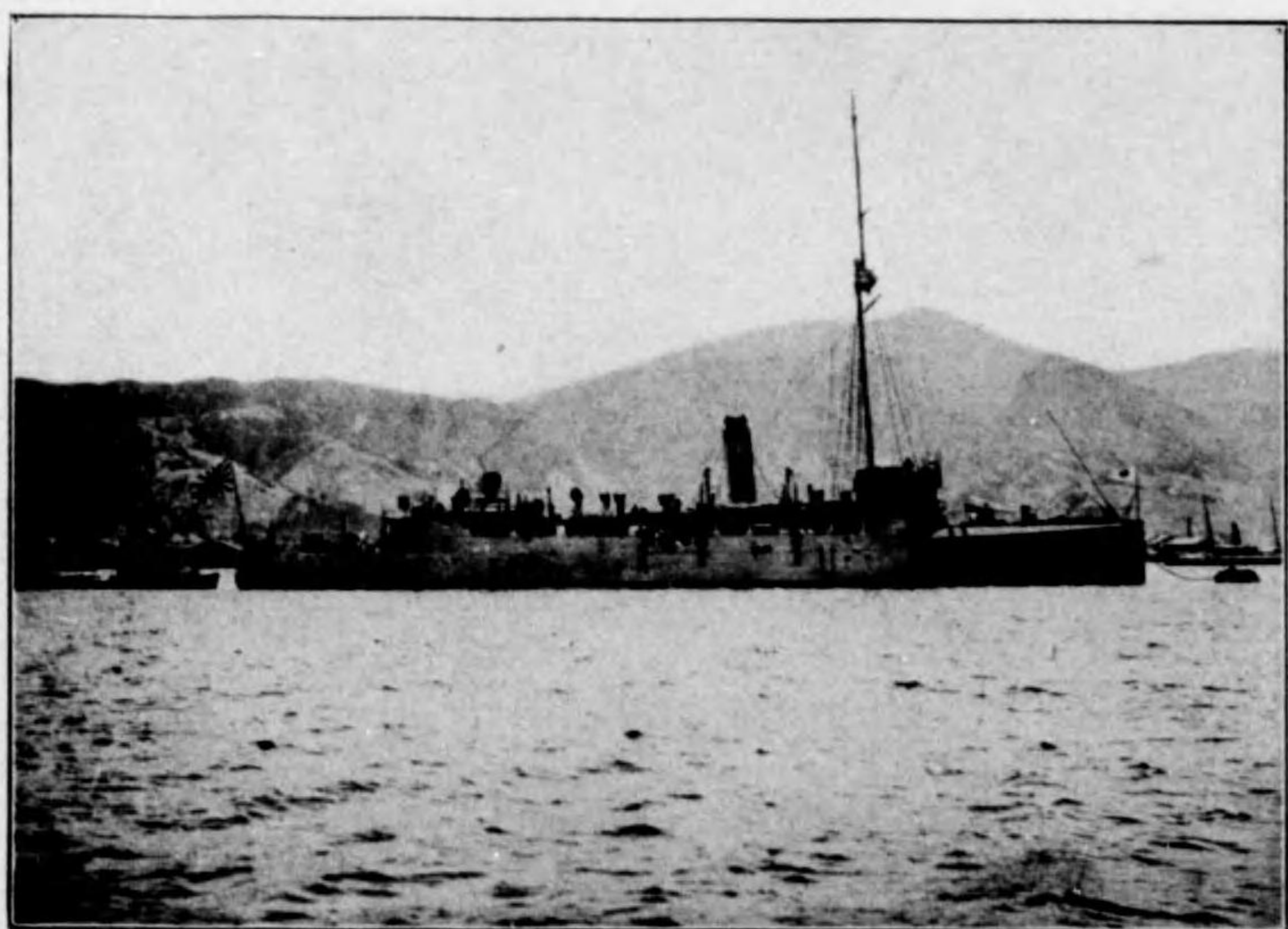
間 淺 艦 軍

圖六十七第



高 新 艦 軍

圖七十七第



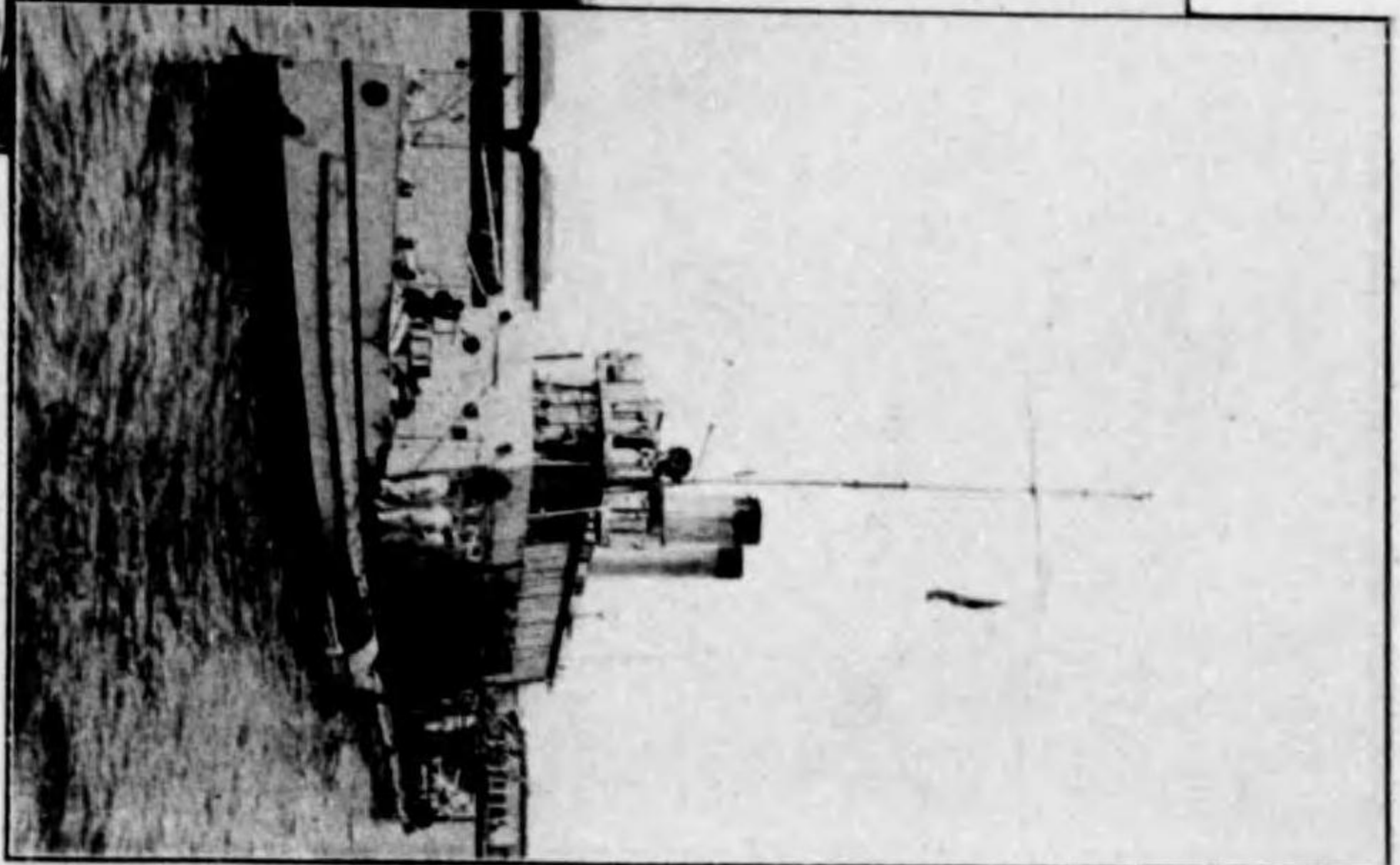
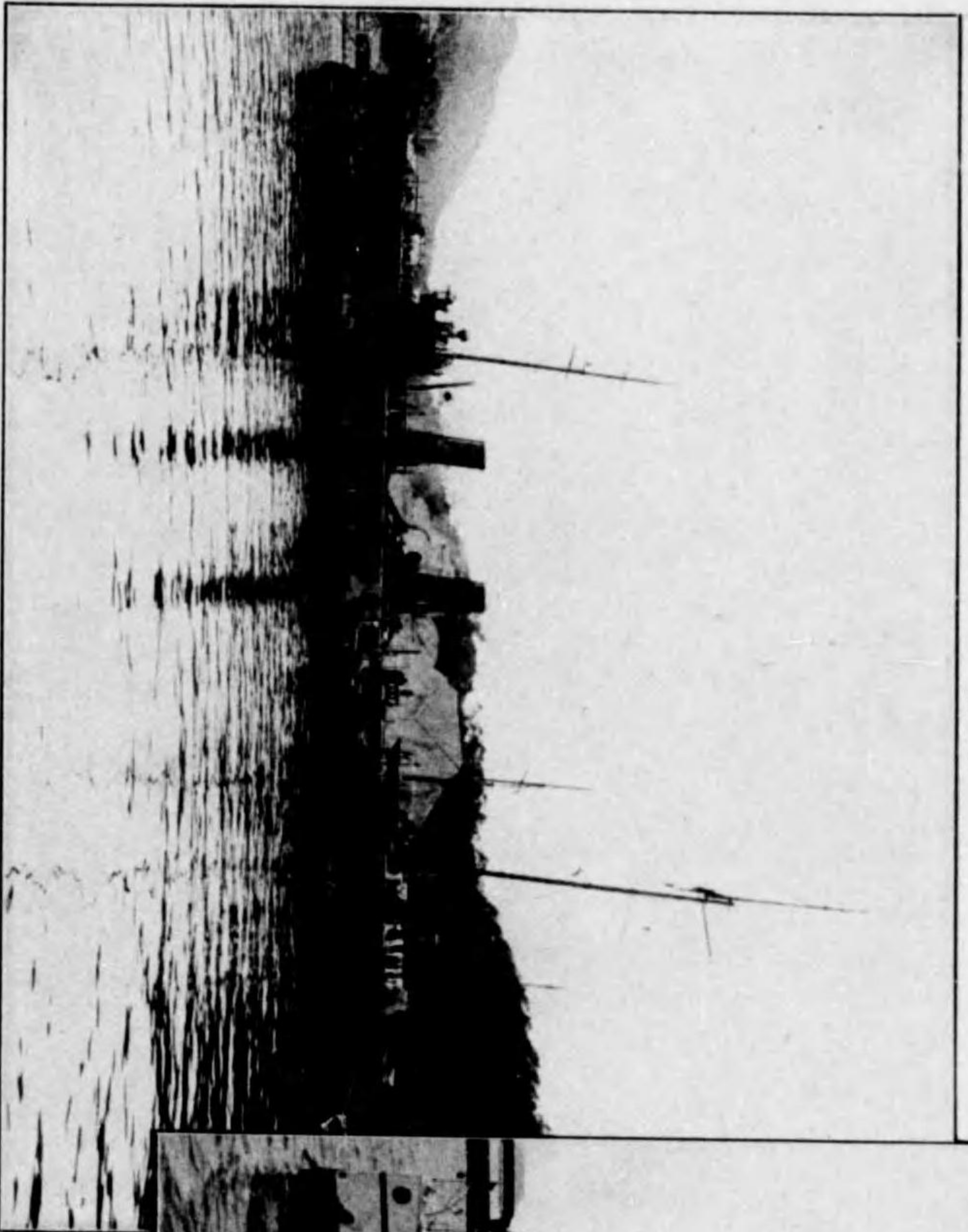
治 宇 艦 軍

1916年

1916年

1916年

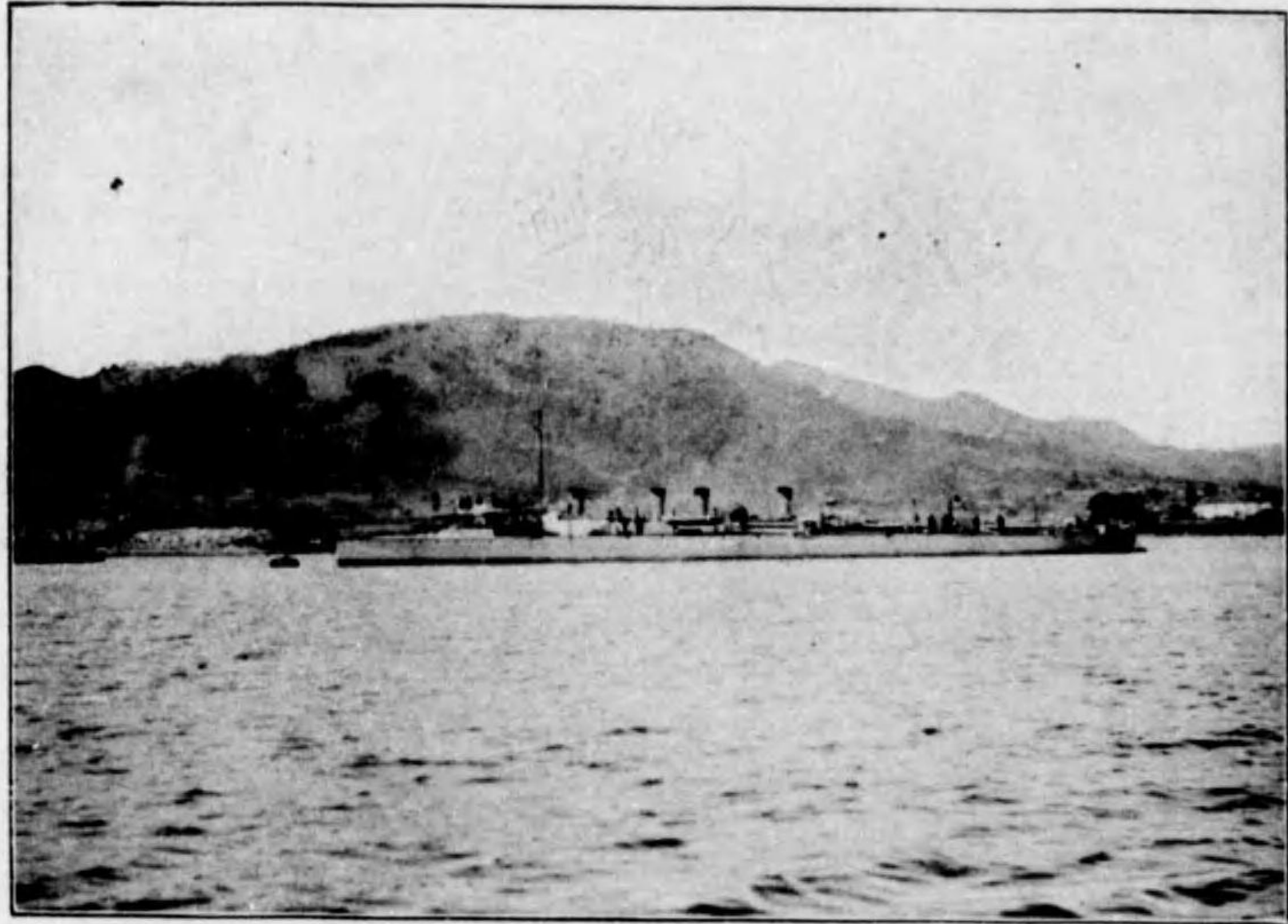
圖八十七第



早千艦軍

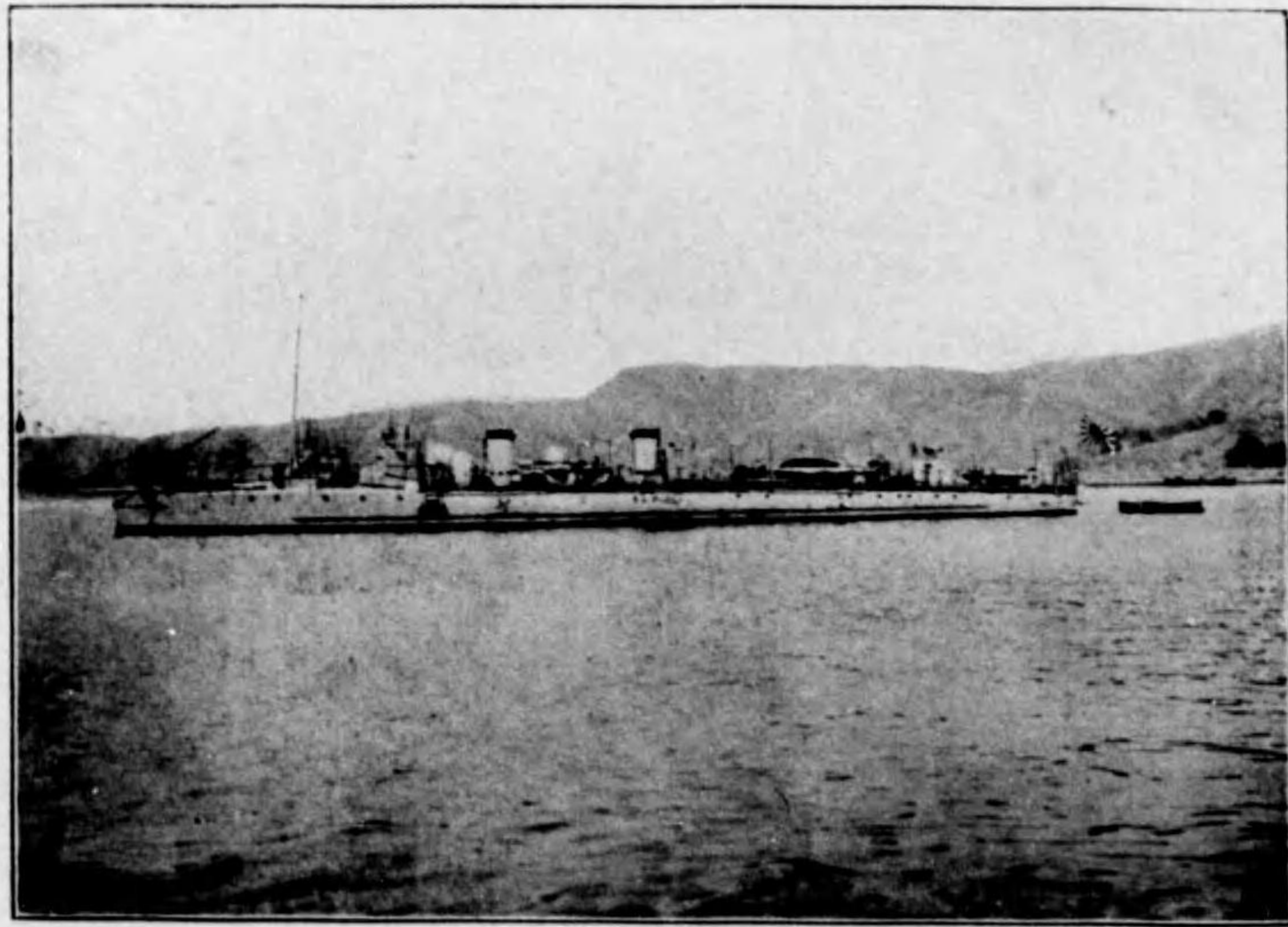
見伏艦軍

圖 十 八 第



雷 艦 逐 驅

圖 一 十 八 第



軍 艇 雷 水

第二節 明治三十一年より同四十年までの十年間

第一項 總 敘

我海軍百般の事物は、前期間に於て、其端緒を開き、已に整備の域に達せしもの多かりしが、日清戦役の起るに及び、一般行政機關の活動を試みることを得、之によりて裨補する所少からず、かゝる此期間に於ては、更に之が改善を計るに、つとめ、以て時勢の進運に伴はんことを期せり。

此期に於ける海軍事業の著しきものは、舞鶴鎮守府の設置と、海軍教育本部の新設なりとす。

三十二年五月、海軍教育本部の條例制定せられ、從來大學校、兵學校、機關學校は海軍大臣に、砲術練習所、水雷術練習所、機關術練習所は横須賀鎮守府司令長官に隸したりしを改めて、海軍教育本部長に隸せしめ、以て海軍戰鬥員の教育の統一を圖れり、之と同時に、從來海軍大臣に隸したりし軍醫學校及主計官練習所を以て、醫務局長、經理局長に隸することゝしたり、其後、砲術練

習所、水雷術練習所、主計官練習所を、砲術學校、水雷學校、經理學校と改稱し、以て現今に及べり。

第二項 北清事變

明治三十三年〔西曆一千九百年〕清國に義和團の亂起るや、我軍は日英米露佛伊奧の七國聯合軍の主力となりて、列國臣民を重圍の中に救助したること、竝に此事變が、終に日露戦役の素因となりたる顛末は、第一編に述べたるが如し、今此事變に際し、主として我海軍が、如何なる任務を盡し、かについて敘する所あらんとす。

抑も義和團は、清國頑迷黨の團隊にして、外人排斥外教撲滅を目的として、山東省に蜂起し、漸次勢を得て、同年五月の末には、北京の附近に迫れり、是より先き、在北京列國公使は、清廷に向つて、暴徒鎮定を迫ること急なりしも、清廷之を容れず、是に於て、列國公使は、北京入兵を決議しければ、清廷之を聞き、同二十九日に至り、漸く兵を派して、公使館を護らしむ、同三十日に

至り、列國艦隊太沽に集り、三十一日より六月三日までの間に、日〔軍艦愛宕よりめたるもの、指揮官大尉〕英米伊佛露埃の分遣隊四百餘名北京に入る、我北京駐原胤雄以下二十四名、割西公使は、匪徒の形勢益々穩ならずるを察して、軍艦増遣を申請せしかば、警備艦愛宕の外、新に二等巡洋艦笠置吉野三等巡洋艦須磨水雷母艦豐橋砲艦鎮邊鎮中驅逐艦陽炎の七隻を派遣す、其中豐橋は、佐世保海兵團より水兵三百名を乗せ、六月十二日を以て發し、鎮邊鎮中〔白河を以て、〕は同十四日、吉野は翌十五日、各太沽に向ひ出發せり、

六月四日には、天津北京間の連絡全く不通となりしを以て、太沽の列國艦隊會議を開き、清國政府の力を待たずして、拳匪を征伐せんことを決議し、同十日、英國東洋艦隊司令長官シーモア中將は、聯合軍千餘名を率ゐて、北京救援の途に上る、

同十五日、列國艦隊より、白河々口に蟻せる水雷艇を撤回し、且太沽砲臺守備撤去のことを太沽守備隊に迫りたれども、彼等は之を容れざるのみならず、

ず、遂に砲臺より發砲せり、是に於て、戰端は開かれたり、曩に上陸したる日、英露三國陸戰隊〔水雷母艦豐橋は、六月十五日、太沽に安著し、晚頃より、翌十六日午前、合軍に〕は、背面より太沽を攻撃して、遂に之を占領せり、

然るに、天津太沽間の連絡は、團匪の爲めに切斷せられ、天津より北京に向ひたるシーモア隊は、重圍の中に陥りて、苦戰せるにより、同二十三日、列國の救援軍は、天津に入り、シーモア中將の爲めに救援隊を派遣して、同二十六日、シーモア中將は天津に歸るを得たり、七月七日に至り、天津にありし暴徒は、攻勢を取り、聯合軍に向つて挑戦す、是に於て、同十三日、總攻撃に著手し、非常なる苦戰を経て、翌十四日、遂に之を陥落したり、

北京救援軍は、天津城占領の後、八月三日を以て、天津を出發せり、〔日軍八千、野戰砲八門、佛軍八百人、野戰砲十二門、獨軍二百人、奧軍六十人、伊軍二百人、〕同十二日を以て、通州に達し、愈々北京總攻撃に著手すべくなれり、

北京總攻撃は、同十三日を以て始り、同十五日を以て、全く敵兵を拂ひ、翌十

六日、拳匪の本營たる端郡王府を焼き、遂に此暴動を鎮壓し、列國公使以下居留人民を救助したり、

此事變たるや、吾人の研究材料として、直接に資する所少しと雖も、之に與りたる歐米強國と稱すべき英米、露佛、伊、澳、及日本の七國の陸海軍將卒が、親しく手を携へて、數回の苦戰惡闘を嘗め、之に依りて相互の眞價を検するこゝとを得たるの一事は、我れに對しては、無二の好機會なりき、即ち太沽占領の際における陸戦隊の働き、竝に北京城陥落の際、工兵隊の動作の如きは、列強の齊しく賞賛する所なりとす、

北清事變中、海軍の使用したる戰時補助船舶は左の如し、
臺東丸 基隆丸 山口丸 臺北丸 肥後丸 小樽丸

第三項 日露戰役

日露戰役の原因について、茲に贅するを須ひず、さて其戰役中、海軍に關する方面のみについて見るも、壯闊快戰は甚だ多し、今其中より、本史の目的に

資すべきものゝみを選抜し、左に略述すべし、

三十七年二月八日、我驅逐艦の夜襲 第一〔司令大佐淺〕第二〔司令中佐〕第三〔司令中佐〕驅逐隊は、深夜旅順口外に在る敵の主力艦隊〔戰艦レトウキザン、ツエ土屋光金、ライツト、ポバード、アスコロバウロス、ホルタリ、裝甲巡洋艦、パーヤン、巡洋艦、バルラダ、デイヤナ、アスコロバウロス、ノイグツイグ等より組織せられたるもの、如し〕に肉薄し、水雷攻撃を加へ、彼の戰艦及巡洋艦に、多大の損害を與へ、進退の自由を失はしめたるものありと云ふ、

同二月九日、我主戰艦隊の進撃 我第一戰隊〔戰艦三笠、聯合艦隊司令長官東郷中將坐乗〕朝日、富士、八島、數島、初瀬〔第一戰隊司令官梨羽少將坐乗〕及第二戰隊〔裝甲巡洋艦出雲、第二戰隊司令官上村中將坐乗〕は、旅順口に向て進航し、第三戰隊〔二等巡洋艦千歳、司令官吉野〕も亦來り合す、午後零時十二分、彼我艦隊の距離七八千米突に接近するに至り、旗艦三笠先づ砲門を開き、敵の艦隊及砲臺に應戰す、我艦隊は、且戰ひ且進んで、敵に薄り、其距離三千五百米突に及びし頃、敵艦周章して陣形亂れ、竟に我猛火に耐へずして港口に退く、此日新に損傷を受けたる敵艦は、戰艦、ベトロバウロス、

形装甲巡洋艦「バーヤン」形及巡洋艦「ダイヤナ」及「ノグキツク」形のものにして、前日損害を蒙りたるものと合せて七隻を數ふ、

我艦隊にありては、八日の夜襲には、驅逐艦隊は一つの損害を受けず、九日には、三笠は旗艦にして先頭にありしを以て、最も敵の集弾を受け、比較的損害多く、又弩手は殿艦なりしも、廻轉の際は先鋒に立ちたりしを以て、損害の程度他の僚艦に比して多少著しかりしも、皆さしたることなかりき、

同二月九日、仁川沖の海戦、我第一戦隊第二戦隊及第三戦隊が、敵の主力艦隊に大打撃を加へたる同日、第四戦隊三等巡洋艦「浪速」(第四戦隊司令官)は陸軍を掩護し、仁川上陸の任務を全うしたる後、豫て此港内に碇泊せし露艦「ツリヤグ」及「コレーツ」を攻撃し、此二艦をして自爆するの已を得ざるに至らしめたり、

同十四日、第四第五驅逐隊の夜襲、東郷司令長官は、十三日、第四第五兩驅逐隊に、旅順口第二次襲撃を爲すべきを命じたり、此日夜來の風雪歇まず、激

浪怒濤山を爲し、加ふるに、四面暗黒航行危険にして、僚艦相失し、多くは根據地に引還したり、然るに、第四驅逐隊司令長井中佐の率ゐし速鳥朝霧の二艦は、其夜半旅順口に達し、朝霧は十四日午前五時四十分、敵の一艦を砲撃し、尋で魚形水雷を發射し、優然として無事根據地に歸れり、速鳥司令長井中佐も亦同日午後五時、敵の一艦に魚形水雷を發射し、其艦首に命中爆發せしを確認し、些の損傷なく、根據地に引揚げたり、

旅順口の閉塞、敵の旅順艦隊は、數次我艦隊の攻撃を受け、其艦船の多くは、損傷を被りて、港内に蟄伏せり、是に於て、我は敵艦の損傷修復の未だ成らざるに先ち、旅順口を閉塞し、以て滿洲の戰場に進むべき陸兵輸送の掩護を完うせんと欲し、二月二十四日を以て、之を決行したり、

此第一回旅順口閉塞に選定せられたる船舶は、天津丸、報國丸、仁川丸、武陽丸、及武州丸の五隻なりき、海軍中佐有馬良橘は、此閉塞隊を率ゐ、二十三日午後五時、旅順口に向へり、二十四日午前一時半には、既に旅順口外に達したる

我艦隊の遊弋すべき通路、又偵察巡航すべき港灣に對して、多數の水雷を敷設沈置し、徐ろに機の熟するを俟てり、

同四月十二日夕より十三日朝に亙り、機械水雷沈置の任を帯べる我驅逐隊及水雷艇隊等は、夜半港口に達し、爰に部署を定め、敵の監視を避けつゝ、突進して、水雷數個を投じ、無事に集合地點に歸れり、

第七次旅順攻撃は、豫定の如く開始せられたり、出羽少將の率ゐる第三戦隊は、旅順口に向ひしが、最初敵は「バーヤン」及「ノーグキツク」二艦なりしかば、衆寡敵し難きを以て退却せり、繼て敵艦隊主力は、マカロフ提督の坐乗せる旗艦「ペトロパウロスク」を首め、七隻「ホルタツク」、「ボヘーダ」、「バレーヤン」、「ノール」、「グキツク」、「アスコリツド」、「テイヤナ」、舳艫相啣で出動す、時に午前八時十五分、出羽戦隊は巧に敵を誘致せしに、敵艦勢に乗じて突進し來り、我主力艦八隻を微かに濛氣中に見るや、俄かに艦首を轉じて、港口に向ひしかば、我艦隊は全速力を以て、之を追窮して、港口に壓迫したり、午前十時三十分、先頭にありし旗艦「ペトロパウロスク」は、我沈置水雷

に觸れ、轟然たる爆聲と共に、濛々たる白烟の中に包まれ、瞬間にして沈没したり、旗艦轟沈して、司令長官死せしかば、敵の殘艦は、周章狼狽陣形を亂し、戦艦「ボペーダ」亦沈置水雷に觸れて進退の自由を失ふ、かくて敵艦は、約一時間頻りに艦側附近の水雷を砲撃しつゝ、漸次港内に入り、正午過ぐる頃、港外をた敵影を認めざるに至れり、此後敵は港内に蟄伏し、我艦隊の挑發に應ぜず、唯銳意掃海に従事せしもの、如し、同六月四日、装甲海防艦「クレミヤシチ」は、掃海隊掩護の任務にありしに、俄然爆發し、瞬間にして沈没したり、其傍にありし砲艦「ガイダマーク」形一隻も、同一の運命に罹れり、又七月二十七日、「バーヤン」も亦港口に出でんとするに際し、沈置機械水雷に觸れ、直に港内に還れり、是皆我敷設水雷の効果を奏したるものとす、

敵の敷設水雷觸發の災禍に罹り、我艦隊の被りたる損害は、一層重大なるものありき、

五月十二日、第四十八號艇は、大密口東岸に沿うて、掃海事業に従事せしに、

敵の機械水雷は、俄然猛烈なる爆發を起し、該艇の船體を兩斷し、約七分間にして沈沒せしめたり。

同十四日には、一層大規模を以て掃海事業を繼續せしに、我通報艦宮古は、敵の沈置水雷に觸れ、轟然として爆發し、艦體は爲めに炸裂して沈沒せり、同十五日、我艦隊は旅順口沖に敵艦を監視し、警戒せしに、午前十一時三十分、戦艦初瀬は、忽然として水雷の爆發するに會し、其舵機を破らる、直に應急修理を施し、僚艦敷島に曳かれ歸航せんとせしが、浪高くして、曳綱切れ、意の如くならざりしに、午後零時三十分に至り、復た第二の水雷に罹り、火薬庫爆裂し、瞬間にして沈沒せり、初瀬と同日、而かも殆ど同時に、戦艦八島も亦敵の水雷に觸れ、一大爆發と共に、濃烟中に包まる、笠置は直ちに馳せ來り、八島の艦首を繋ぎ曳船し、約二時間を費して、老鐵山の西南約二十海里の地點に達せし頃、應急手段も其功を奏せず、約三分時にして、全く沈沒し畢れり、同二十日、驅逐艦曉は、旅順港外に於て、強行偵察中、敵の機械水雷に觸れ、爆發後二十分に

して沈沒せり。同七月五日、海防艦海門は、掃海隊掩護の任務を帯び、大連灣外に作業中、敵の機械水雷に觸れ、轟然爆發し、四分時間を出ずして沈沒せり、同九月三日、驅逐艦速鳥、暗夜旅順口封鎖に従事せしに、敵の機械水雷に罹り、沈沒したり、尋で同月十八日、砲艦平遠は、陸軍掩護の爲め、鳩灣方面に遊弋中、薄暮に至り、歸航せんとする際、敵の浮流機械水雷は、右舷中央部に觸れ、爆發し、僅々四五分間にして沈沒せり、同十一月三十日、海防艦濟遠は、旅順砲擊中、敵の機械水雷に罹り、轟然たる爆發と共に瞬間にして沈沒せり、同十二月十三日、巡洋艦高砂は、旅順口封鎖監視の任務中、敵の機械水雷に觸れ、水線附近に、方一間大の破口を作り、海水浸入し、約一時十分の後、艦體は沈沒し終れり、以上敵の機械水雷觸發の災禍に罹りたるものを計上すれば、一等戦艦二隻、二等巡洋艦一隻、三等海防艦二隻、通報艦一隻、一等砲艦一隻、驅逐艦二隻、二等水雷艇一隻、合計十隻に及べり。

浦鹽艦隊と蔚山沖の海戦 日露戦役開始に先ち、露國は東洋に於ける海

軍勢力を二つに分ち、一つは旅順口、他は浦鹽を根據地となせり、
三十七年二月十一日、敵の浦鹽艦隊は、始めて我津輕海峽に現れて、商船を
砲撃し、同四月二十五日には、元山津を襲ひ、我商船を撃沈し、また金州丸を轟
沈し、同六月十五日には、筑前沖に現はれて、我運送船和泉丸、常陸丸、佐渡丸の
三隻を砲撃したり、

同六月三十日、敵艦隊の率ゐたる水雷艇八隻は、元山に現はれ、我商船を破
壊沈没せしめ、居留地に發砲して、浦鹽に歸航せり、

同七月二十日、同艦隊は、津輕海峽を通過して、太平洋方面に出で、通商貿易
阻礙の目的を以て、當時太平洋日本沿岸を航行せし日本並に外國商船を臨
檢或は撃沈すること無慮十隻に及び、

かくの如く、兇暴を逞うしつゝ、猶我艦隊の追撃を免がれたる敵の艦隊は、

八月十四日、蔚山沖に於て、我第二戦隊と衝突し、遂に大敗を蒙りたり、

曩に第二戦隊〔旗艦出雲、上村司令長官坐乗〕盤手〔三〕は、第七次旅順攻撃を終る

や、浦鹽艦隊を撃破すべきの命に接し、以來之れと邂逅せんと苦心せしも、毎
に濃霧に妨げられて、其目的を達すること能はざりしに、此日午前四時五十
分、敵艦三隻南航するを發見すると同時に、敵は針路を轉じ、東北に向ひ、遁走
せんとせしに、我第二戦隊は、敵の前路を扼して、午前五時二十三分、我旗艦出
雲は、先づ砲門を開き、各艦齊しく砲撃を始めた、而して我戦隊は、高速力を
利用して、旭日の射光を背後にするの位置を占め、敵をして不利の地位に陥
らしめ、熾に砲撃を加へたるに、我砲彈多く命中し、其猛烈なる爆發は、敵艦に
大損害を與へ、終に、リュールックを撃沈し、ロシア及び、グロモボイを敗走せ
しめたり、此二艦は未だ沈没するに至らざりしと雖も、多大の損害を蒙り、容
易に再び出港すること能はざるものと認められたり、

黄海の大海戦 我攻圍軍が背面よりする壓迫は、三十七年八月に入りて、
愈、急劇となり、且海上よりする我艦隊の活動も、亦激甚を加へたれば、姑く港
内に蟄伏して、餘命を繋ぎつゝ、ありし敵艦隊も、同八月十日、遂に大舉して、脱

出を企てたり、此日午前七時三十分頃、敵の掃海船隊は、アスコリッド、ノーズキック及驅逐艦の掩護に依りて、先頭に進み、須臾にして、敵艦「ボペーダ」形を先頭として、主力艦隊全部出港を始む、午前十時、敵の旗艦「ツエザレウキチ」先頭に立ち、漸次洋中に出でたるものは、「レトウキザン」、「ボペーダ」、「ベレスウエート」、「ホルタツ」、「セバストポル」の六戦艦、「バルラダ」、「デイヤナ」、「アスコリッド」とす、〔裝甲巡洋艦「バイヤン」も、僚艦と共に出港せしも、途上、敵水雷に撞りて、多大の損害を被り、港内に入りたり、〕我主力艦隊〔新に日「加」は、哨艦よりの報を得て、麾下驅逐艦隊其他を統率して、根據地を進發し、敵の洋中に出づるを待ち、初めて現はれ、猛烈なる砲火を開く、時正に午後一時十五分なりき、我砲彈の命中するもの極めて多く、敵は俄に狼狽し、針路に迷ふが如く、竟に東南に向て逸走するに努めたり、午後六時四十分頃、我十二時の巨彈は、敵旗艦「ツエザレウキチ」の司令塔に命中し、其中に安置せる操舵機を損じたるもの、如く、該艦は俄かに左舷に一回轉して、僚艦の列中に突入せり、此時敵の陣形は、全く紊れ、各艦或は右し、或は左し、殆ど混亂群集せ

るもの、如し、是に於て、我四個戦隊は、〔第一、第三、及後より馳せ、〕三面より敵を夾撃す、幾くもなく、敵艦隊は、四分五裂し、アスコリッド、「ノーズキック」及驅逐艦數隻は、先づ血路を南方に開きて遁走せんとし、我第六戦隊に前路を遮られ、其猛撃によりて、多大の損害を受けたるも、終に逸走を遂げたり、時偶、夜陰となり、彼我艦影を識別する能はざるを以て、各戦隊は、爾後の戦鬪を驅逐艦及水雷艇に委し、豫定の航路を執りたるは、正に午後八時二分なりき、驅逐艦及水雷艇は、襲撃の命に接するや、直に敵艦を搜索し、水雷攻撃を加へ、確に「ツエザレウキチ」、「バルラダ」に命中したりと云ふ、翌十一日、海岸望樓等より集り來りたる報告を綜合すれば、戦艦五隻〔六隻の内、ツエザレ、〕巡洋艦一隻〔四隻の内、アスコリッド、ノーズキチ、〕病院船一隻及驅逐艦一隻〔八隻の内、七隻を除く、〕は、逸走を遂ぐるこ

と能はずして、旅順に再還し、他は何れも南方中立港に遁竄したり、
二〇三高地の占領と旅順艦隊の撃滅 是時に當り、陸軍の從事せる旅順の背面攻撃は、方に酣なりしが、海軍よりもまた重砲隊〔指揮官海軍中佐黒井悌次郎〕を遣し

て、之に参加せしめ、以て攻圍軍を援助すると共に、又敵艦隊を撃滅するに
とめたり、

翻て敵國の形勢を顧るに、彼は波羅的艦隊を東航せしめ、以て喪失したる
海上權を挽回せんと努むるもの、如し、旅順艦隊は、既に敗殘に歸したりと
雖も、波羅的艦隊にして東航し、之と相策應せんか、又侮るべからざるものあ
り、故に彼が未だ來著せざる以前に於て、旅順艦隊を殲滅せざるべからず、是
に於て、攻圍軍は總攻撃を行ふこと二回〔第一回八月十九日、〕に及び、而して
此攻撃により奪取せんとしたる地點の中二〇三高地は、其最も主要なるも
のなりき、

第一回及第二回の總攻撃は、目的を達する能はずして失敗に終りしが故
に、先づ海鼠山高地の觀測に依り、九月二十八日、港内にある敵艦に對し、可能
程度に於て、間接射撃を行ひ、多大の損害を與へたりと雖も、敵艦は絶えず錨
地を轉じ、我砲撃を避けたれば、其結果未だ十分なりと謂ふべからず、因て十

月二十六日を以て、第三回總攻撃を決行せしが、同三十一日に至るも、未だ豫
定の實果を收むるを得ずして、此攻撃を中止したり、然るに、波羅的艦隊は、既
に蘇士運河に入りたれば、悠々として旅順の餘命を假すこと能はず、乃ち十
一月二十六日、第四回全軍總強襲を開始し、突撃を行ふこと三日に亙り、終に
二〇三高地を奪取し、越えて十二月六日に至り、愈之が占領を確實にしたり、
是に於て、海軍重砲隊は二〇三高地に觀測所を設け、間接射撃を指揮せり、而
して海軍重砲隊は、翌七日より十一日に至る五日間、砲撃を行ひ、戰艦三隻〔ス
ウキット、ボペイタ、セバストホルは、九日黎明密かに出港し、老〕巡洋艦二隻〔八月、
鐵山の下に碇泊せしが、我水雷艇の襲撃により、終に廢艦となれり〕、旅順に再還したる、バルラダ、及同日出港の際、砲艦一隻、水雷母艦一隻、合計八隻の
數、設水雷に罹り、出港し得ざりし、バイヤシ、〕砲艦一隻、水雷母艦一隻、合計八隻の
命脈を斷ち、茲に愈、旅順艦隊を殲滅せしめたり、

二〇三高地占領の結果は、一面に於ては、三十七年十二月十一日、旅順艦隊
の殲滅、他の一面に於ては、三十八年一月一日、旅順開城として現れたり、かく
て新占領地たる旅順軍港の防備及遼東半島警備上、茲に旅順鎮守府を新設

する必要を生じたるを以て、此年一月七日、之が經營の任に當らしむる爲め、司令長官〔海軍中將〕以下幕僚の任命ありたり、爾來銳意沈沒敵艦〔開城に先ち、沈沒したる他六隻の驅逐艦は、夜陰に乗じて、遠く中立港に向ひ逃走せり〕引揚工事に従事し、其殆ど全部を内地に引致し、我艦籍に編入せり、其詳細は後段に表すべし。

日本海の大海戦 日露開戦の初に當りて、露國東洋艦隊は、優に我艦隊に匹敵するの勢力を備へたりしが、我艦隊は、仁川及旅順に敵艦隊を撃破して、多大の損害を與へたるのみならず、更に八月十日、黄海の大海戦に於て、旅順艦隊は殆ど敗滅に歸し、同十四日、蔚山沖海戦に於て、浦鹽艦隊も亦旅順艦隊と其運命を共にしたり、此敗報は、露國の朝野を震駭せしめ、終に波羅的艦隊を派遣するとに決定したり、是に於て、第二艦隊〔是より先き、四月三十日、露國は、洋第一艦隊と改稱し、新に道東すべし艦隊を露國太平洋第二艦隊と稱し、五月二日、ペンブラゾフ中將を第一艦隊司令長官に、ロジエストウエンスキー少將を第二艦隊司令長官に〕の組織成れり、即ち戰艦七隻、巡洋艦六隻、假裝巡洋艦四隻、驅逐艦

六隻、運送船五隻、工作船一隻、病院船一隻、合計三十隻とす、此露國太平洋第二艦隊は、三十七年十月六日、レウエリー軍港を解纜して、東洋に向ひ出發したり、途中司令長官ロジエストウエンスキー少將は、戰局の形勢を察し、十二月十三日、本國に打電して増援を乞へり、是に於て、露國政府は、第三艦隊編成の必要を感じ、遂に戰艦一隻、裝甲海防艦三隻、武裝補助艦三隻、病院船一隻、運送船數隻を以て之を組織することゝなせり、而して之れが司令官として、ネボカドフ少將任命せられ、旗艦「ニコライ」一世に座乗し、三十八年二月十五日、ソバウを出發し、同五月九日、ホンコーへに於て、第二艦隊と合することを得たり、是に於て、露國太平洋第二第三艦隊は、愈、戰闘準備を整へ、同十五日午前三時、ホンコーへ灣を發航し、同二十四日、上海沖なる馬鞍島に著し、茲に十分に戰闘準備を整へたり、翌二十五日、敵が離隊したる假裝巡洋艦二隻は、東北に向つて去り、運送船六隻は、同日午後吳淞に入港せり、殘る三十八隻の艦船は、舳艫相啣んで、同二十七日午前一時頃、對馬東水道前面に進航せり、

同五月二十四五日頃、敵艦隊の我近海に近づきつゝあるの報道に接し、我艦隊の警備、更に嚴密を加ふ、假裝巡洋艦亞米利加丸、佐渡丸、信濃丸、滿洲丸、巡洋艦秋津洲及和泉は、哨艦の任務にありしが、信濃丸は、同二十七日午前四時過ぎ、敵の特務船一隻を發見し、懸て敵艦十七八隻、對馬海峽東水道に現はるゝを見るや、直に無線電信を以て、我本隊に報告して、豫定の地點に赴けり、哨艦和泉も亦、信濃丸の無線電信に依り、之を知り、敵艦隊と接觸を保ちて進航し、其狀況を本隊に報ぜり、

同二十七日午前五分、哨艦信濃丸よりの警報到達するや、鎮海灣加徳水道に在泊せし第一、第二、第四戰隊及第一、第二、第三、第五驅逐隊、第九、第十四及第十九艇隊、又對馬海峽より南方を警戒せし第三、第五、第六戰隊、及其他の艦艇にして、何れも所屬の任務に在りしもの、悉く出動準備を急げり、而して我主力艦隊は、午前六時三十四分、根據地を發し、午後一時十五分、第三、第五、第六戰隊に令し、敵を待てり、午後一時三十九分に至り、敵艦隊の進航し來るを

見る、午後二時十五分、旗艦三笠を始め、各艦齊しく猛烈なる砲火を開き、夕暮に至るまでに、敵艦隊の勢力の主なる部分は撃破せられたり、

日没に至り、我主力艦隊は砲火を止め、戰場を驅逐艦及水雷艇に譲り、針路を鬱陵島に執りて、航進せり、午後七時三十分頃、水雷攻撃の命は下れり、是に於て、各艦艇は、先を争うて敵艦に肉薄し、午後八時十五分より、同十一時頃に至るまで、襲撃を執行して、敗殘の艦隊に、更に大打撃を加へたり、翌二十八日は、前日逸したる敵艦を撃破せんが爲めに、巡洋艦隊を東西に派し、搜索線を張りたるに、ネボガドフ少將の率ゐる第三艦隊（旗艦戰艦「ニコライ」海防艦「ゲネラル・ドミラル、アラキシン、同「アドミラル、セニヤウイン」及巡洋艦「イブムール」の五隻、外に一隻の巡洋艦、遙に其姿影を失ふ、）の我包圍内にあるを發見し、旗艦三笠は、先づ砲火を開きたるに、幾くもなく敵は降伏せり、上村戰隊、及び瓜生戰隊は、驅逐隊、水雷艇隊と共に、各殘餘の敵艦を攻撃して、之を破滅したり、今此兩日の海戦に於て、敵艦隊全滅の狀況を表示せんに、

- 六隻撃沈
- 二隻捕獲
- 一巡洋艦
- 四隻撃沈
- 五隻逃走
- 一海防艦
- 一隻撃沈
- 二隻捕獲
- 一驅逐艦

「アレンキサンダー三世」
 「オスラビヤ」
 「以上二隻は我砲彈の爲め」
 「旗艦」
 「クニヤ」
 「シス」
 「フロフ」
 「シソイベリキ」
 「ナバリシ」
 「以上三隻は我魚形水雷の爲め」
 「ボロシ」
 「以」
 「火災爆發」

「アリヨール」
 「石見」
 「イムペラートルニコラ」
 「一世(壹岐)」

九隻

「スピエトラナ」
 「我砲彈の爲め」
 「アドミラル」
 「ナヒモフ」
 「ドミドリドンスコイ」
 「ウラ」
 「シミルモノマフ」
 「以上三隻は我魚形水雷の爲め」

「アウロラ」
 「オレア」
 「ゼムチユグ」
 「以上三隻は馬尼刺に逃走抑留」
 「アルマーズ」
 「浦」
 「艦に入る」
 「イズムールド」
 「ウラゲミル」
 「に擱岸破壊」

三隻

「アドミラルウシヤニコフ」
 「我砲彈の爲め」

「グ子ララアドミラルセニヤウイン」
 「見島」
 「沖島」
 「アドミラルセニヤウイン」

九隻

- 四隻撃沈
- 一隻沈没
- 二隻逃走
- 一隻捕獲
- 一隻不明
- 一假装巡洋艦
- 一隻撃沈
- 一補助船舶
- 三隻撃沈
- 三隻逃走
- 一病院船
- 二隻抑留
- 合計 三十八隻

「アイメイ」
 「アイストレイ」
 「グロムスキ」
 「外一隻我砲彈の爲め」

「アレスタヤリスチ」
 「上海逃入の途沈没」
 「ボールドイ」
 「上海に逃入武装解除」
 「プ」
 「ラウイ」
 「浦に逃入」
 「ビエードウイ」
 「阜月」

一隻

「ウラール」
 「我砲彈の爲め」

六隻

「カムチャツカ」
 「イルチツシュ」
 「ルツシ」
 「我砲彈の爲め」
 「コレヤ」
 「スヴェリ」
 「上海に逃入武装解除」
 「アナスイリ」
 「本國に逃走」

二隻

「アリヨール」
 「補保丸」
 「カスツロマー」
 「カスツロマー」
 「は後ち解放」

二十隻

擊沈〔十三隻彈丸、六隻魚形、水雷一隻、火災爆發〕

五隻

捕獲

十隻

逃走

一隻

沈沒

二隻

抑留〔内一隻解放〕

敵艦船の損失は上記の如し、竊て我艦隊の損害を見るに、僅々水雷艇三隻の沈没〔艇の第三十四號、第三十五號、第六十九號、此三〕のみにして、其他の艦船は、多少破損を被りたるも、一として今後の役務に故障あるものなし。

第四項

日露戦役の我造船界に與へたる教訓

日露戦役は、日清戦役を距ること、僅々十年なるに、其間學術進歩の結果の、武器に應用せられたるもの少しとせず、其主要なるものを擧ぐれば、

一クルップ式甲鋼

一下瀬火藥

一無線電信

其他大砲水雷〔魚形及機〕等に改良を施したるものあり、是等は皆な、我海軍勝利の物質的要素として數ふることを得べし、是より更に進んで、學術界の此新發明が、如何に我海軍の成功に貢獻せしか、又日露戦役が、如何なる教訓を艦船構造に與へたるか、其大體に就き、少しく敘する所あらんとす、

日露兩國艦船形式

日本の戰艦、裝甲巡洋艦、及裝甲海防艦〔戰艦六隻、裝甲巡洋艦八隻、裝甲海防艦二隻、合計十六隻〕の内戰艦二隻〔富士、八島〕の四分の三は、英國、マジエヌチツクを以て、其劃期とせる造船界新紀元〔西曆千八百九十四年、明治二十七年〕後の設計に係るものなり、之に反して、露國の裝甲艦〔戰艦二十五隻、裝甲巡洋艦七隻、裝甲海防艦三隻、合計三十隻〕は、其五分の三は、此紀元以前の設計に係る舊式のものに過ぎず、

船體の擊沈を防止せんが爲め、舊式艦船の水線部は、厚き鋼製の甲帶に依て保護せらるゝを例とす、然るに新式のものにありては、此甲帶はクルップ式のものにして、其厚さは從來のものに比して、殆んど半減せり、〔例せば、富士及八島の甲〕

帯は、尋常鋼製にして、其厚十八吋なり、敷島形の」其厚さの減少より生じたる重量を以て、新式艦船にありては、甲鐵板布張の面積を増したり、乃ち水線甲帶上縁と中甲板間の舷側は、厚さ五吋乃至六吋の甲鐵板を以て防護せらる、之れに因りて、新式の艦船は、風波の海上に戦ひ、敵彈舷側の此の部分に命中するも、容易に穿洞せざるを以て、船内に海水の浸入すること少し、従て船體復原性に危害を及ぼすべき患なきを保すべしと雖も、舊式の艦船に於ては、全く然るを得ず、況んや下瀬火薬の如き猛烈なる爆發炸薬を装填する彈丸を使用するに於てをや、

日露兩國艦船の差違は、前記の形式のみに止まらず、日本の戦艦は、露國のものに比し、排水量、武装、艦装等の點に於て優る所あり、然れども、巡洋艦殊に其下級に屬するものに關しては、彼れの我れに遠く優るを覺ゆ、而して其驅逐艦、水雷艇等の如きは、彼我大差なきを認めたり、

砲煩 彼我雙方の主砲は、大約一種にして、戦艦にありては十二吋砲、装甲

巡洋艦にありては八吋砲、巡洋艦にありては等級に従ひ、六吋或は四・七吋砲なりとす、副砲は戦艦、装甲巡洋艦にありては六吋砲、巡洋艦にありては三吋砲、補砲は艦船の種類等級に従ひ、三吋・一・八吋・一・四吋砲、小銃口徑機關砲にして、雙方何も皆速射砲なりしは日清戦役と稍其趣を異にす、

日露戦役に於ては、日清戦役に於けると同じく、砲煩が主要の武器たるの實を示せり、而して勝敗の決は、命中奏功せる彈丸の數に關するや論を俟たず、日本海の戦争の例を引用せんに、我將卒は、數回の戦役に慣れ、沈勇にして、命中を誤らず、且下瀬火薬と望遠照準器を使用したる爲め、遠距離より發射したるものと雖も、殆ど空彈なく、命中せば、必ず激烈なる爆發を起し、爲めに船側を破壊し、火災を起し、砲手を殺傷し、若くは之をして甲板に立ち、事業に就く能はざらしむるに至れり、

日本海々戦に於て、我砲彈の爲めに撃沈せられたる敵艦は、戦艦「アレキサンダー」三世、「オストラビヤ」、巡洋艦「スピエトラナ」、装甲海防艦「ウシヤロフ」、假裝巡

洋艦「ウラール」補助船舶「カムチャツカ」、「イルチツシユ」、「アナスイリ」、「ルツシ」外に驅逐艦四隻、合計十三隻なりとす、然るに、此内三隻は、装甲艦にして、殊に「アレキサンダー三世」〔西曆千九百一〕「オスラビヤ」〔西曆千八百九〕の二戦艦は、西曆千八百九十四年の新紀元後の製造に係る新式のものにして、斯の如き堅艦が、砲彈の爲めに撃沈せらるゝものとせば、甲鐵板は戦艦にとりては、實に無用の長物に似たるを以て、造船界に一大疑惑の念を起さしめたり、其後彼我報告を綜合せしに、幸に此疑惑を撤去するに足るの説明を得たり、則ち敵艦の多くは、最終の碇泊所〔三十八年五月二〕に於て、炭水を満載せし時、其程度を超過し、甲帶〔水面に依りて、殆んど〕は、水面下に没し、其功力を全然喪失せしめたるものゝ如し、かくて此大海戦は開始せられて、我砲彈は敵艦舷側の防禦薄弱若くは皆無の場所に、熾んに命中爆發して、巨大なる孔口を穿鑿せり、此日波浪高く、海水は此水路より浸水したるを以て、船體は其吃水を増すと共に復原力を減じ、其結果として、遂に沈没を招きたるものと認定すべし。

魚形水雷 魚形水雷は、砲器に亞ぐべき有功なるべきものたるは、日露戦役に於て、充分に保證せられたり、日清戦役の時に比すれば、其大さの著しく増進したると、從て爆發の量は、従前のものに倍蕘したるのみならず、綿火薬に代ふるに下瀬火薬を以てしたる一事は、愈、其威力を大ならしめたり、三十七年二月八日の夜より、同九日の朝に互りたる我驅逐艦の襲撃に於て、敵艦「ツエザレウキツチ」、「レトウキザン」及「バルラダ」に與へたる損害は、驚くべきものにして、其「バルラダ」の受けたるものは、約二十呎四方に及びたりと云ふ、其他我より彼に發射したる實例を擧ぐれば、三十八年五月二十七日、日本海大戦争に於て、敷島、千早等は、晝間に拘らず、艦内裝備の水雷を使用し、敵の旗艦「スワロフ」に大損害を與へ、此夜驅逐隊及水雷艇隊の夜襲に於て、敵の戦艦「リドンスコイ」、「ウラジミルモノマフ」の六隻は、我魚形水雷の爲めに撃沈せられ、又彼より我金州丸、佐渡丸等に拋射し、奏功したる等の例は、枚擧するに遑